

北海道大学大学院医理工学院

『自己点検・評価報告書』

平成 29 年度～令和 2 年度

令和 3 年 11 月

目 次

I. 総論

1. 教育目標	3
2. 沿革	3
3. 組織体制	3
4. 組織改革と将来構想	3
5. 中期目標・中期計画	4

II. 教育

6. 教育目的（目標）と特徴	5
(1) 目的（目標）	
(2) 特徴	
7. 教育の実施体制	7
(1) 教員組織の編成	
(2) 教育の実施体制	
(3) 教育改革に取り組む体制	
8. 教育の質の向上及び教育のためのシステム	8
(1) 教育改善のための検討	
(2) FD の状況	
(3) 授業アンケートの実施状況	
9. 学生の受入	9
(1) アドミッション・ポリシー	
(2) 入学者選抜の実施体制	
(3) 入学定員・収容定員	
(4) 入学者数・収容者数	
(5) 社会人学生の受入	
(6) 留学生の受入	
10. 教育内容及び方法	11
(1) 教育課程の編成, 授業科目の内容	
(2) 教育方法	
(3) 授業形態, 学習指導法	
(4) 履修指導, 支援	
11. 教育の成果	14
(1) 成績評価	
(2) 卒業（修了）判定	
(3) 卒業（修了）率, 資格取得等	

(4) 就職・進学	
12. 学生支援.....	16
(1) 教育の国際性	
(2) 学際的教育の推進	

1. 総論

1. 教育目標

本学の4つの基本理念「フロンティア精神、国際性の涵養、全人教育、実学の重視」のもとで、本学院は、医理工学分野の専門家として、高度な専門性、広い視野及び高い倫理観を備えた人類社会の持続的発展に貢献することができる人材、並びに卓越した知識、高度な研究能力を備え、医療技術及び医療機器の開発等の諸課題の高度化及び国際化に対応することができる人材の育成を教育目標とする。

2. 沿革

平成29(2017)年4月1日 大学院医理工学院(修士課程・博士後期課程)設置

3. 組織体制

本学院に学院長を置き、運営責任者として本学院の業務全般を掌理する。学院長候補者は本学院専任の教授から学院教授会で投票により選考する。選考された学院長候補者は本学総長に上申され、総長が学院長を指名する。また、学院長を補佐する副学院長1名を置き、本学院専任の教授から学院長が指名する。さらに、本学院担当の教員を「量子医理工学コース・分子医理工学コース」の2コースに分類し、4講座10分野を置く。

また、本学院に教授会を置く。教授会は、組織運営に関すること、学院担当教員候補者(非常勤講師を含む。)の選考に関すること、学術交流に関すること、予算及び決算に関することのほか、本学院に関する重要事項について審議する。教授会の構成員は、本学院の専任の教授、准教授、特任教授及び特任准教授をもって組織する。教授会は所定の開催月に開催し、必要に応じて臨時教授会を開催する。

教授会の下に入学試験、教育、評価等に関し必要な常置委員会を置き、各所掌事項を審議する。

4. 組織改革と将来構想

本学院は、高齢化が一層進行する社会情勢の中、医療体制の複雑化、医療技術・医療機器の高度化による社会・産業界からの新たなニーズを背景に、前述の教育目標を掲げて、平成29年より教育を開始した。

本学院は、今後も北海道大学の総合大学としての強みと学院・研究院制の特色を活かしながら、社会ニーズや学生ニーズに対し、機動的かつ柔軟に対応するために最適な体制整備を進めていく。また、幅広い学問分野の教員が協働して、授業科目や教育プログラムの内容を適切に改定し、引き続き博士課程の入学定員充足状況を高い水準で維持していく。

これらにより、専門的知識に裏づけられた総合的判断力と高い識見並びに異文化理解力と国際的コミュニケーション能力を有し、国際社会の発展に寄与する指導的・中核的な人材を継続的に輩出する。

5. 中期目標・中期計画

大学院医理工学院の中期計画	
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	
①医理工学院入学式等において新渡戸スクールを紹介・推奨する。	
②授業科目やシラバスの英語化等、英語による授業開講を推進することにより、グローバルに活躍する人材を育成する。	
③外国人教員の授業により、国際的コミュニケーション能力の向上を図る。	
④アクティブ・ラーニングを積極的に活用し、アクティブ・ラーニング授業科目を平成33年度までに開講科目の60%まで増加させる。	
⑤アセスメント・ポリシーを平成31年度までに策定する。	
⑥カリキュラムマップを平成29年度までに作成する。	
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
①大学院学生の進路・履修相談、経済的支援、就職支援、キャリア支援などの取組を実施する。	
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	
①外国人留学生特別選抜制度を導入し、渡日前入試を実施する。	
3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標を達成するための措置	
①博士課程学生による研究及び北大病院内における現場教育（実習）を通じて地域社会へ貢献する。	
②医学部・医学院等と協力し、地域の高校において、先端医療等に関する授業・講義を実施し、高校生に対して医理工学への関心を高める。	
4 その他の目標を達成するための措置	
(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置	
①GI-CoREとの連携による世界トップレベルの教育を行う。	
②外国人留学生特別選抜制度を導入することにより、外国人留学生の受入数を増加させる。	
③外国人留学生を対象とした経済、生活、キャリア等に関する支援を拡充する。	

II. 教育

6. 教育目的（目標）と特徴

（1）目的（目標）

本学院は、北海道大学が掲げる4つの基本理念「フロンティア精神」「国際性の涵養」「全人教育」「実学の重視」の下に、理学及び工学分野の発展を医学分野に応用する異分野融合の新たな学問分野「医理工学分野」の教育を行う大学院として平成29年度に創立された。本学の第3期中期目標に掲げられた「専門的知識に裏づけられた総合的判断力と高い見識並びに異文化理解力と国際的コミュニケーション能力を有し、国際社会の発展に寄与する指導的・中核的な人材育成」を達成するため、高度な専門性、広い視野及び高い倫理観を備えた人類社会の持続的発展に貢献することができる人材、卓越した知識、高度な研究能力を備え、医療技術及び医療機器の開発等諸問題の高度化及び国際化に対応することが出来る人材育成を学院の教育目標とした。目標実現のため、量子力学から発展した放射線物理学を基礎とし、これを医学に応用するための学問を学ぶ「量子医理工学コース」及び生体分子挙動に関する理工学を医学に生かすために必要な学問を学ぶ「分子医理工学コース」を設けている。

（2）特徴

高齢化が一層進行する社会情勢の中、医療体制の複雑化、医療技術・医療機器の高度化による社会・産業界からの新たな要請を背景に、前述の教育目標を掲げて本学院を設置し、平成29年より教育を開始した。本学院は、複数教員による指導体制を設置当初より確立し少人数体制で多面的教育を行い、複雑化する医療機器に関連する学問領域及び社会構造の変化に対応できる「全人教育」を通して、幅広い学識を有し指導的立場で医療と理工学の融合した科学分野における研究を推進する研究者の育成を行う。本学の第3期中期目標・計画に従い、授業科目やシラバスの英語化、GI-CoRE（北海道大学国際連携研究教育局）との連携によりスタンフォード大学をはじめとした海外著名大学・研究者によるアクティブ・ラーニングを積極的に活用した講義・実習を通じ、修士課程・博士後期課程共に国際的コミュニケーション能力の向上を図り「国際性の涵養」を行っている。特に英語での学会発表を強く学生に促し旅費等の経済支援を行い、討論を推奨・推進している。学生の自主性を尊重し、自発的・自立的に研究開発が遂行できる創造力豊かな「フロンティア精神」をもつ人材を育成している。

掲げた教育目標・理念を理解し、本学での学修を希望する学生は北海道外からも入学があり、さらに外国人留学生特別選抜制度の導入とその利用による海外からの学生入学も5名を数え、国際大学院としての機能を発揮すると共に関係者の国際化に関する期待に応えている。産学連携の観点から、企業から博士後期課程に社会人学生を受け入れ、社会及び医療技術の発展への貢献を考える企業人に対して高度な専門知識や

複数分野に及ぶ多面的教育環境を提供している。学生に対しては、大規模プロジェクトや先進的な製品開発を推進する立場にある企業人からの講義，講演などの機会を通じて「実学の重視」に沿ったグローバルな視点を涵養している。これらを通じ，本学院では総合的に国際的な世界トップレベルの人材育成を行っている。

7. 教育の実施体制

(1) 教員組織の編成

本学院では理学・工学から発展した領域を医学に応用できる人材、又は生体の分子挙動に関する理工学を医学に応用できる人材を養成するため、理学・工学・保健・歯学および医学の多様な学際的背景を持つ教員が有機的に協働しながら教育を行っている。この特色ある取組の理念は、融合型科目・コースワークの設定に顕れており、またキャリア形成に向けた教育研究指導體制、特に、理工学系、医学系それぞれに専門を置く専任教員が互いに連携して学生の研究指導を行う複数指導體制として実現している。これらを通して広い視野の人材育成を行う事を可能としている。

(2) 教育の実施体制

1) 本学院では、課程教育運営に係る審議事項は教務委員会で審議の後、本学院教授会で最終決定される。

なお、本学院教授会は、本学院を担当する本学院の専任の教授及び准教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授又は特任准教授の職にある者を含む。）をもって構成される。

(3) 教育改革に取り組む体制

本学院では、教務委員会を設置し、教育課程及び教育方法の見直しを適宜行っている。作成した見直し案は教授会に付議され、修正等を加えて実施する体制になっている。

本学院のコースワーク及び二つのプログラム（医学物理士プログラム及び医療機器開発プログラム）は、最先端の専門的知識や医療技術を持った技術者及び研究者を育成するため、時代に即した見直しを行う必要がある。例えば、医学物理士プログラムにおいては、医学物理士認定機構の医学物理教育コース認定基準を満たす必要があり、基準が改訂された際にはプログラムの内容変更が不可欠である。

また、学生及び社会の要請を把握し、必要な教育課程及び教育方法の変更を実施するための意見収集の一環として、学生の課程修了時及び修了後1年経過時に、アンケート調査を実施している。これらのアンケート調査の結果については、教務委員会で集約し、教授会で報告している。

このような学生及び社会的な要請等を基に、教務委員会では、本学院のコースワーク及び二つのプログラム等の見直しを行っている。本委員会で検討された教育課程や教育方法の見直し案は、教授会に付議され、修正等を加えた後実施している。

8. 教育の質の向上及び教育のためのシステム

(1) 教育改善のための検討・実施体制

本学院では、教務委員会でカリキュラムや教育方法の見直し案を作成している。作成した見直し案は教授会に付議され、修正等を加えて実施する体制になっている。

教育改善の一環として、学生の満足度と学習到達度を高めるため、各科目やカリキュラム、教育方法など見直しに継続して取り組む必要がある。そこで、学生の意見やニーズを把握するため、授業アンケートを学期ごとに実施している。アンケートの結果については、教務委員会で集約し、教授会で報告するとともに、各科目担当教員へ周知し、授業内容及び手法等の改善を促進している。

このようにして得た学生の意見やニーズ、さらには各教員及び分野等から提出された提案を基に、教務委員会で改善案を審議し、教授会に付議、承認後、実施されている。

(2) FD の状況

本学院では教職員の教育力・教育指導力の強化に向けて、全学あるいは各部局で開催される多数の教員向け FD 研修の受講を所属教員に推奨しており、多くの教員がこれらの FD に参加している。

(3) 授業アンケートの実施状況

【基本的な記載事項】

学生からの意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料は【資料1】のとおり

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 2018年度の修了生へのアンケート結果では、講義・実験・実習について25%の学生が非常に満足、50%が概ね満足と3/4の学生がカリキュラムについて肯定的な評価を行っている。特に、研究（論文作成）指導については、63%の学生が非常に満足、25%が概ね満足と約9割の学生が本学院での研究環境を肯定的に評価した。発表・プレゼンテーション能力を始め、外国語能力、情報収集・分析能力などの一般的な能力の分野でも、8項目中7項目で半数を超える学生が、身についたと肯定的な評価を行っており、良好な評価が得られている。

9. 学生の受入

(1) アドミッション・ポリシー

<理念>

最先端理工学を活かした新たな医療技術開発の研究を推進し，それを可能とする人材を育成することにより，健康長寿社会の実現に貢献する。【資料 2】

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- アドミッション・ポリシーを策定し，医理工学院ウェブサイト上で公開し，本学院入学を希望する学生に対して受入の方針を示している。

(2) 入学者選抜の実施体制

入学者の選抜は，1) 課題論文，2) 口述試験，3) 英語能力の調査（TOEFL または TOEIC のスコアシート）の総合評価によって行う。学院長，副学院長，本学院の専任の教員若干名及びその他学院長が必要と認めた者により構成される本学院入試委員会において実施する。

(3) 入学定員・収容定員

【資料 3】のとおり

修士課程：12 名

博士後期課程：5 名

(4) 入学者数・収容者数

【資料 3】のとおり

入学定員に対する平均比率（平成 29 年度～令和 2 年度）

修士課程：121%

博士後期課程：130%

収容定員に対する平均比率（平成 29 年度～令和 2 年度）

修士課程：120%

博士後期課程：127%

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 入学志願者志願倍率は，開学時の平成 29 年度は 1.47，平成 30 年度は 1.41，令和元年度は 1.88，令和 2 年度は 1.47 と募集人員を超えた志願者を集めている。

(5) 社会人入学の受入

入学		MC	DC
年度	月		
2017	4月	1	3
	10月		1
2018	4月		3
	10月		
2019	4月	2	1
	10月		
2020	4月		
	10月		1
計		3	9

(6) 留学生の受入

本学院においては、外国人留学生特別選抜試験を実施しており、10月入学者を対象にオンラインミーティングによる口述試験を行い、渡日せずに入学試験を実施することで、留学生を獲得できるようにしている。

10. 教育内容及び方法

(1) 教育課程の編成, 授業科目の内容

【資料4】【資料5】のとおり

(2) 教育方法

本学院においては、理工学系の研究であっても、医学系の視点からの意義を評価することが重要であり（同様に、医学系の研究であっても、理工学系の視点からの評価が必要である。）、それぞれに専門を置く教員が互いに連携して大学院生の教育・研究の指導にあたる点が特徴の一つである。

主任指導教員は、研究計画の立案から学位取得に亘る大学院生の研究活動の指導を主体的に行う教員である。副指導教員は、主任指導教員とは異なる専門的立場から大学院生の研究活動の指導を行なうことにより、主任指導教員を補助する。【資料5】

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 本学院の特色として、理工学系の研究に対する医学系の視点からの評価も重要と考え、それぞれに専門を置く教員が互いに連携して大学院生の教育・研究の指導にあたっている。一人の学生に対して研究計画の立案から学位取得にわたる大学院生の研究活動の指導を主体的に行う主任指導教員を置き、さらに、主任指導教員とは異なる専門的立場から大学院生の研究活動の指導を行う副指導教員が主任指導教員を補助し、ディプロマ・ポリシーを達成するための多様な視点からの教育を実現可能とする体制を取っている。
- ディプロマ・ポリシーに定める異分野・異業種間の諸課題を調整し、協働できるコミュニケーション能力、専門的知識と技能、及び国際社会でリーダーとして活躍できる能力を身につけた人材の育成という目標に対応するため、平成29年度の設置当初から主任指導教員に加え副指導教員を一人の学生に対して定めることにより、研究課題に対して多面的な思考が可能となる教育プログラムを展開し、教育の高度化を図ることのできる組織体制を組み、これを実現するカリキュラムマップとして体系化を行っている。また、各授業科目は体系化されたナンバリングコードが付与され、カリキュラムマップに反映がなされている。【資料4】【資料6】
- 医学物理士等の医療現場で活躍する医療従事者や医療技術者を育成することを目的に、「医学物理士プログラム」(医学物理士認定機構による認定を受けた医学物理教育コース)及び「希少がん・小児がん医理工学プログラム」(平成29年度大学教育再生戦略推進費「多様な新ニーズに対応する『がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)』養成プラン」)を設置し、令和元年度までに、「医学物理士プログラム」4名、「希少がん・小児がん医理工学プログラム」6名が修了した。【資料7~8】
- 放射線を用いた診断・治療機器に関する研究及び開発を担う人材の育成を目的と

し、高度な工学的素養を身につけるための教育プログラムとして「医療機器開発プログラム」を開設し、令和元年度までに19名が修了した。【資料9】

- 社会において急速に必要性が増しているディープ・ラーニングに対する理解を深めるため講義の中で積極的に同領域を扱うこととし、さらに、令和元年度に実施された JDLA Deep Learning for GENERAL（日本ディープ・ラーニング協会）の受験を学院として推奨したところ10名が受験、うち8名が合格した。
- 社会の注目度が高く目覚ましい進歩を遂げている再生医療において、専門的知識に基づいて細胞の調整・培養を行う認定資格である「臨床培養士」の取得を学院として支援した。北海道大学病院細胞プロセッシング室との協力体制により、1名が1年間の研修後、筆記試験・実技試験による審査に合格し、令和元年度に日本再生医療学会認定の臨床培養士資格を取得した。

(3) 授業形態, 学習指導法

【基本的な記載事項】

1年間の授業を行う期間が確認できる資料は【資料10】のとおり
シラバスの全件、全項目の確認は以下 URL のとおり

<http://syllabus01.academic.hokudai.ac.jp/Syllabi/Public/Syllabus/SylSearch.aspx>

協定等に基づく留学期間別日本人留学生数は【資料11】のとおり

インターンシップの実施状況が確認できる資料は【資料12】のとおり

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 学生の主体的な学習を促すため、平成29年度から研究発表会を実施している。この研究発表会は修士課程学生が中心となって企画・運営・発表を行っている。当該発表会は学外者も聴講の対象とすることで、学生自らが自身の研究をわかりやすく説明する力を身につけ、プレゼンテーション能力の向上に繋がっている。また企業、アカデミアいずれにあっても必要とされるこのような会議体の運営、抄録集の作成などの実務的能力の涵養に役立っている。同時に、本学院では企業との交流会として企業研究者と学生との間で情報交換を行う機会を設定している。同会では、学院の教育・研究内容を企業に知っていただくと共に、育成している人材像について実際に対面で理解していただく貴重な機会となっている。【資料13】

(4) 履修指導, 支援

【基本的な記載事項】

履修指導の実施状況が確認できる資料は【資料14】のとおり

学習相談の実施状況が確認できる資料は【資料15】のとおり

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料は【資料16】

のとおり

履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料は

【資料 17】 のとおり

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 学生の主体性を涵養する教育課程・教育方法・学習支援環境の整備を目的として、全ての専門基礎科目でアクティブ・ラーニングの導入に着手している。その一環として、講義室にデジタルホワイトボードを導入し対話的な講義が常に行える環境を整備し、教員の積極的な活用を促している。
- 学生の就職支援活動として、全ての学生に対して年に 1 回以上、就職担当教員が学生との面談を行っている。学生それぞれの進学、就職いずれかの進路の把握とそれに応じたアドバイスを行っている。さらに、企業研究者を招へいして企業での研究・開発の実際を知ることができる講義を実施し、企業での研究開発を行っていた経歴のある大学教員にも講義に参画を求める事で、産学連携や企業、大学での研究・開発について在学中から具体的なイメージを学生が持てるような機会を積極的に設定している。
- 学生と企業との交流会を行い、医療を含めた業界全体の理解を深める場を設けている。【資料 13】（再掲）

1.1. 教育の成果

(1) 成績評価

【基本的な記載事項】

成績評価基準は【資料 18】のとおり

成績評価の分布表は【資料 19 及び 20】のとおり

学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料は【資料 21】のとおり

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 成績評価基準のガイドラインを策定し、シラバスに成績評価の基準と方法を明記している。学生からの成績評価に対する申立て制度を定め、学生便覧に掲載している。また、取扱い要項を教員に周知することで適切な成績評価が行われる体制を構築し、運用を行っている

(2) 卒業（修了）判定

【基本的な記載事項】

修了の要件を定めた規定は【資料 22~24】のとおり

卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料は【資料 22 及び 25】のとおり

学位論文の審査に係る手続き及び評価の基準は【資料 26】のとおり

修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料は【資料 22 及び 25】のとおり

学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料は【資料 26】のとおり

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 修得すべき単位、提出すべき学位論文の取り扱い等を修了の要件として定め規定として明文化を行っている。この規定の中では、修士課程においてはインパクトファクターが附与されている英文学術雑誌への掲載もしくは掲載が確約されている論文 1 編以上、博士後期課程にあつては同 2 編以上の学位論文に添付する基礎論文を有するなど優れた研究業績を上げた者について、修了要件として定めた在学期間よりも短い期間で要件を満たすものとする考え方も示している。学位論文の審査についても修士課程、博士後期課程それぞれ、手続き及び評価の基準を明文化し、学生便覧に記載し周知を図っている。在学中に行った研究に関しては、特に、基礎的実験データだけでなくネガティブデータについても記載することを推奨し、研究に対する真摯な学究的態度が涵養できる研究・教育体制を明示的に示している。学位論文の審査体制、審査基準に関しても、それらを明文化す

ることで学生が審査の日程を含めた手順、作成すべき内容、審査の基準・観点を予め認識しつつ研究を行っていくことができるようにしている。また、本学院の特徴でもある主任指導教員・副指導教員による複数指導体制により、学生は、指導教員それぞれの専門的立場から多面的に研究の指導を受けることができ、学位論文として発表する学業成果の社会的普遍性、学術的正当性等を高いレベルでまとめることが可能となっている。【資料 27~30】

(3) 卒業（修了）率、資格取得等

【基本的な記載事項】

標準修業年限内卒業（修了）率は【資料 31】のとおり

「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は【資料 32】のとおり

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 修士課程入学学生の標準修業年限内修了率は、平成 30 年度は 93.75%、令和元年度は 100%となっている。また、医学物理士試験合格率は 100%であり高い修了・合格率を記している。

(4) 就職・進学

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 就職・進学担当教員を選任し、優秀な学生の博士後期課程への進学を支援し、また、企業研究者を招き特別講演等の機会を設け、修士課程学生に対しては企業での研究活動を紹介し多彩なキャリアパスの提示、研究する環境や生活習慣なども含め多面的な選択肢を提示することで就職支援を積極的に行っている。同時に、企業からの社会人学生として博士後期課程への入学も広く門戸を開き受け入れている。このような取組の結果、修士課程修了生の主な就職先は、企業の開発・研究職が多数を占め、医理工学院での医学・理学・工学を融合した先端的教育を踏まえた専門職となっている。また、企業からの博士後期課程入学者は 8 名となっており、全体に占める割合は約 4 割となっており、企業からの人材受入・輩出へのニーズに堅実に対応している。

12. 学生支援

(1) 教育の国際性

【基本的な記載事項】

協定等に基づく留学期間別日本人留学生数は【資料 11】(再掲)のとおり

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 第3期中期目標期間の留学生の割合は、博士後期課程において16.7%である。日本語能力向上のため、北海道大学にて留学生向けに開講されている日本語講座の受講を積極的に促し、本学院カリキュラム履修に支障の無いよう流動的に運用するなどして受入体制を学院として整備している。
- GI-CoRE(北海道大学国際連携研究教育局)の枠組みと積極的に連携しスタンフォード大学その他国内外の著名大学・研究機関の研究者と共同で、Medical Physics School 及び Radiation Biology School の2科目を本学院教員が主体となって開講している。平成30年度からは、本学研究者と海外の世界トップレベルの研究者等が協働して世界から北海道に集まる学生を教育する「Hokkaido サマー・インスティテュート(HSI)」としても開講することで、本学院の学生に対して、一週間を通じて最先端の研究・知見を英語で、海外からの参加学生とともにインタラクティブに習得する機会を提供し、国際性豊かな人材育成を行っている。【資料 33】
- 平成30年度に、ナバーラ大学(スペイン)と部局間交流協定を締結し、更なる海外大学との学生の派遣・受入を促進している。【資料 34】
- 平成29年度から、GI-CoREとの連携により、GI-CoREが主催する国際シンポジウム等において、本学院の学生が発表する機会を設け、令和元年度までに7名の学生がポスター発表を行っている。これにより、学生がスタンフォード大学、オックスフォード大学及びフローニンゲン大学等の世界トップレベルの研究者と英語で議論することが可能となり、学生の英語力向上及び英語力向上に向けた英語学習のモチベーション強化にも寄与している。【資料 35】
- 令和元年度に、本学の協定校であるモンゴル国立大学及びアルファラビ・カザフ国立大学とコチュテル・プログラムを締結し、より国際的な視点を活かした研究指導体制を構築した。

(2) 学際的教育の推進

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 医理工学院ではカリキュラム・ポリシーに定める如く、理学・工学から発展した領域を医学に応用できる人材、又は生体の分子挙動に関する理工学を医学に応用できる人材を養成するため、理学・工学・保健・歯学および医学の多様な学際的背景を持つ教員が有機的に協働しながら教育を行っている。この特色ある取組の理

念は、融合型科目・コースワークの設定に顕れており、またキャリア形成に向けた教育研究指導体制、特に、理工学系、医学系それぞれに専門を置く専任教員が互いに連携して学生の研究指導を行う複数指導体制として実現している。これらを通して広い視野の人材育成を行う事を可能としている。【資料 36】

北海道大学大学院医理工学院
『自己点検・評価報告書』別添資料

別添資料一覧（医理工学院）

番号	資料・データ名
【資料1】	医理工学院 修了時アンケート集計（令和2年度）
【資料2】	医理工学院のアドミッション・ポリシー（2020年度）
【資料3】	医理工学院の入学定員充足率（2017～2020年度）
【資料4】	医理工学院のカリキュラム・マップ(2020年度)
【資料5】	研究指導について(大学院医理工学院 学生便覧抜粋)
【資料6】	授業科目ナンバリングについて(大学院医理工学院 学生便覧抜粋)
【資料7】	医学物理士プログラム（授業科目一覧）
【資料8】	北海道大学大学院医理工学院希少がん・小児がん医理工学プログラム
【資料9】	北海道大学大学院医理工学院医療機器開発プログラム
【資料10】	医理工学院の学年歴（2020年度）
【資料11】	協定等に基づく留学期間別日本人留学生数(2016～2020年度)
【資料12】	北海道大学の「インターンシップの実施状況に関する調査」の調査票（2017年度）
【資料13】	学生研究発表会・企業交流会
【資料14】	履修指導の実施状況が確認できる資料（医理工学院，2019年度）
【資料15】	学習相談の実施状況が確認できる資料（医理工学院，2020年度）
【資料16】	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（医理工学院，2019年度）
【資料17】	履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（医理工学院，2020年度）
【資料18】	医理工学院医理工学専攻(修士課程・博士後期課程)成績評価基準のガイドライン
【資料19】	成績評価分布状況表（医理工学院，2020年度前期及び後期）
【資料20】	成績評価分布状況表（大学院共通授業科目，2020年度前期及び後期）
【資料21】	北海道大学大学院医理工学院における学生からの成績評価に対する申立て制度に関する取扱い要項
【資料22】	北海道大学通則【抜粋】
【資料23】	北海道大学大学院通則【抜粋】
【資料24】	課程の修了要件（北海道大学大学院医理工学院規程抜粋）
【資料25】	国立大学法人北海道大学における教授会への意見聴取事項等に係る規程
【資料26】	北海道大学学位規程
【資料27】	課程修了の認定（北海道大学大学院医理工学院規程抜粋）
【資料28】	学位論文評価基準(大学院医理工学院 学生便覧抜粋)
【資料29】	医理工学院修士課程学位論文審査要項
【資料30】	医理工学院博士後期課程学位論文審査要項
【資料31】	標準修業年限内卒業（修了）率
【資料32】	「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率
【資料33】	北海道大学サマーインスティテュートポスター
【資料34】	ナバーラ大学との学生交流協定
【資料35】	国際シンポジウム・学生発表
【資料36】	医理工学院概要

理工工学院 修了時アンケート集計 (修士課程) 【令和2年度】

アンケート回答数	13	修了生	16
----------	----	-----	----

%	票数	%	票数
---	----	---	----

① 基本的事項

問1 あなたの所属課程およびコースを教えてください

1. 修士課程	100%	13	2. 博士後期課程	0%	0
0. 未回答 (不明)	0%	0			
1. 量子理工学コース	69%	9	2. 分子理工学コース	23%	3
0. 未回答 (不明)	8%	1			

② 本学院への進学について

問2 理工工学院を選択した理由を教えてください (複数回答可) 総回答数 25

1. 研究 (学修) したい分野があった	12	2. 指導して欲しい教員がいた	2
3. 希望する職業分野の学修ができる	2	4. 就職に有利	4
5. 資格取得のため	1	6. 学力が適当	0
7. 経済状況	0	8. 通学が容易	1
9. 親・先生・友人等に勧められた	2	10. 北海道大学出身のため	1
11. その他	0		

その他記述

③ 学修・研究計画について

問3 入学時点で立てた学修・研究計画はどれくらい達成できましたか?

1. 十分達成できた	38%	5	2. まあまあ達成できた	62%	8
3. あまり達成できなかった	0%	0	4. 全く達成できなかった	0%	0
0. 未回答	0%	0			

問4 学院・専攻で掲げている"教育目標"は知っていましたか?

1. 知っていた	85%	11	2. 知らなかった	15%	2
0. 未回答	0%	0			

問5 学院の"カリキュラム・ポリシー"は知っていましたか?

1. 知っていた	69%	9	2. 知らなかった	31%	4
0. 未回答	0%	0			

問6 学院の"ディプロマ・ポリシー"は知っていましたか?

1. 知っていた	38%	5	2. 知らなかった	62%	8
0. 未回答	0%	0			

④ 在学時の学修と経験

問7 在学中、以下の学修や経験についてのどの程度熱心に取り組みましたか? それぞれ4段階でお答え下さい (学修又は経験した項目のみお答え下さい)

(1. 熱心 2. やや熱心 3. やや不熱心 4. 不熱心 0. 経験していない)

A. 講義	1	23%	3	B. 外国語	1	15%	2
	2	77%	10		2	31%	4
	3	0%	0		3	46%	6
	4	0%	0		4	8%	1
C. 演習・ゼミ	1	31%	4	D. 実験・実習	1	23%	3
	2	38%	5		2	38%	5
	3	23%	3		3	23%	3
	4	0%	0		4	8%	1
E. 研究・論文作成	1	69%	9	F. 海外留学	1	0%	0
	2	31%	4		2	8%	1
	3	0%	0		3	15%	2
	4	0%	0		4	54%	7
G. TA業務	1	0%	0	H. RA業務	1	0%	0
	2	31%	4		2	31%	4
	3	0%	0		3	8%	1
	4	54%	7		4	46%	6
I. 学会発表	1	38%	5	J. 資格の取得	1	0%	0
	2	38%	5		2	23%	3
	3	15%	2		3	46%	6
	4	8%	1		4	15%	2
K. インターンシップ・就職活動	1	46%	6	L. 部・サークル活動	1	0%	0
	2	23%	3		2	8%	1
	3	15%	2		3	8%	1
	4	8%	1		4	69%	9
M. アルバイト	1	0%	0	N. ボランティア・社会奉仕活動	1	0%	0
	2	54%	7		2	8%	1
	3	23%	3		3	31%	4
	4	15%	2		4	38%	5
O. 医学物理士プログラム (希少がん・小児がん理工学プログラムを含む)	1	15%	2	P. 医療機器開発プログラム	1	31%	4
	2	8%	1		2	23%	3
	3	8%	1		3	0%	0
	4	46%	6		4	31%	4
	0	23%	3		0	15%	2

問8 在学中、以下のごとについてどの程度身についたと思いますか? それぞれ4段階でお答え下さい

(1. 十分身についた 2. まあまあ身についた 3. あまり身につかなかった 4. 全く身につかなかった 0. 未回答)

【一般的能力】

A. 発表・プレゼンテーション能力	1	62%	8	B. ディスカッション能力	1	46%	6
	2	38%	5		2	46%	6
	3	0%	0		3	8%	1
	4	0%	0		4	0%	0
C. コミュニケーション能力	1	31%	4	D. 外国語能力	1	8%	1
	2	54%	7		2	31%	4
	3	8%	1		3	54%	7
	4	8%	1		4	0%	0
E. リーダーシップ	1	0%	0	F. 集団の中での協調性	1	23%	3
	2	54%	7		2	69%	9
	3	31%	4		3	8%	1
	4	15%	2		4	0%	0
G. 情報収集・分析能力	1	31%	4	H. 企画・アイデア等の創造力	1	8%	1
	2	54%	7		2	62%	8
	3	8%	1		3	15%	2
	4	0%	0		4	8%	1
	0	8%	1		0	8%	1

問9 カリキュラム (講義、演習・ゼミ、実験・実習、研究指導等) の満足度を教えてください

(1. 非常に満足 2. 概ね満足 3. やや不満 4. 非常に不満 0. 未回答)

A. 講義	1	15%	2	B. 演習・ゼミ	1	31%	4
	2	77%	10		2	69%	9
	3	8%	1		3	0%	0
	4	0%	0		4	0%	0
C. 実験・実習	1	23%	3	D. 研究 (論文作成) 指導	1	38%	5
	2	69%	9		2	54%	7
	3	8%	1		3	8%	1
	4	0%	0		4	0%	0
E. カリキュラム全体	1	38%	5				
	2	62%	8				
	3	0%	0				
	4	0%	0				
	0	0%	0				

問9-2 不満を感じた点を教えてください

・多くのモダリティがあったのに、触れる機会があまりなかった。
 ・AI分野や自分の研究内容を担当教員にもう少し教授してほしかった (放任主義過ぎた)。
 ・社会人学生への配慮がもう少しあっても良いのではないかと (夜間・休日の講義等)。

⑤ 在学中の海外経験について

問10 在学中の海外経験のうち、もっとも長期の滞在経験を教えてください

1. 1年以上の留学	0%	0	2. 3ヶ月~半年程度の留学	0%	0
3. 1ヶ月程度の語学研修	0%	0	4. 中長期ボランティアやインターンシップ	0%	0
5. 在学中に海外渡航はしていない	92%	12	6. その他	8%	1
0. 未回答	0%	0			

その他記述

- ・3日間

⑥ 本学での学生生活等について

問11 本学の修学支援等に係る各種サービスに対する満足度を教えてください

(1. とても満足 2. 満足 3. どちらでもない 4. 不満 5. とても不満 0. 未回答)

A. 学修や研究のための施設・設備	1	46%	6	B. 立地を始めとした学修環境	1	54%	7
	2	54%	7		2	46%	6
	3	0%	0		3	0%	0
	4	0%	0		4	0%	0
C. 学生相談室や保健センター等における学生生活支援	1	23%	3	D. 奨学金・授業料免除などの経済的支援	1	23%	3
	2	54%	7		2	46%	6
	3	23%	3		3	23%	3
	4	0%	0		4	8%	1
E. キャリアカウンセリング (就職や進学に関する相談)	1	23%	3				
	2	38%	5				
	3	23%	3				
	4	15%	2				
	5	0%	0				
	0	0%	0				

⑦ 修了後の進路について

問12 今後の進路を教えてください

1. 民間企業	85%	11	2. 大学教員	0%	0
3. 公務員	0%	0	4. 自営業	0%	0
5. ポスドク	0%	0	6. 大学院進学	8%	1
7. その他	8%	1	0. 未回答	0%	0

その他記述

記述なし

⑧ 本学の教育に対する要望について

問13 本学の教育に対して、ご意見・要望などがありましたら、記入願います。

・医学物理士プログラムの受講者にもっと利益を頂ければ良いと思う。日本学生支援機構奨学金返還免除の項目に全ての講義の成績が優以上であることが含まれているが、医学物理士プログラム受講者は得科目数が多いため、不利になる。一方、医学物理士試験とは関係のないような講義が多かったが、就職先で役立つ知識を学ぶ、そこは良いと思った。

・色々なバックグラウンドを持った学生が多いため、もっと研究室間で交流して研究していきかった。

・カリキュラムは良いものが多く、大学院進学希望者は多くいるが、授業体制やサポート不足の部分が多く、進学をやめている者が多い。リモート講義が広まれば、もっと良いと思う。今のままでは、社会人学生は入ってこないのではないか。

・医学以外の分野も学べ、就職に大きく役立つ。

%	票数	%	票数
---	----	---	----

⑨ 任意回答科目

問14 あなたの性別を教えてください

1. 男性	85%	11	2. 女性	8%	1
0. 未回答	8%	1			

問15 あなたは北海道大学の出身ですか?

1. はい	54%	7	2. いいえ	38%	5
0. 未回答	8%	1			

問16 あなたは社会人学生ですか?

1. はい	15%	2	2. いいえ	77%	10
0. 未回答	8%	1			

⑨ 任意回答科目

問14 あなたの性別を教えてください

問15 あなたは北海道大学の出身ですか?

問16 あなたは社会人学生ですか?

問14 あなたの性別を教えてください

問15 あなたは北海道大学の出身ですか?

問16 あなたは社会人学生ですか?

問14 あなたの性別を教えてください

問15 あなたは北海道大学の出身ですか?

問16 あなたは社会人学生ですか?

問14 あなたの性別を教えてください

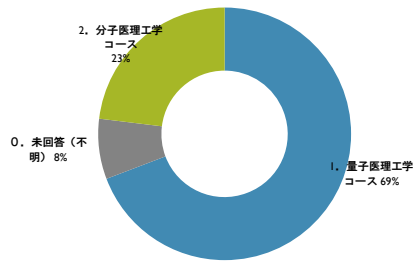
問15 あなたは北海道大学の出身ですか?

問16 あなたは社会人学生ですか?

問14 あなたの性別を教えてください

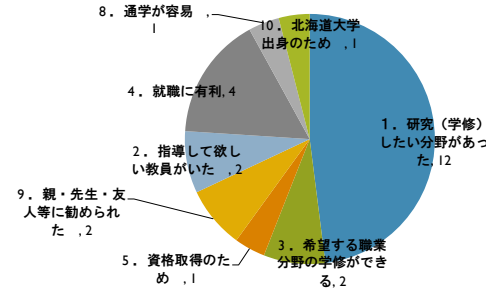
① 基本的事項

問1 所属コースを教えてください



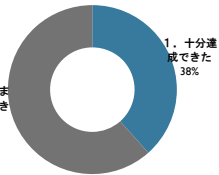
② 本学院への進学について

問2 本学院を選択した理由を教えてください (複数回答可)

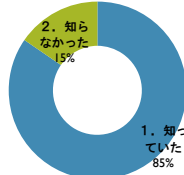


③ 学修・研究計画について

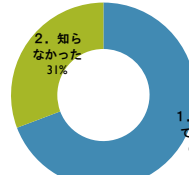
問3 入学時点で立てた学修・研究計画はどれくらい達成できましたか?



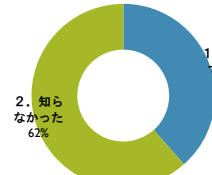
問4 本学院・専攻で掲げている“教育目標”は知っていましたか?



問5 本学院の“カリキュラム・ポリシー”は知っていましたか?

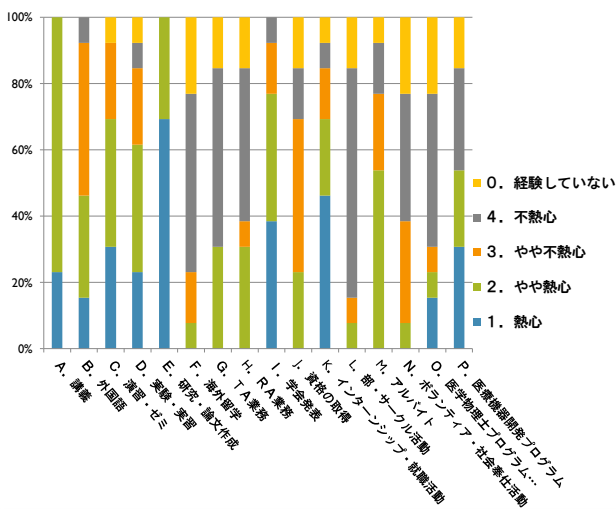


問6 本学院の“ディプロマ・ポリシー”は知っていましたか?

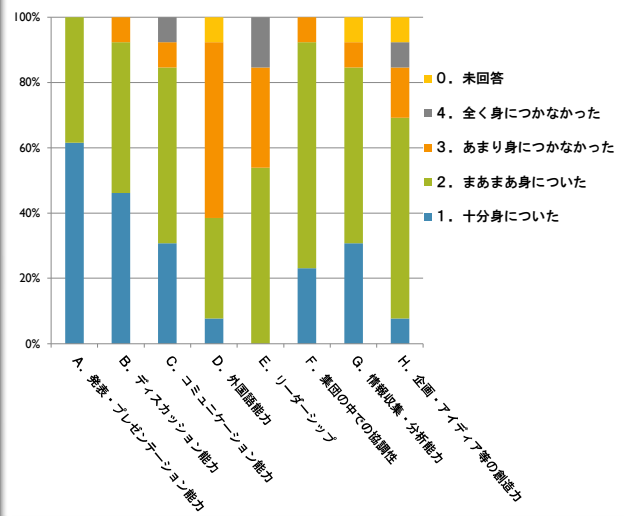


④ 在学時の学修と経験

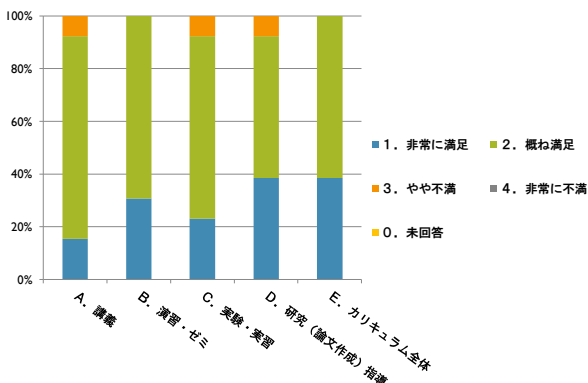
問7 在学中、以下の学修や経験についてどの程度熱心に取り組みましたか?



問8 在学中、以下のことについてどの程度身についたと思いますか?

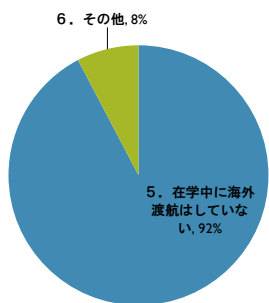


問9 カリキュラム(講義・演習・ゼミ・実験・実習、研究指導等)の満足度を教えてください



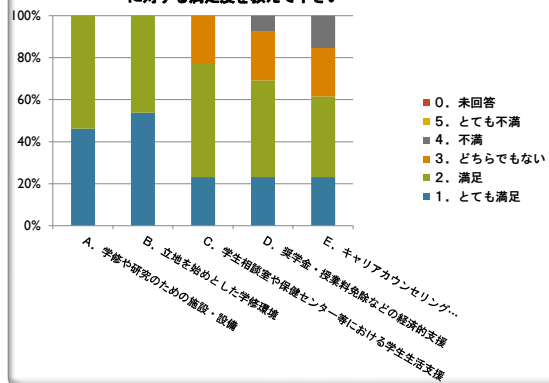
⑤ 在学中の海外経験について

問10 在学中の海外渡航のうち、もっとも長期の滞在経験を教えてください



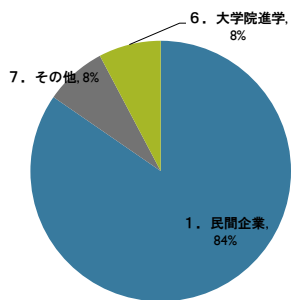
⑥ 本学での学生生活等について

問11 本学の修士支援等に係る各種サービスに対する満足度を教えてください



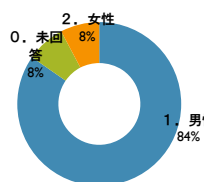
⑦ 修了後の進路について

問12 今後の進路を教えてください

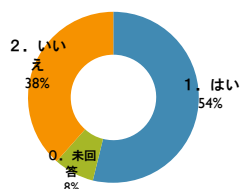


⑧ 任意回答項目

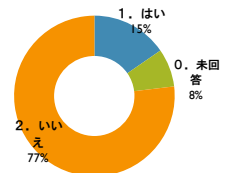
問14 あなたの性別を教えてください



問15 あなたは北海道大学の出身ですか



問16 あなたは社会人学生ですか



理工工学院 修了時アンケート集計 (博士後期課程) 【令和2年度】

アンケート回答数	5	修了生	5
----------	---	-----	---

% 票数		% 票数	
① 基本的事項			
問1 あなたの所属課程およびコースを教えてください			
1. 修士課程	0%	0	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
1. 量子理工工学コース	20%	1	
0. 未回答 (不明)	20%	1	
② 本学院への進学について			
問2 理工工学院を選択した理由を教えてください (複数回答可) 総回答数 13			
1. 研究 (学修) したい分野があった	4	2. 指導して欲しい教員がいた	4
3. 希望する職業分野の学修ができる	1	4. 就職に有利	0
5. 資格取得のため	1	6. 学力が適当	1
7. 経済状況	0	8. 通学が容易	0
9. 親・先生・友人等に勧められた	1	10. 北海道大学出身のため	1
11. その他	0		
その他記述			

③ 学修・研究計画について			
問3 入学時点で立てた学修・研究計画はどれくらい達成できましたか?			
1. 十分達成できた	60%	3	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
2. まあまあ達成できた	20%	1	
0. 未回答 (不明)	20%	1	
問4 学院・専攻で掲げている「教育目標」は知っていましたか?			
1. 知っていた	100%	5	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
問5 学院の「カリキュラム・ポリシー」は知っていましたか?			
1. 知っていた	80%	4	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
問6 学院の「ディプロマ・ポリシー」は知っていましたか?			
1. 知っていた	100%	5	
0. 未回答 (不明)	0%	0	

④ 在学時の学修と経験			
問7 在学中、以下の学修や経験についてどの程度熱心に取り組みましたか? それぞれ4段階でお答え下さい (学修又は経験した項目のみお答え下さい)			
(1. 熱心 2. やや熱心 3. やや不熱心 4. 不熱心 0. 経験していない)			
A. 講義	1	20%	1
	2	40%	2
	3	0%	0
	4	0%	0
B. 外国語	1	0%	0
	2	80%	4
	3	0%	0
	4	0%	0
C. 演習・ゼミ	1	60%	3
	2	20%	1
	3	0%	0
	4	20%	1
D. 実験・実習	1	0%	0
	2	0%	0
	3	40%	2
	4	0%	0
E. 研究・論文作成	1	60%	3
	2	0%	0
	3	40%	2
	4	0%	0
F. 海外留学	1	0%	0
	2	0%	0
	3	0%	0
	4	20%	1
G. TA業務	1	0%	0
	2	0%	0
	3	0%	0
	4	20%	1
H. RA業務	1	0%	0
	2	0%	0
	3	0%	0
	4	20%	1
I. 学会発表	1	60%	3
	2	0%	0
	3	40%	2
	4	0%	0
J. 資格の取得	1	0%	0
	2	20%	1
	3	20%	1
	4	20%	1
K. インターンシップ・就職活動	1	0%	0
	2	0%	0
	3	0%	0
	4	20%	1
L. 部・サークル活動	1	0%	0
	2	0%	0
	3	0%	0
	4	20%	1
M. アルバイト	1	0%	0
	2	0%	0
	3	0%	0
	4	20%	1
N. ボランティア・社会奉仕活動	1	0%	0
	2	20%	1
	3	0%	0
	4	0%	0
O. 医学物理工学プログラム (希少がん・小児がん理工学プログラムを含む)	1	0%	0
	2	0%	0
	3	20%	1
	4	0%	0
P. 医療機器開発プログラム	1	0%	0
	2	0%	0
	3	0%	0
	4	20%	1

問8 在学中、以下のことについてどの程度身についたと思いますか? それぞれ4段階でお答え下さい			
(1. 十分身についた 2. まあまあ身についた 3. あまり身につかなかった 4. 全く身につかなかった 0. 未回答)			
【一般的能力】			
A. 発表・プレゼンテーション能力	1	40%	2
	2	60%	3
	3	0%	0
	4	0%	0
B. ディスカッション能力	1	0%	0
	2	60%	3
	3	0%	0
	4	0%	0
C. コミュニケーション能力	1	20%	1
	2	60%	3
	3	0%	0
	4	0%	0
D. 外国語能力	1	0%	0
	2	80%	4
	3	20%	1
	4	0%	0
E. リーダーシップ	1	0%	0
	2	80%	4
	3	20%	1
	4	0%	0
F. 集団の中での協調性	1	0%	0
	2	100%	5
	3	0%	0
	4	0%	0
G. 情報収集・分析能力	1	20%	1
	2	60%	3
	3	0%	0
	4	0%	0
H. 企画・アイデア等の創造力	1	40%	2
	2	60%	3
	3	0%	0
	4	0%	0

問9 カリキュラム (講義・演習・ゼミ、実験・実習、研究指導等) の満足度を教えてください			
(1. 非常に満足 2. 概ね満足 3. やや不満 4. 非常に不満 0. 未回答)			
A. 講義	1	20%	1
	2	80%	4
	3	0%	0
	4	0%	0
B. 演習・ゼミ	1	60%	3
	2	40%	2
	3	0%	0
	4	0%	0
C. 実験・実習	1	0%	0
	2	40%	2
	3	0%	0
	4	0%	0
D. 研究 (論文作成) 指導	1	20%	1
	2	80%	4
	3	0%	0
	4	0%	0
E. カリキュラム全体	1	0%	0
	2	80%	4
	3	0%	0
	4	0%	0

問9-2 不満に感じた点を教えてください			
特になし			

⑤ 在学中の海外経験について			
問10 在学中の海外滞学のうち、もっとも長期の滞在経験を教えてください			
1. 1年以上の滞学	0%	0	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
2. 3ヶ月～半年程度の滞学	0%	0	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
3. 1ヶ月程度の語学研修	0%	0	
0. 未回答 (不明)	40%	2	
4. 中長期ボランティアやインターンシップ	0%	0	
0. 未回答 (不明)	20%	1	
その他記述			
・1週間			

⑥ 本学での学生生活等について			
問11 本学の学修支援等に係る各種サービスに対する満足度を教えてください			
(1. とても満足 2. 満足 3. どちらでもない 4. 不満 5. とても不満 0. 未回答)			
A. 学修や研究のための施設・設備	1	20%	1
	2	80%	4
	3	0%	0
	4	0%	0
B. 立地を始めとした学修環境	1	80%	4
	2	20%	1
	3	0%	0
	4	0%	0
C. 学生相談室や保健センター等における学生生活支援	1	60%	3
	2	40%	2
	3	0%	0
	4	0%	0
D. 奨学金・授業料免除などの経済的支援	1	40%	2
	2	40%	2
	3	0%	0
	4	0%	0
E. キャリアカウンセリング (就職や進学に関する相談)	1	0%	0
	2	60%	3
	3	0%	0
	4	0%	0

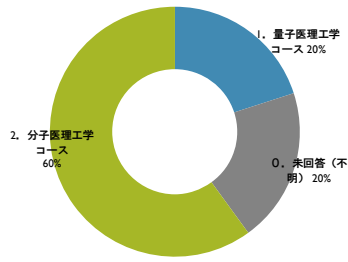
⑦ 修了後の進路について			
問12 今後の進路を教えてください			
1. 民間企業	40%	2	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
2. 大学教員	40%	2	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
3. 公務員	0%	0	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
4. 自営業	0%	0	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
5. ポスドク	20%	1	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
6. 大学院進学	0%	0	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
7. その他	0%	0	
その他記述			
特になし			

⑧ 本学の教育に対する要望について			
問13 本学の教育に対して、ご意見・要望などがありましたら、記入願います。			
特になし			

⑨ 任意回答科目			
問14 あなたの性別を教えてください			
1. 男性	80%	4	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
2. 女性	20%	1	
問15 あなたは北海道大学の出身ですか?			
1. はい	40%	2	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
2. いいえ	60%	3	
問16 あなたは社会人学生ですか?			
1. はい	60%	3	
0. 未回答 (不明)	0%	0	
2. いいえ	40%	2	

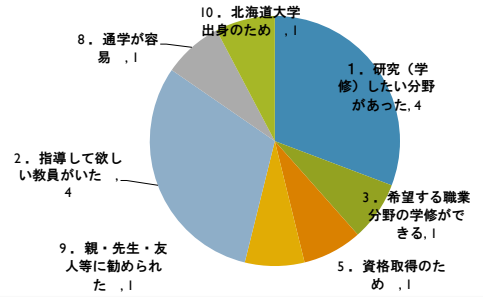
① 基本的事項

問1 所属コースを教えてください



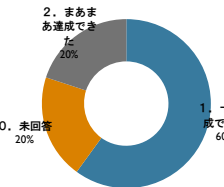
② 本学院への進学について

問2 本学院を選択した理由を教えてください (複数回答可)

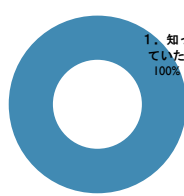


③ 学修・研究計画について

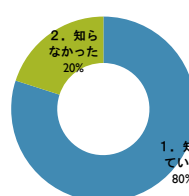
問3 入学時点で立てた学修・研究計画はどれくらい達成できましたか?



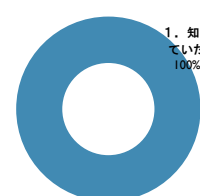
問4 本学院・専攻で掲げている“教育目標”は知っていましたか?



問5 本学院の“カリキュラム・ポリシー”は知っていましたか?

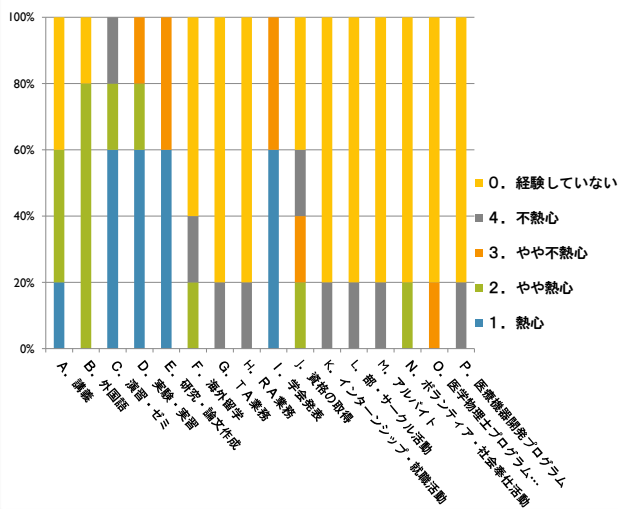


問6 本学院の“ディプロマ・ポリシー”は知っていましたか?

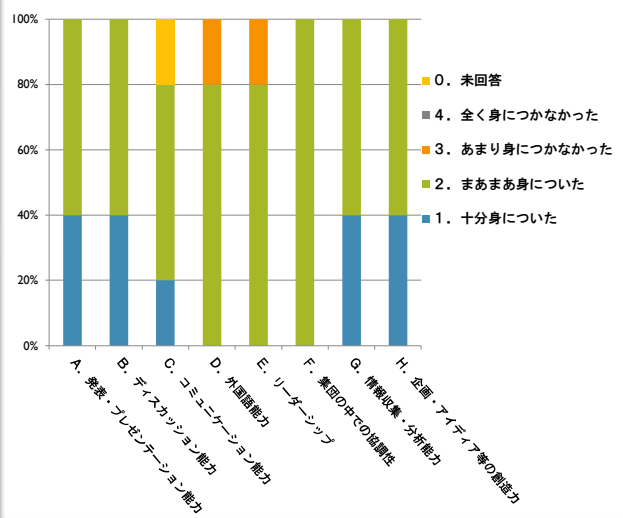


④ 在学時の学修と経験

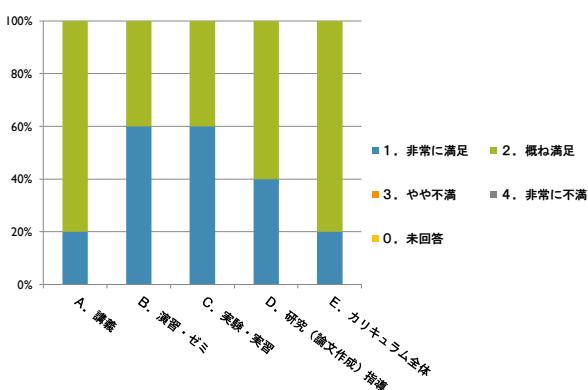
問7 在学中、以下の学修や経験についてどの程度熱心に取り組みましたか?



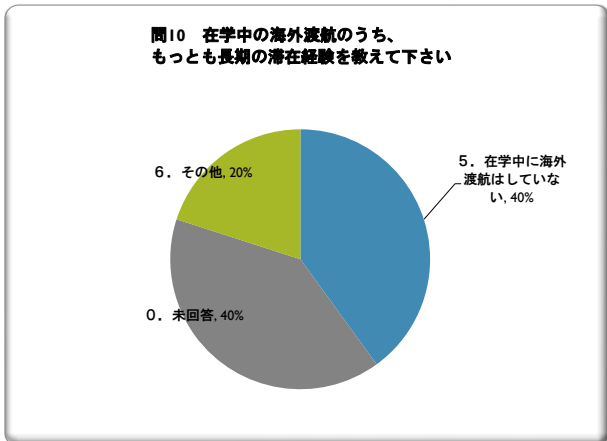
問8 在学中、以下のことについてどの程度身についたと思いますか?



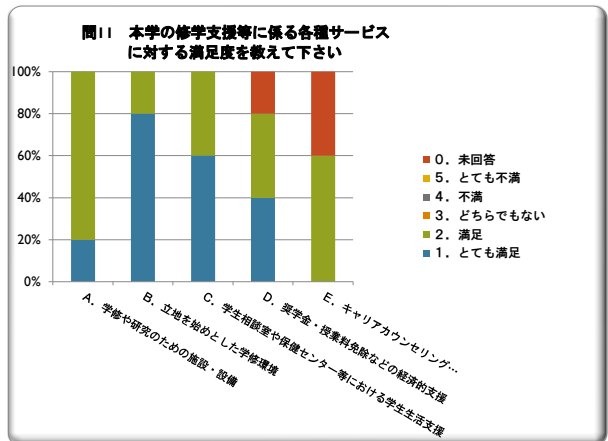
問9 カリキュラム(講義・演習・ゼミ・実験・実習、研究指導等)の満足度を教えてください



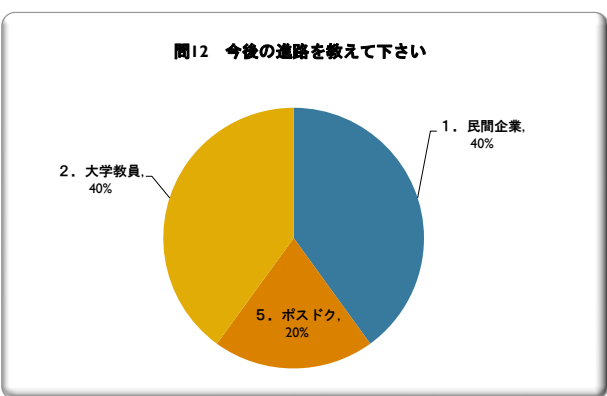
⑤ 在学中の海外経験について



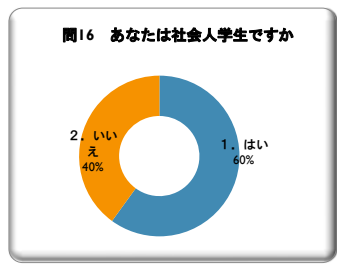
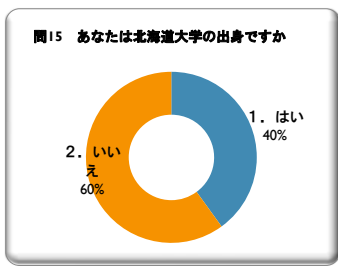
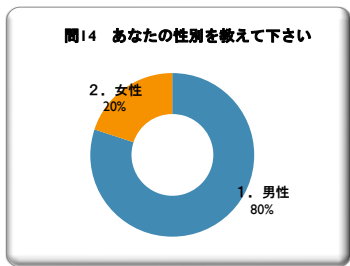
⑥ 本学での学生生活等について



⑦ 修了後の進路について



⑧ 任意回答項目



医理工学院のアドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

理念

最先端理工学を活かした新たな医療技術開発の研究を推進し、それを可能とする人材を育成することにより、健康長寿社会の実現に貢献する。

教育目標

北海道大学が掲げる4つの基本理念（フロンティア精神、国際性の涵養、全人教育、実学の重視）の下に、医理工学分野の専門家として、高度な専門性、広い視野及び高い倫理観を備えた人類社会の持続的発展に貢献することができる人材、並びに卓越した知識、高度な研究能力を備え、医療技術及び医療機器の開発等の諸課題の高度化及び国際化に対応することができる人材を育成する。

求める学生像

修士課程

（1）知識・技能，関心・意欲

- ・「医理工学」とその基盤となる理学，工学及び医学への強い興味と探究心，並びにこれらの学修に必要な基礎学力と研究能力を有する学生
- ・修得した知識と技術を活用して真摯に研究に取り組み，医理工学の専門家として，人類社会の持続的発展に貢献したいという意欲を有する学生

（2）思考力・判断力・表現力

- ・基本的な科学的考察力，倫理観及び論理的思考能力を有する学生

（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・多様な領域の人々と協働して，新たな医療技術開発に繋がる研究に主体的に取り組む意欲を有する学生

入学前に学習しておくことが期待される内容

【理工系学科出身者】

医学・医療の基礎知識及び技能，理工学への一般的知識並びに国際的に通用する情報を得ることができる英語能力

【保健科学・生命科学系学科出身者】

理工学の基礎知識及び技能，医学・医療への一般的知識並びに国際的に通用する情報を得ることができる英語能力

博士後期課程

（1）知識・技能，関心・意欲

- ・「医理工学」とその基盤となる理学，工学及び医学への強い興味と探究心，並びにこれらの学修に必要な学力と研究能力を有する学生

- ・修得した知識と技術を活用して真摯に研究に取り組み、医理工学の専門家として、人類社会の持続的発展に貢献したいという意欲を有する学生
- (2) 思考力・判断力・表現力
 - ・科学的考察力、倫理観及び論理的思考能力を有する学生
- (3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
 - ・多様な領域の人々と協働して、新たな医療技術の開発に資する研究に主体的に取り組む意欲を有する学生

入学前に学習しておくことが期待される内容

【社会人経験者】

医療又は理工学に関する専門的な知識及び技能、実践的指導力並びに国際的に通用する情報を得ることができる英語能力

【社会人経験者以外】

医理工学又は医学・理工学に関する専門的な知識及び技能、実践的指導力並びに国際的に通用する情報を得ることができる英語能力

入学者選抜の基本方針

修士課程

(1) 一般入試・社会人入試

知識・技能については、課題論文、口述試験、英語外部試験及び「志望理由書」により、関心・意欲については、口述試験及び「志望理由書」により、思考力・判断力・表現力については、課題論文、口述試験及び「志望理由書」により、また、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度については、口述試験により評価し、入学者を選抜する。

(2) 外国人留学生特別選抜

知識・技能については、口述試験、英語外部試験及び志望理由書により、関心・意欲については、口述試験及び志望理由書により、思考力・判断力・表現力については、口述試験及び志望理由書により、また、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度については、口述試験により評価し、入学者を選抜する。

入試区分	知識・技能, 関心・意欲		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
一般・社会人入試	◎	課題論文 口述試験 英語外部試験 志望理由書	◎	課題論文 口述試験 志望理由書	○	口述試験
外国人留学生特別選抜	◎	口述試験 英語外部試験 志望理由書	◎	口述試験 志望理由書	○	口述試験

◎は特に重視する要素, ○は重視する要素

博士後期課程

(1) 一般入試・社会人入試

知識・技能については, 課題論文, 口述試験, 英語外部試験及び「志望理由及び研究計画書」により, 関心・意欲については, 口述試験及び「志望理由及び研究計画書」により, 思考力・判断力・表現力については, 課題論文, 口述試験及び「志望理由及び研究計画書」により, また, 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度については, 口述試験により評価し, 入学者を選抜する。

(2) 外国人留学生特別選抜

知識・技能については, 口述試験, 英語外部試験及び志望理由書により, 関心・意欲については, 口述試験及び志望理由書により, 思考力・判断力・表現力については, 口述試験及び志望理由書により, また, 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度については, 口述試験により評価し, 入学者を選抜する。

入試区分	知識・技能, 関心・意欲		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
一般・社会人入試	◎	課題論文 口述試験 英語外部試験 志望理由及び研究計画書	◎	課題論文 口述試験 志望理由及び研究計画書	○	口述試験
外国人留学生特別選抜	◎	口述試験 英語外部試験 志望理由書	◎	口述試験 志望理由書	○	口述試験

◎は特に重視する要素, ○は重視する要素

医理工学院入学定員充足率

課程	専攻名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	入学定員に対する平均比率	備考
修士課程	医理工学専攻	志願者数	16	16	23	20	121%	2017年度新設
		合格者数	16	12	17	16		
		入学者数	16	11	16	15		
		入学定員	12	12	12	12		
		入学定員充足率	133%	92%	133%	125%		
		在籍学生数	15	27	28	30		
		収容定員数	12	24	24	24		
		収容定員充足率	125%	113%	117%	125%		

課程	専攻名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	入学定員に対する平均比率	備考
博士後期課程	医理工学専攻	志願者数	9	8	9	5	130%	2017年度新設
		合格者数	9	6	7	5		
		入学者数	9	6	7	4 [※]		
		入学定員	5	5	5	5		
		入学定員充足率	180%	120%	140%	80%		
		在籍学生数	6	12	20	20		
		収容定員数	5	10	15	15		
		収容定員充足率	120%	120%	133%	133%		

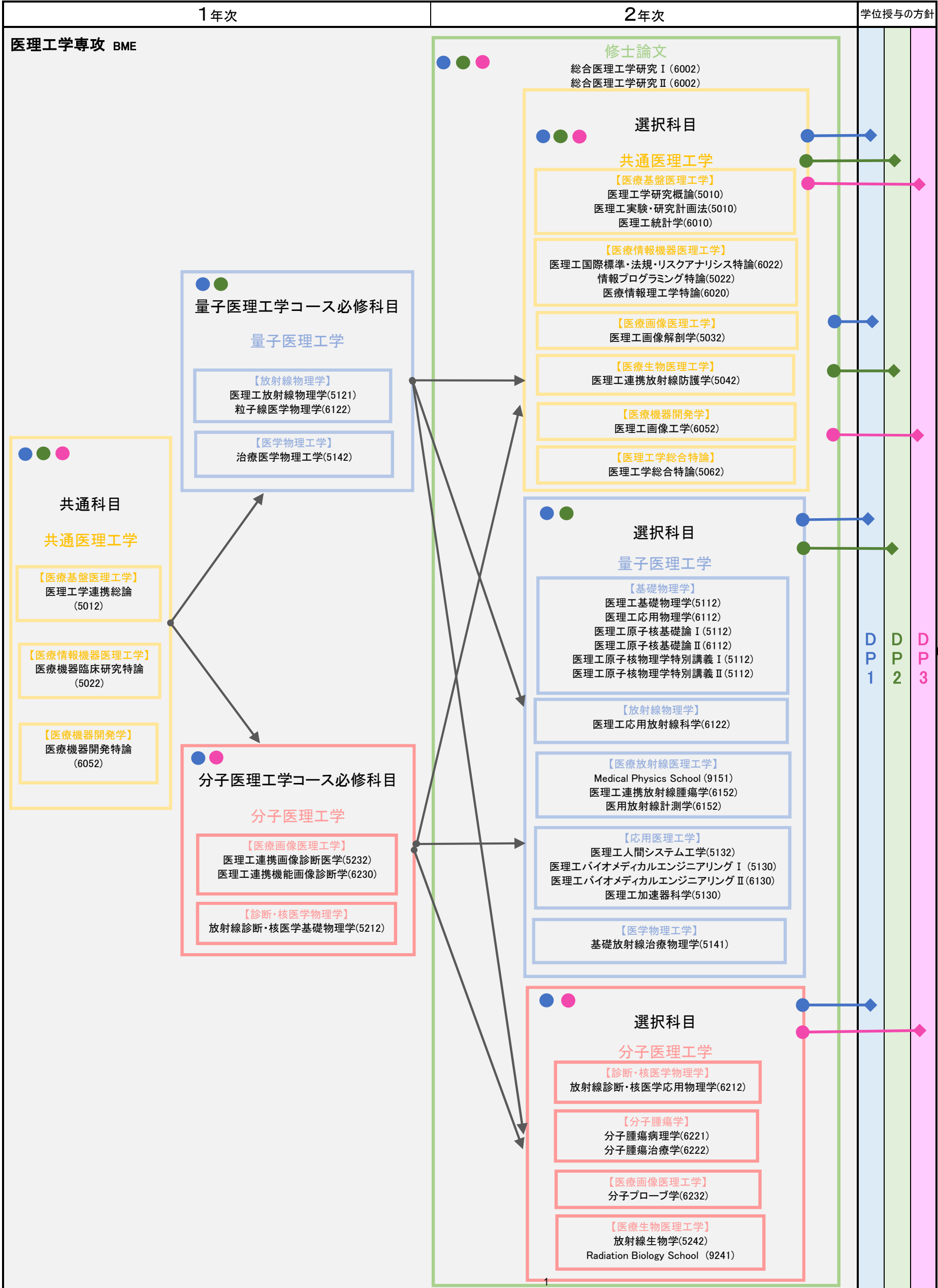
※合格者5名のうち1名について、新型コロナウイルスの影響により入学時期を2021.4に変更

医理工学院医理工学専攻 カリキュラム・マップ(2020年度)

医理工学院医理工学専攻 修士課程 カリキュラム・マップ

- 1. フロンティア精神 DP1
- 2. 国際性の涵養 DP2 DP3
- 3. 全人教育 DP1
- 4. 実学の重視 DP2 DP3

- DP1 異分野・異業種間の諸課題を調整し、協働できるコミュニケーション能力
- DP2 量子力学から発展した放射線物理学を基礎とし、これを医学に応用するための学問体系である量子医理工学に精通し、放射線治療・粒子線治療とこれに関連する新たな医療機器に関する専門的知識と技能
- DP3 生体の分子挙動に関する理工学を医学に生かすために必要な学問体系である分子医理工学に精通し、分子画像診断・分子生物学・放射線生物学等に関する専門的知識と技能



1. フロンティア精神 DP1

2. 国際性の涵養 DP2 DP3

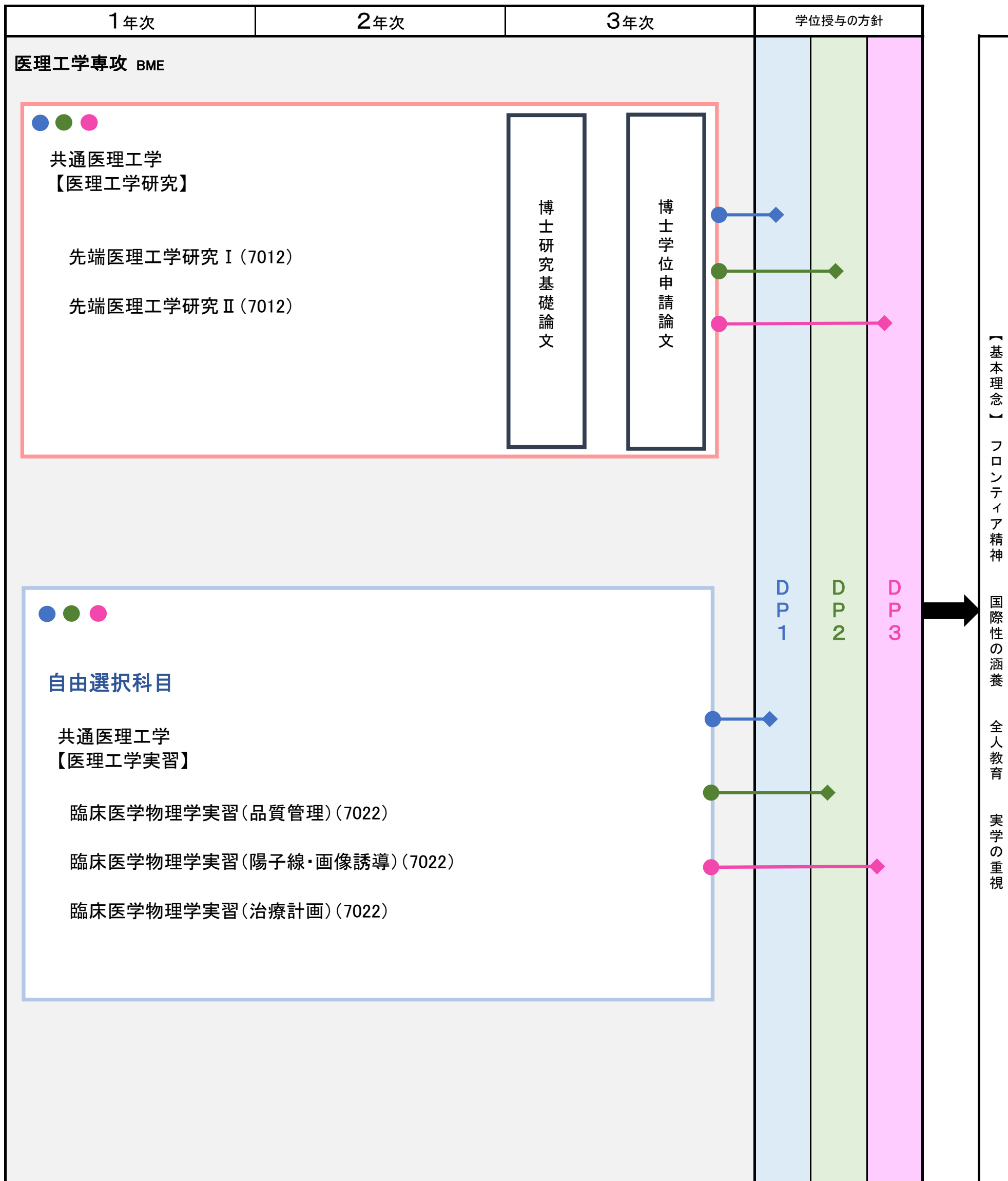
3. 全人教育 DP1

4. 実学の重視 DP2 DP3

● DP1 異分野・異業種間の隣課題を調整し、協働できるコミュニケーション能力

● DP2 量子医理工学の分野で、放射線治療・粒子線治療に関連する新たな医療機器や技術の開発を主導できる豊富な知識と優れた技能を有し、国際社会でリーダーとして活躍できる能力

● DP3 分子医理工学の分野で、新たな医療用分子画像装置・分子診断薬・腫瘍溶解ウイルス・放射線増感技術等の開発研究において、豊富な知識と優れた技能を有し、国際社会でリーダーとして活躍できる能力



研究指導について

VII 研究指導

本学院においては、理工学系の研究であっても、医学系の視点からの意義を評価することが重要であり（同様に、医学系の研究であっても、理工学系の視点からの評価が必要である。）、それぞれに専門を置く教員が互いに連携して大学院生の教育・研究の指導にあたる点が特徴の一つです。

主任指導教員は、研究計画の立案から学位取得に亘る大学院生の研究活動の指導を主体的に行う教員です。副指導教員は、主任指導教員とは異なる専門的立場から大学院生の研究活動の指導を行なうことにより、主任指導教員を補助します。

1. 修士課程

- 1) 入学試験の際に提出した出願書類を基に暫定指導教員による指導を行います。
- 2) 暫定指導教員と相談の上、6月中旬（10月入学者は12月上旬）に「研究計画書」の内容を確定してください。この「研究計画書」に基づき、専任教員の中から当該学生の主任指導教員及び副指導教員（主任指導教員と異なる系（医学系あるいは理工学系））各1名を確定します。
- 3) 修士論文のテーマ、これまでの成果及び今後の展望等を記載した「修士論文作成計画書」を、原則として1年次終了時まで主任指導教員に提出してください。
- 4) 主任指導教員及び副指導教員は、随時、学生の修学状況を確認するとともに、学生に今後の研究の進め方について適切なアドバイスを行い、標準修業年限内に課程を修了できるように指導します。
- 5) 履修コースの変更は、原則として2年次第1学期の開始時（4月1日）に変更することが可能です。変更を希望する場合は、主任指導教員と相談の上、2月末日までに、所定の手続きを行ってください。

※10月入学者は、2年次第2学期の開始時（10月1日）に変更可能です。変更を希望する場合は、主任指導教員と相談の上、8月末日までに、所定の手続きを行ってください。

2. 博士後期課程

- 1) 入学試験の際に提出した出願書類を基に暫定指導教員による指導を行います。
- 2) 暫定指導教員と相談の上、6月中旬（10月入学者は12月上旬）に「研究計画書」の内容を確定してください。この「研究計画書」に基づき、専任教員の中から当該学生の主任指導教員及び副指導教員（主任指導教員と異なる系（医学系あるいは理工学系））各1名を決定します。
- 3) 博士論文のテーマ、これまでの成果及び今後の展望等を記載した「博士論文作成計画書」を、原則として2年次終了時まで主任指導教員に提出してください。
- 4) 主任指導教員及び副指導教員は、随時、学生の修学状況を確認するとともに、学生に今後の研究の進め方について適切なアドバイスを行い、標準修業年限内に課程を修了できるように指導します。
- 5) 履修コースの変更は、原則として1年次第2学期から2年次第2学期までの各学期の開始時（10月1日又は4月1日）に変更することが可能です。変更を希望する場合は、主任指導教員と相談の上、変更月の前々月の末日までに所定の手続きを行ってください。

※10月入学者は、1年次第1学期の開始時（4月1日）から2年次第1学期（4月1日）までの各学期の開始時（4月1日又は10月1日）に変更可能です。変更を希望する場合は、主任指導教員と相談の上、変更月の前々月の末日までに、所定の手続きを行ってください。

授業科目ナンバリングについて

V 教育課程

1. 授業科目ナンバリングについて

医理工学院授業科目のナンバリングは、以下のように構成されています。

各科目のナンバリングコードは、後掲の教育課程表で確認してください。

①大分類コード：BME（医理工学院のコード）

②レベルコード（千番台）

5000 番台：基礎的内容の科目

7000 番台：博士後期課程学生履修用の科目

6000 番台：発展的内容の科目，研究指導科目

9000 番台：その他の科目

③中・小分類コード（百番・十番台）

中分類（百番台）		小分類（十番台）	
コード	名称	コード	名称
0	共通医理工学	0	医理工学研究
		1	医療基盤医理工学
		2	医療情報機器医理工学
		3	医療画像医理工学
		4	医療生物医理工学
		5	医療機器開発学
		6	医理工学総合特論
		9	医理工学実習
1	量子医理工学	1	基礎物理学
		2	放射線物理学
		3	応用医理工学
		4	医学物理工学
		5	医療放射線医理工学
2	分子医理工学	1	診断・核医学物理学
		2	分子腫瘍学
		3	医療画像医理工学
		4	医療生物医理工学

④言語コード（一番台）

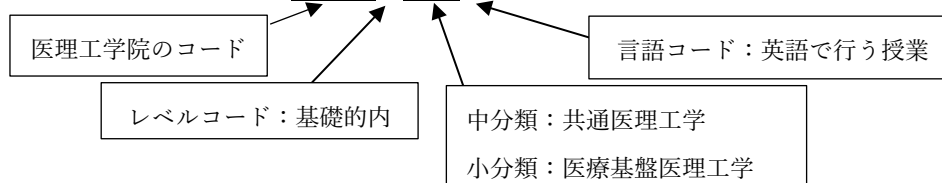
0：日本語で行う授業

1：英語で行う授業

2：日本語及び英語のバイリンガル授業，

受講者決定後に使用言語（日本語又は英語）を決定する授業

例) 「医理工学連携総論」・・・BME 5 0 1 1



(出典：2019年度 大学院医理工学院 学生便覧)

医理工学院 医学物理士プログラム 授業科目一覧

授業科目名	配当年次	授業形態	区分と単位					開講部局	
			必須 ¹⁾	治療必須 ²⁾	診断必須 ²⁾	選択A ³⁾	選択B ⁴⁾		
修士	医理工学連携総論	1前	講義	2					医理工学院
	総合医理工学研究Ⅰ	1～2通	演習	2					
	総合医理工学研究Ⅱ	1～2通	実習	8					
	医理工放射線物理学	1前	講義	2					
	粒子線医学物理学	1後	講義		2				
	治療医学物理工学	1前	講義		2				
	医理工連携画像診断医学	1前	講義	2					
	医理工連携機能画像診断学	1後	講義	2					
	放射線診断・核医学基礎物理学	1前	講義	2					
	医理工基礎物理学	1・2前	講義	2					
	医理工学研究概論	1前	講義					1	
	医理工実験・研究計画法	1前	講義	1					
	医理工統計学	1・2後	講義	2					
	医理工連携放射線防護学	1前	講義	2					
	医理工国際標準・法規・リスクアナリシスト論	1後	講義	1					
	情報プログラミング特論	2前	講義					1	
	医用放射線計測学	1後	講義	2					
	医療情報理工学特論	1後	講義	1					
	医理工画像工学	1・2後	講義	2					
	放射線生物学	1前	講義	1					
医理工連携放射線腫瘍学	1後	講義	2						
分子腫瘍病理学	1後	講義					2		
基礎放射線治療物理学	2前	講義			2				
放射線診断・核医学応用物理学	1後	講義			2				
学部科目 (医理工学院外)	物理学Ⅰ	1・2・3前	講義	2					全学教育科目 (=教養科目)
	物理学Ⅱ	1・2・3後	講義	2					
	原子核物理学	1・2・3後	講義				2		理学部
	統計力学Ⅰ	1・2・3後	講義			2			
	量子力学Ⅰ	1・2・3後	講義			2			
	物理数学Ⅰ	1・2・3前	講義					2	工学部
	原子物理	1・2・3前	講義			2			
	熱力学Ⅰ	1・2・3後	講義			2			
	量子力学	1・2・3後	講義			2			
	応用数学Ⅰ	1・2・3前	講義					2	
	応用数学Ⅱ	1・2・3後	講義					2	
	保健解剖学	1・2・3前	講義	2					医学部 保健学科
保健生理学	1・2・3前	講義	2						
博士後期	先端医理工学研究Ⅰ	1～3通	演習	2					医理工学院
	先端医理工学研究Ⅱ	1～3通	実習	8					
	臨床医学物理学実習(品質管理)	1・2・3通	実習	4					
	臨床医学物理学実習(陽子線・画像誘導)	1・2・3通	実習	4					
	臨床医学物理学実習(治療計画)	1・2・3通	実習	4					

- 1) 「必須」からは、全ての単位を修得すること。
- 2) **量子医理工学コース**の学生は「治療必須」科目、**分子医理工学コース**の学生は「診断必須」科目の単位を修得すること。
但し、量子理工学コースの学生が「診断必須」、分子医理工学コースの学生が「治療必須」の単位を修得する履修でも良い。
- 3) 「選択A」から4単位以上取得すること。但し、「原子核物理学」と「原子物理」、「統計力学Ⅰ」と「熱力学Ⅰ」、「量子力学Ⅰ」と「量子力学」の組み合わせで履修した場合には、「選択A」からさらに2単位修得する必要がある。
- 4) 「選択B」から2科目以上を修得すること。但し、応用数学については、ⅠとⅡを合わせて1科目とする。
また、応用数学を履修する場合には、「線形代数学Ⅰ」を修得又は履修している必要がある。
- 5) 学部科目のうち、学士課程において修得していない科目は、本学院在籍中に単位を修得すること。

* 本学又は他大学の学部又は大学院において、本プログラムの授業科目と同等の科目を単位修得済の場合は、当該科目に係る成績証明書及びシラバスを提出すること。

(出典：2019年度 大学院医理工学院 学生便覧)

北海道大学大学院 医理工学院 希少がん・小児がん医理工学プログラム

多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン
人と医を紡ぐ北海道がん医療人養成プラン

北海道大学大学院 医理工学院 希少がん・小児がん医理工学プログラム

1. プログラムの目的

希少がん・小児がんに対し、医学物理学的な観点からの確な陽子線治療や高精度 X 線治療の照射方法を提案、治療計画を立案でき、高精度放射線治療で必要とされる放射線治療の精度を理解し、施設において精度管理を実施できる能力を持つ医学物理士の養成を目指す。

また、これらのがん治療を理解し、余分な照射を減らし、より効果的に腫瘍への照射を可能とする新しい放射線治療法を研究開発する能力を有する医学物理士の養成を目指す。

2. 修了要件及び履修方法

○修士課程

(1) 修了要件

「(2) 履修方法」により授業科目を修得の上、修士課程を修了すること。

(2) 履修方法（教育課程表は次ページ参照）

①「共通科目」をすべて修得すること。

②所属コースに応じて、「量子医理工学科目群」または「分子医理工学科目群」をすべて修得すること。

③「選択科目」から 10 単位以上を修得し、①②と合わせて合計 30 単位以上修得すること。

【重要】修士課程修了要件と本プログラム修了要件とで修得すべき科目が一部異なるので、注意すること。

○博士後期課程

(1) 修了要件

「(2) 履修方法」により授業科目を修得の上、博士後期課程を修了すること。

(2) 履修科目

①修士課程の「(2) 履修方法」①～③による授業科目を修得すること。

（ただし、総合医理工学研究Ⅰ及びⅡの修得は不要）

②博士後期課程における必修科目（先端医理工学研究Ⅰ及びⅡ）をすべて修得すること。

3. プログラム修了者には、北海道大学大学院医理工学院希少がん・小児がん医理工学プログラム修了証を授与します。

問い合わせ先：医学系事務部総務課医理工学院教務担当

電話(011)706-5523

希少がん・小児がん医理工学プログラム 修士課程 教育課程表

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単 位 数	授業形態		
				講 義	演 習	実 験 ・ 実 習
共通科目	医理工学連携総論	1 前	2	○		
	医療機器開発特論	1 後	1	○		
	医療機器臨床研究特論	1 前	1	○		
	総合医理工学研究 I	1～2 通	2		○	
	総合医理工学研究 II	1～2 通	8			○
科目群 量子医理工学	医理工放射線物理学	1 前	2	○		
	粒子線医学物理学	1 後	2	○		
	治療医学物理工学	1 前	2	○		
科目群 分子医理工学	医理工連携画像診断医学	1 前	2	○		
	医理工連携機能画像診断学	1 後	2	○		
	放射線診断・核医学基礎物理学	1 前	2	○		
選択科目	医理工基礎物理学	1・2 前	2	○		
	医理工実験・研究計画法	1 前	1	○		
	医理工統計学	1・2 後	2	○		
	医理工連携放射線防護学	1 前	2	○		
	医理工国際標準・法規・リスクナリシ特論	1 後	1	○		
	医用放射線計測学	1 後	2	○		
	医療情報理工学特論	1 後	1	○		
	医理工画像工学	1・2 後	2	○		
	放射線生物学	1 前	1	○		
	医理工連携放射線腫瘍学	1 後	2	○		
	分子腫瘍病理学	1 後	2	○		
	基本医学総論（小児科学）※	通年不定期	2	○		
	基本医学総論（医化学）※	通年不定期	2	○		

北海道大学大学院 医理工学院 医療機器開発プログラム

【目的】

本プログラムは、主に放射線を用いた診断・治療機器に関する研究および開発を担う人材の育成を目的とし、高度な工学的素養を身に付けるための教育カリキュラムである。

【内容】

医療機器開発・研究に必要となる人体の特性および機能、人体への放射線の影響等のバイオメディカルエンジニアリングに関する基礎科目、また、医療機器の装置設計や医療画像、医療情報の取り扱い等に関する応用科目を修得する。

表1 医療機器開発プログラム授業科目一覧

授業科目名	配当年次	単位数	授業形態	参考（医理工学院における同科目の扱い）		
				開講課程	基礎／応用	必修／選択
修士課程授業科目 修了要件に係る 30 単位以上						必修
医理工人間システム工学	1・2 前	2	講義	修士課程	基礎科目	選択
医理工バイオメディカルエンジニアリングⅠ	1・2 前	1	講義			
医理工バイオメディカルエンジニアリングⅡ	1・2 後	1	講義			
医理工応用放射線科学	1 後	2	講義			
医用放射線計測学	1 後	2	講義		応用科目	選択
医療情報理工学特論	1 後	1	講義			
医理工画像工学	1・2 後	2	講義			
医理工加速器科学	1・2 前	2	講義			

【修了要件】

表1の科目群より、基礎科目群から4単位以上、応用科目群から4単位以上、計8単位以上を修得の上、修了要件に係る30単位以上を修得すること。

【修了証】

プログラム修了時には、医理工学院院長より医療機器開発プログラム修了証が授与される。

【問い合わせ先】

医学系事務部総務課医理工学院教務担当 d-tanto@med.hokudai.ac.jp

医理工学院の学年歴（2020年度）

I 学事日程

4月

- 1日（水）9:00～修士課程及び博士後期課程入学式及びガイダンス（4月入学者）→中止
 1学期授業開始①：医理工学研究概論（医学院との合併科目）の授業開始日
 ※医学院博士課程入学式及びガイダンス（13:00～）に引き続き実施（4月2日（木）まで）→変更
- 3日（金）1学期授業開始②：医理工学研究概論以外の授業開始→変更
- 3日（金）～24日（金）6月修了・学位論文公开发表
- 6日（月）1学期授業開始
- 8日（水）～10日（金）1学期履修登録期間
- 20日（月）～21日（火）1学期履修登録確認期間

5月

- 28日（木）6月修了判定（教授会）

6月

- 12日（金）9月修了・学位論文提出期限
- 12日（金）1年次研究計画書提出期限（4月入学者）
- 30日（火）6月修了・学位記授与日

7月

- 3日（金）～22日（水）9月修了・学位論文公开发表
- 16日（木）4月入学者主任・副指導教員決定（教授会）

9月

- 3日（木）9月修了判定（教授会）
- 18日（金）12月修了・学位論文提出期限
- 24日（木）～28日（月）1学期成績確認・申立期間
- 25日（金）9月修了・学位記授与日

10月

- 1日（木）修士課程及び博士後期課程ガイダンス（10月入学者）
- 1日（木）2学期授業開始

2日(金)～23日(金) 12月修了・学位論文公開発表

7日(水)～9日(金) 2学期履修登録期間

19日(月)～20日(火) 2学期履修登録確認期間

11月

26日(木) 12月修了判定(教授会)

12月

4日(金) 3月修了・学位論文提出期限(博士後期課程のみ)

4日(金) 1年次研究計画書提出期限(10月入学者)

25日(金) 12月修了・学位記授与日

1月

8日(金) 3月修了・学位論文提出期限(修士課程のみ)

8日(金)～25日(月) 3月修了・学位論文公開発表(博士後期課程のみ)

14日(木) 10月入学者主任・副指導教員決定(教授会)

2月

4日(木) 3月修了・学位論文公開発表(修士課程のみ)

15日(月)～17日(水) 2学期成績確認・申立期間(3月修了予定者)

24日(水) 3月修了判定(教授会)

3月

3日(水)～5日(金) 2学期成績確認・申立期間(3月修了予定者以外)

12日(金) 6月修了・学位論文提出期限

25日(木) 3月修了・学位記授与日, 医理工学院学位記伝達式

(出典: 2020年度 大学院医理工学院 学生便覧)

- ・ 当該現況分析単位に関する「協定等に基づく留学期間別日本人留学生数」

(単位：人)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	計
学生数		20	37	0	0	57
1 か月未満		0	0	2	0	2
1 か月以上 3 か月未満		0	0	0	0	0
3 か月以上 6 か月未満		0	0	0	0	0
6 か月以上 1 年未満		0	0	0	0	0
1 年以上		0	0	0	0	0
不明		0	0	0	0	0

出典：評価室資料

医学研究院医理工学グローバルセンターが第4回医理工学院学生研究発表会／第4回企業との交流会をオンラインで開催

医学研究院医理工学グローバルセンターは、10月14日（水）に、第4回医理工学院学生研究発表会／第4回企業との交流会を開催しました。本発表会は、医理工学院の学生が日々の研究成果を発表する場であるとともに、本学院の教育活動や研究成果等を多方面に知って頂くことを目的とし、一般社団法人日本経済団体連合会の倫理憲章を遵守しながら、例年秋頃に開催しています。

今年で4度目となる本発表会は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、Zoomを用いたオンライン開催という初の試みとなりましたが、発表する修士1年生や企業の方々には、開会に先立って事前の動作確認を実施するなど、

円滑な進行ができるよう配慮しました。オンライン開催は遠方からでも参加しやすいという利点から、昨年度よりも多い学生40名、教員16名、企業14社26名の計82名の参加がありました。

医理工学院の学生にはそれぞれ異なる分野の指導教員が2名ずつ配置され、本学院の研究領域である医学・理学・工学の融合領域における研究発表を適切に行えるよう配慮した教育・指導が行われています。

今回発表した修士1年生は入学時から研究活動に大幅な制約がありながらも、前向きに研究に取り組み、本発表会では新進気鋭の発表が揃い、活発な質疑応答が行われました。また、昨年度に続き、修士2年生がポスター制

作、抄録作成、当日の受付、司会進行等の運営に携わり、研究以外の面においても研究者・技術者として今後に役立つ実践的な知識や経験を学ぶ貴重な機会となりました。

ご参加いただいた企業の方々からも、各発表に対して大変高い評価を得るとともに、本発表会によって医理工学院における教育や研究について知見を深めることができたとのコメントがありました。

来年度以降も引き続き開催し、医理工学院の教育活動の発展に寄与される機会となるよう、さらなる充実を目指していきます。

（医理工学院、医学研究院）



清水伸一医理工学院副院長による挨拶



発表会の様子

- 履修指導の実施状況が確認できる資料

取組	実施組織	実施状況
新入生ガイダンス	医理工学院	実施日：4月1日(月)及び10月1日(火) 新入生参加必須

(出典：医学系事務部資料)

- ・ 学習相談の実施状況が確認できる資料

取組	実施組織	実施状況
複数教員による学習相談	医理工学院	主任指導教員及び副指導教員を定め、理工学系及び医学系それぞれの観点で指導できる体制を整え、学習相談に応じている。

出典：医学系事務部資料

- ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料

取組	実施組織	実施状況
キャリアマネジメントセミナー	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学教員による基礎的な講義と企業人による実践的な講義により, 企業の研究開発職を目指す博士人材に必須の知識を伝授する。大学院共通授業科目としても開講。 ・ 令和元年度実績 15 回実施 履修者数：411 名, 単位認定人数：376 名
A-COSA	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業研究所の第一線で活躍している研究所長や研究部長クラス, 入社 2～3 年目の博士人材による講演及びディスカッションにより, 博士人材の企業における研究の現状について理解を深め, 視野を拡大させる。大学院授業科目としても開講。 ・ 令和元年度実績 2 回実施 履修者数：192 名, 単位認定人数：87 名
A-COLA	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人文社会科学系大学院を卒業し産業界で活躍する方々による講演や質疑によるセミナーにより, 人文社会科学系大学院を卒業した後のキャリアパスに関する理解を促進する。大学院共通授業科目の一部としても開講。 ・ 令和元年度実績 1 回実施 参加者数：17 名
キャリアパス多様化支援セミナー	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア形成に必要な能力を強化させるセミナー。大学院共通授業科目の一部としても開講。 ・ 令和元年度実績 知的財産権, 交渉学, プロジェクトファシリテーションの 3 回実施。 参加者数：82 名
赤い糸会&緑の会	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の専門性は社会でどのように活かせるのか, 企業研究部門や人事部門との直接的な交流によって理解させるイベントで, 企業紹介, ポスターセッション, 企業ブースでの討議, 情報交流交換会で構成される。大学院共通授業科目の一部としても開講。 ・ 令和元年度実績 4 回実施 参加学生数：177 名, 参加企業数：71 社

企業事業所視察	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の研究開発の現場を見学することにより、博士人材が企業で働くことを具体的にイメージさせる。 ・令和元年度実績 1回実施 <p>参加学生数：15名, 訪問企業数：2社</p>
シーズニーズ サイトビジット	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・選抜した博士人材が企業の研究現場を訪問し、企業側は研究所紹介や見学を実施し、博士人材は自身の研究発表をすることにより、お互いの研究シーズ/ニーズのマッチングを図る。 ・令和元年度実績 4回実施 <p>参加学生数：79名, 訪問企業数：7社</p>
博士課程学生・ 博士研究員のイ ンターンシップ	人材育成本部	<ul style="list-style-type: none"> ・博士人材が1か月以上の長期間に渡って、企業で実際に研究開発に携わることにより、社会での活躍の仕方を体得する機会を提供する。 ・令和元年度実績 <p>参加学生数：4名</p>

(出典：医学系事務部資料)

- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料

対象	実施組織	実施状況
障害のある学生及び性別違和の学生（留学生も含む）	学生相談総合センター アクセシビリティ支援室	ノートテーカーの配置，期末テストなどの別室受験の調整，レポートの提出期限延長の調整，支援機器の貸し出し，性別違和への対応，発達障害の学生の配慮願い等

（出典：医学系事務部資料）

医理工学院医理工学専攻(修士課程・博士後期課程) 成績評価基準のガイドライン

本学院における成績評価は、学生の学修成果の質を保証するとともに、学生自身による学修達成度の把握に資するため、以下のとおり成績評価基準のガイドラインを定め、授業科目ごとに適切な評価を実施する。

I 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本専攻の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の学修成果の達成度に応じて行うこととする。
2. 本専攻における授業科目では成績分布の目安は示さない。
3. 授業を実習で行う科目に限り、「合・否」で成績評価を行うことができることとする。
4. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されていることと、それに基づく成績評価の結果を、学期ごとに教務委員会（未定）で検証し、必要に応じて担当教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

II 成績評価の方法

1. 成績評価は、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行う。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3. 授業回数の2/3以上出席した者を成績評価の対象とする。
4. 具体的な評価方法は、授業担当教員が定める。

III シラバスへの記載方法

授業担当教員は、下記の例を参考に「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。下記の数値は、変更可能である。

1. (試験のみによる評価の場合)

試験のみによる評価の場合は、学期末試験によって評価する。

2. (試験及び授業への参加度等による評価の場合)

試験及び授業への参加度等による評価の場合は、授業への参加態度(20%)、レポート(30%)、学期末試験(50%)によって評価する。レポートでは授業のテーマについての理解の深まりを、学期末試験では基礎的な学力を評価する。

3. (レポートによる評価の場合)

レポートによる評価の場合は、(1)毎回の授業における質問票、(2)授業への参加態度、(3)学期末レポートの内容によって評価する。それぞれの評価の比率は、(1)=10%、(2)=30%、(3)=60%とする。

4. (合否科目の場合)

「合・否」により評価する合否科目の場合は、各科目で定められた基準を満たす評価対象者について、到達目標に達した者を「合」とする。

5. (研究指導科目の場合)

研究指導科目の場合は、課題への取り組み状況、得られた成果、成果発表によって評価する。

(出典：医学系事務部総務課医理工学院教務担当資料)

成績評価分布状況表

令和2年度1学期 医理工学院（修士課程）

秀評価対象者（平成17年度以降入学者）[すべての学籍区分]

令和3年9月17日現在

※1. 無欠＝評価せず

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA
医理工学連携総論			火2	白土 博樹	14	14	14	2	9	3				14.3	64.3	21.4				2.93
医療機器臨床研究特論			木1	清水 伸一	14	14	14		9	5					64.3	35.7				2.64
総合医理工学研究Ⅰ	医学物理工学分野		集中	石川 正純	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50
総合医理工学研究Ⅰ	医用画像解析工学分野		集中	加藤 千恵次	5	5	5	5						100.0						4.00
総合医理工学研究Ⅰ	医療基礎物理工学分野		集中	合川 正幸	1	1	1	1						100.0						4.00
総合医理工学研究Ⅰ	放射線医学物理工学分野		集中	高尾 聖心	4	4	4		4						100.0					3.00
総合医理工学研究Ⅰ	放射線治療医学工学分野		集中	白土 博樹	1	1	1		1						100.0					3.00
総合医理工学研究Ⅰ	臨床医学物理工学分野		集中	鈴木 隆介	1	1	1		1						100.0					3.00
総合医理工学研究Ⅰ	臨床医学物理工学分野		集中	田村 昌也	2	2	2		2						100.0					3.00
総合医理工学研究Ⅱ	医学物理工学分野		集中	石川 正純	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50
総合医理工学研究Ⅱ	医用画像解析工学分野		集中	加藤 千恵次	5	5	5	5						100.0						4.00
総合医理工学研究Ⅱ	医療基礎物理工学分野		集中	合川 正幸	1	1	1	1						100.0						4.00
総合医理工学研究Ⅱ	放射線医学物理工学分野		集中	高尾 聖心	4	4	4		4						100.0					3.00
総合医理工学研究Ⅱ	放射線治療医学工学分野		集中	白土 博樹	1	1	1		1						100.0					3.00
総合医理工学研究Ⅱ	臨床医学物理工学分野		集中	鈴木 隆介	1	1	1		1						100.0					3.00
総合医理工学研究Ⅱ	臨床医学物理工学分野		集中	田村 昌也	2	2	2		2						100.0					3.00
医理工放射線物理学			水2,木5	加美山 隆	11	11	11		1	5	5				9.1	45.5	45.5			1.64
治療医学物理学			集中	石川 正純	9	8	8	2	2	2	2		1	22.2	22.2	22.2	22.2		11.1	2.50
医理工連携画像診断医学			集中	タ キン キン	12	11	11	4	7				1	33.3	58.3				8.3	3.36
放射線診断・核医学基礎物理学			木4	加藤 千恵次	11	11	11	5	6					45.5	54.5					3.45
医理工基礎物理学			金3	合川 正幸	7	7	7		7						100.0					3.00
医理工画像解剖学			月4,月5	タ キン キン	4	4	4	1	3					25.0	75.0					3.25
医理工学研究概論			集中	玉腰 暁子	9	9	9		2	7					22.2	77.8				2.22
医理工実験・研究計画法			集中	田中 伸哉	6	6	5	1	1	3		1		16.7	16.7	50.0		16.7		2.17
医理工連携放射線防護学			火1	久下 裕司	12	11	11	2	6	3			1	16.7	50.0	25.0			8.3	2.91
情報プログラミング特論			火4	鈴木 隆介	5	5	5		5						100.0					3.00
医理工人間システム工学			月5,木2	東藤 正浩	1	1	1	1						100.0						4.00
医理工加速器科学			月3,木3	平賀 富士夫	6	6	6	2	2		2			33.3	33.3		33.3			2.67
放射線生物学			金5	南 ジンミン	5	5	5	1	4					20.0	80.0					3.20
医理工統計学			月6,月7	横田 勲	10	10	10		9		1				90.0		10.0			2.80

10

20

30

40

※ 1. 無欠＝評価せず

令和 3年 9月17日現在

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA	
医療機器開発特論			水2	梅垣 菊男	15	15	15	3	10	2				20.0	66.7	13.3				3.07	
総合医理工学研究 I	医学物理学分野		集中	石川 正純	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50	
総合医理工学研究 I	医用画像解析学分野		集中	加藤 千恵次	5	5	5	5						100.0						4.00	
総合医理工学研究 I	医療基礎物理学分野		集中	合川 正幸	1	1	1	1						100.0						4.00	
総合医理工学研究 I	放射線医学物理学分野		集中	高尾 聖心	4	4	4		4						100.0					3.00	
総合医理工学研究 I	放射線治療医学分野		集中	白土 博樹	1	1	1		1						100.0					3.00	
総合医理工学研究 I	臨床医学物理学分野		集中	鈴木 隆介	1	1	1		1						100.0					3.00	
総合医理工学研究 I	臨床医学物理学分野		集中	田村 昌也	2	2	2		2						100.0					3.00	
総合医理工学研究 II	医学物理学分野		集中	石川 正純	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50	
総合医理工学研究 II	医用画像解析学分野		集中	加藤 千恵次	5	5	5	5						100.0						4.00	
総合医理工学研究 II	医療基礎物理学分野		集中	合川 正幸	1	1	1	1						100.0						4.00	
総合医理工学研究 II	放射線医学物理学分野		集中	高尾 聖心	4	4	4		4						100.0					3.00	
総合医理工学研究 II	放射線治療医学分野		集中	白土 博樹	1	1	1		1						100.0					3.00	
総合医理工学研究 II	臨床医学物理学分野		集中	鈴木 隆介	1	1	1		1						100.0					3.00	
総合医理工学研究 II	臨床医学物理学分野		集中	田村 昌也	2	2	2		2						100.0					3.00	
粒子線医学物理学			火3	高尾 聖心	9	9	9	1	4	4				11.1	44.4	44.4				2.67	
医理工連携機能画像診断学			月5,月6	タ キン キン	11	11	11	5	1	4	1			45.5	9.1	36.4	9.1			2.91	
医理工国際標準・法規・リスクアナリシス特論			水3	平田 雄一	6	6	6	6						100.0						4.00	
医理工応用物理学			月3	合川 正幸	1	1	1	1						100.0						4.00	
医用放射線計測学			金3	宮本 直樹	9	9	9	3	6					33.3	66.7					3.33	
医療情報理工学特論			火2	遠藤 晃	7	7	7		6	1					85.7	14.3				2.86	
医理工画像工学			火2,金2	富岡 智	10	10	10	1	8		1			10.0	80.0		10.0			2.90	
Medical Physics School			集中	白土 博樹	1	1	1	1						100.0						4.00	
医理工連携放射線腫瘍学			木2	清水 伸一	9	9	9	4	3	2				44.4	33.3	22.2				3.22	
分子腫瘍病理学			月4	東野 史裕	1	1	1	1						100.0						4.00	
分子プローブ学			木1	久下 裕司	1	1	1	1						100.0						4.00	
放射線診断・核医学応用物理学			集中	加藤 千恵次	7	7	7	7						100.0						4.00	
Molecular Biomedical Science and Engineering School			集中	白土 博樹	2	2	2	2						100.0						4.00	

成績評価分布状況表

令和 2年度 1学期 大学院共通科目 (修士課程)
秀評価対象者(平成17年度以降入学者) [すべての学籍区分]

<取扱注意>

※ 1. 無欠=評価せず

令和 3年 9月17日現在

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	ビジネス基礎 I		月4	金子 純一	13	11	11	7	3	1			2	53.8	23.1	7.7			15.4	3.55
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	ビジネス基礎 II		月4	金子 純一	11	7	5	2	3			2	4	18.2	27.3			18.2	36.4	2.43
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	実践の中の社会的教育学 (1)		集中	宮崎 隆志	3	3	3	2	1					66.7	33.3					3.67
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	実践の中の社会的教育学 (2)		集中	宮崎 隆志	3	3	3	2	1					66.7	33.3					3.67
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	不安定な世界における未来の想像、表象と語り		集中	土田 映子	3	3	3	1	2					33.3	66.7					3.33
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	Big Ideas in Tourism		集中	ヨハン エデルヘイム	3	2	2		2				1		66.7				33.3	3.00
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	心理学研究のための統計解析		水5	岩間 徳兼	5	5	5	2	3					40.0	60.0					3.40
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	ビジネスゲーム演習		集中	金子 純一	7	5	5	3	2				2	42.9	28.6				28.6	3.60
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	企業課題解決演習 I		集中	金子 純一	4	4	4	2	1	1				50.0	25.0	25.0				3.25
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	UAV(無人航空機)を用いたリモートセンシングと土地測量		集中	RAM AVTAR	16	16	16	4	12					25.0	75.0					3.25
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	エネルギー技術・政策特論		水3	田部 豊	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	バイオインフォマティクスと計算生物学		集中	伊藤 公人	5	5	5		5						100.0					3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	バイオマスエネルギー利活用システム		集中	石井 一英	6	6	6	5	1					83.3	16.7					3.83
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	先端系物性工学基礎特論		月5	松田 理	6	5	4	1	1	1	1	1	1	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	2.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	先端計算化学		集中	鈴木 机倫	39	39	31	19	11		1	8		48.7	28.2		2.6	20.5		2.82
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	基礎物理化学特論		月1	丸田 悟朗	3	3	3	2	1					66.7	33.3					3.67
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	大学院生のための化学物質管理学入門		金4	川上 貴教	243	231	231	209	19	1	2		12	86.0	7.8	0.4	0.8		4.9	3.88
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	情報認識学基礎特論~ベイズ流機械学習の基礎		月3,水3	工藤 峰一	7	4	4		1	3			3		14.3	42.9			42.9	2.25
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	接着/歯科材料/歯髄/ 基礎編		集中	八若 保孝	26	26	26	26						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	接着/歯科材料/歯髄/ 応用編		集中	八若 保孝	20	20	20	20						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	放射線物理学基礎特論		火2,金2	加美山 隆	2	2	1				1	1					50.0	50.0		0.50
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	放射線物理学応用特論		火2,金2	加美山 隆	1	1	1			1						100.0				2.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	気候変動: その群集への影響、脆弱性と適応		集中	RAM AVTAR	12	12	12	2	10					16.7	83.3					3.17
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	災害リスク低減手法の進歩		集中	RAM AVTAR	10	10	10	3	7			1		30.0	70.0					3.30
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	物質構造解析学特論~物質の構造を調べる方法		水4	忠永 清治	9	9	8	4	3	1		1		44.4	33.3	11.1		11.1		3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	生命科学特別講義III (論文解説で俯瞰する細胞生物学の最先端 2020)		集中	上原 亮太	1	1	1		1						100.0					3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	生物資源化学特論~生物資源高分子の構造と物性、およびそれらの応用		火3	恵良田 知樹	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	触媒原理と触媒デザイン		集中	長谷川 淳也	17	14	14	3	9	2			3	17.6	52.9	11.8			17.6	3.07
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	ケミカルハザード対策専門家特論 II: Chemical Analyses		集中	石塚 真由美	1	1	1		1						100.0					3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	食資源経済統計学		集中	齋藤 陽子	3	3	3		3						100.0					3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	統合的海洋生物学・生態学実習 I		集中	長里 千香子	1	1	1		1						100.0					3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	ハイドロジオロジー		月1,月2	五十嵐 敏文	2	2	2			2						100.0				2.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	国土保全学総論		木2	厚井 高志	15	12	12	3	3	4	2		3	20.0	20.0	26.7	13.3		20.0	2.58
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	実践的電気生理学コース		集中	南 雅文	3	3	3	2	1					66.7	33.3					3.67
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	弾性力学特論		集中	加藤 博之	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	植物育種科学特論		集中	増田 税	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	環境科学総論 (日本語版)		集中	山中 康裕	23	21	20		20			1	2		87.0			4.3	8.7	2.86
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	環境科学総論 (英語版)		集中	渡邊 悌二	5	5	5	2	3					40.0	60.0					3.40
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	環境評価学特論		月3,水3	松藤 敏彦	4	1	1				1		3				25.0		75.0	1.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	選鉱およびリサイクル工学		金3,金4	伊藤 真由美	8	7	7	6		1			1	75.0		12.5			12.5	3.71

成績評価分布状況表

令和 2年度 1 学期 大学院共通科目 (修士課程)
秀評価対象者(平成17年度以降入学者) [すべての学籍区分]

<取扱注意>

※ 1. 無欠=評価せず

令和 3年 9月17日現在

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	飛翔体工学特論		集中	寺島 洋史	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	グローバルマネジメント特論		集中	谷 博文	9	9	9	2	6	1				22.2	66.7	11.1				3.11
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	大学院生のための研究アウトリーチ法		水4	種村 剛	3	3	3	3						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	心と認知の哲学入門		金4	宮原 克典	40	34	34	6	12	11	5		6	15.0	30.0	27.5	12.5		15.0	2.56
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	理系・科学技術系大学院生のステップアップキャリア形成 I-Advanced COISA (1)-		集中	吉原 拓也	71	62	62	2	51	8	1		9	2.8	71.8	11.3	1.4		12.7	2.87
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	研究者とクリエイター:森を考える(データ)		集中	朴 炫貞	4	3	3	2	1				1	50.0	25.0				25.0	3.67
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	統計科学特別講義:データを科学する		集中	水田 正弘	26	23	23		23				3		88.5				11.5	3.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	ジェネリックスキル特別演習II		集中	川口 暁弘	6	5	5	5					1	83.3					16.7	4.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	「理系のための」知っておきたい特許制度		火3	吉田 広志	259	258	246		212	34		12	1		81.9	13.1		4.6	0.4	2.73
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	キャリアマネジメントセミナー(MOT関連)		集中	吉原 拓也	284	265	265	99	137	21	8		19	34.9	48.2	7.4	2.8		6.7	3.23
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	企業と仕事特論		集中	谷 博文	13	10	10	2	6	2			3	15.4	46.2	15.4			23.1	3.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	大学院生のための大学教員養成講座(PFF)		水5	山田 邦雅	1								1						100.0	0.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	医療情報・安全管理学		集中	南須原 康行	2	2	2		2						100.0					3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	基礎保健医療管理学		集中	西浦 博	4	4	4		4						100.0					3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	基礎疫学		集中	玉腰 暁子	3								3						100.0	0.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	感染症疫学		集中	西浦 博	44	43	40		38	2		3	1		86.4	4.5		6.8	2.3	2.74
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	疫学研究の実際		集中	玉腰 暁子	8	8	8		6	2					75.0	25.0				2.75
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康III(環境保健科目)~基礎環境保健学		集中	山内 太郎	5	5	5	5						100.0						4.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康IV(ヘルスサービスリサーチ)~基礎社会行動科学		集中	西浦 博	10	10	10		10						100.0					3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康IV(ヘルスサービスリサーチ)~基礎社会行動科学		集中	新井 明日奈	7	5	5	4	1				2	57.1	14.3				28.6	3.80
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康IV(健康増進科目)~ジェロントロジー		集中	新井 明日奈	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	EBM演習		集中	玉腰 暁子	5	5	5	3	2					60.0	40.0					3.60
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	基本社会医学総論II~統計解析の基礎		集中	横田 勲	7	4	4		2	1	1		3		28.6	14.3	14.3		42.9	2.25
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	研究デザイン立案演習		集中	玉腰 暁子	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	基本社会医学総論II~統計的因果推論・臨床疫学		集中	横田 勲	19	12	12	2	3	4	3		7	10.5	15.8	21.1	15.8		36.8	2.33
大学院共通授業科目(教育プログラム):南極学	南極学特別講義II		集中	杉山 慎	18	13	13	2	11				5	11.1	61.1				27.8	3.15
大学院共通授業科目(教育プログラム):南極学	南極学特別講義I		集中	青木 茂	45	39	39	6	26	7			6	13.3	57.8	15.6			13.3	2.97
大学院共通授業科目(教育プログラム):南極学	南極学特別実習III(野外行動技術実習)		集中	杉山 慎	31	29	29	5	24				2	16.1	77.4				6.5	3.17
大学院共通授業科目(教育プログラム):脳科学入門	脳科学入門I:神経情報伝達		月5	神谷 温之	41	41	41	9	19	9	4			22.0	46.3	22.0	9.8			2.80
大学院共通授業科目(教育プログラム):脳科学入門	脳科学入門II:脳の構造と機能		金5	渡辺 雅彦	37	36	36	13	16	7			1	35.1	43.2	18.9			2.7	3.17
大学院共通授業科目(教育プログラム):脳科学入門	脳科学入門III:脳機能システム		月5,金5	田中 真樹	24	21	21	12	8	1			3	50.0	33.3	4.2			12.5	3.52
大学院共通授業科目(教育プログラム):脳科学研究の展開	脳科学研究の展開IV-a2020:先端脳科学セミナー		集中	渡辺 雅彦	11	7	7		7				4		63.6				36.4	3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):脳科学研究の展開	脳科学研究の展開II(実習)2020		集中	山崎 美和子	13	12	12		11	1			1		84.6	7.7			7.7	2.92
大学院共通授業科目(教育プログラム):PARE	PARE基礎論III-人口・活動・資源・環境の連環		集中	五十嵐 敏文	10	10	10	4	4	2				40.0	40.0	20.0				3.20
大学院共通授業科目(教育プログラム):PARE	PARE基礎論II-人口・活動・資源・環境の連環		集中	小林 泰男	6	6	6	1	5					16.7	83.3					3.17
大学院共通授業科目(教育プログラム):PARE	PARE基礎論IV-人口・活動・資源・環境の連環		集中	藤井 賢彦	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):PARE	PARE基礎論I-人口・活動・資源・環境の連環		集中	根岸 淳二郎	6	5	5	1	3	1			1	16.7	50.0	16.7			16.7	3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):STS1	STS1メンバー型インターンシップ-持続可能な輸送システムと社会インフラ構築		集中	長野 克則	1	1	1		1						100.0					3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):教養深化プログラム	サイエンスリテラシー特別演習III		集中	大沼 進	13	10	10	2	8				3	15.4	61.5				23.1	3.20
大学院共通授業科目(教育プログラム):教養深化プログラム	教養深化特別演習(基礎)II		金1	川口 暁弘	5	4	4	4					1	80.0					20.0	4.00

※ 1. 無欠=評価せず

令和 3年 9月17日現在

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA
大学院共通授業科目(教育プログラム): 教養深化プログラム	教養深化特別演習(基礎) VI		集中	蔵田 伸雄	4	4	4		3	1					75.0	25.0				2.75
大学院共通授業科目(教育プログラム): 教養深化プログラム	教養深化特別演習(総合) I		集中	宮内 泰介	6	5	5	2	3				1	33.3	50.0				16.7	3.40
大学院共通授業科目(教育プログラム): 新渡戸カレッジ基礎プログラム大学院教育コース	大学院基礎科目 I		木5, 木6	繁富 香織	22	22	22	7	13	2				31.8	59.1	9.1				3.23
大学院共通授業科目(教育プログラム): 新渡戸カレッジ基礎プログラム大学院教育コース	大学院基礎科目 I		火5, 火6	繁富 香織	14	14	14	2	11	1				14.3	78.6	7.1				3.07
大学院共通授業科目(教育プログラム): 新渡戸カレッジ基礎プログラム大学院教育コース	大学院基礎科目 II		木5, 木6	繁富 香織	19	17	17	4	11	2			2	21.1	57.9	10.5			10.5	3.12
大学院共通授業科目(教育プログラム): 新渡戸カレッジ基礎プログラム大学院教育コース	大学院基礎科目 II		火5, 火6	繁富 香織	16	16	16	4	10	2				25.0	62.5	12.5				3.13
大学院共通授業科目(教育プログラム): 新渡戸カレッジオナーズプログラム大学院教育コース	プロジェクト実行科目		集中	波多野 隆介	7	6	6	6					1	85.7					14.3	4.00
大学院共通授業科目(教育プログラム): 新渡戸カレッジオナーズプログラム大学院教育コース	大学院発展科目 I		水5, 水6	繁富 香織	12	12	12	6	5		1			50.0	41.7		8.3			3.33
大学院共通授業科目(教育プログラム): 新渡戸カレッジオナーズプログラム大学院教育コース	大学院発展科目 II		水5, 水6	繁富 香織	12	12	12	6	6					50.0	50.0					3.50
大学院共通授業科目(教育プログラム): 人間知・脳・AI教育プログラム	人間知序論 I		水6	田口 茂	21	21	20	2	15	3		1		9.5	71.4	14.3		4.8		2.81
大学院共通授業科目(教育プログラム): 人間知・脳・AI教育プログラム	CHAINサマースクール2020		集中	田口 茂	19	18	17	9	8			1	1	47.4	42.1			5.3	5.3	3.33
ALP特別科目	フロンティア数理解物質科学 II		集中	黒田 紘敏	10	10	10	4	4	1	1			40.0	40.0	10.0	10.0			3.10
ALP特別科目	キャリアマネジメント特別セミナー		集中	中富 晶子	8	8	8	1	5	2				12.5	62.5	25.0				2.88
現代数学概説	(A new proof of the Pappus' s Theorem/等質空間と調和写像)		水3	小林 真平	1								1						100.0	0.00
数理解科学概説	(非線形現象への数学的アプローチ)		水3	浜向 直	4	2	2		1		1		2		25.0		25.0		50.0	2.00
幾何学特論 A	(モース理論入門)		火3, 金3	石川 剛郎	1	1	1	1						100.0						4.00
幾何学特論 B	(モース理論入門)		火3, 金3	石川 剛郎	1	1	1	1						100.0						4.00
数理解析学特論 A	(振動化学反応の数理モデル)		木3	黒田 紘敏	7	6	6	2	3	1			1	28.6	42.9	14.3			14.3	3.17
現代物理学入門			火4	柳澤 達也	9	9	9	3	3	2	1			33.3	33.3	22.2	11.1			2.89
科学技術社会構成論 I	(科学的問いの創造)		月4	池田 文人	9	9	9	2	6	1				22.2	66.7	11.1				3.11
科学技術コミュニケーション特論 II	(大学院生のためのセルフプロモーションII)		水3	早岡 英介	5	4	4	2	2				1	40.0	40.0				20.0	3.50
博物館コミュニケーション特論	(学生発案型プロジェクトの企画・運営・評価)		木4	湯浅 万紀子	20	18	18		8	10			2		40.0	50.0			10.0	2.44
地球環境史概論			集中	渡邊 剛	5	3	3	2			1		2	40.0			20.0		40.0	3.00
作物生産生物学特論			月1	近藤 則夫	1	1	1				1						100.0			1.00
畜産科学特論			木3	小林 泰男	3	3	3	2	1					66.7	33.3					3.67
食品安全・機能性開発学特論			月3	森 春英	14	14	13	1	4	7	1	1		7.1	28.6	50.0	7.1	7.1		2.21
胃腸内圏微生物学特論			集中	横田 篤	11	9	9	2	5	1	1		2	18.2	45.5	9.1	9.1		18.2	2.89
食品科学特論			水4	石塚 敏	27	27	24	3	11	6	4	3		11.1	40.7	22.2	14.8	11.1		2.26
木質構造学特論			木4	澤田 圭	3	3	3		3						100.0					3.00
森林緑地管理学特論			集中	柿澤 宏昭	2	2	2		1	1					50.0	50.0				2.50
文系のための自然科学基礎論			月3	川口 俊一	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50
食資源特別講義	農業の多様性		火2	山田 敏彦	8	7	7	1	6				1	12.5	75.0				12.5	3.14
調和系工学特論			火4, 水3	川村 秀憲	2	2						2						100.0		0.00
ヒューマンコンピュータインタラクション特論			集中	小野 哲雄	3	2	2		1	1			1	33.3	33.3				33.3	2.50
Introduction to Artificial Intelligence, Big Data, and Cybersecurity for Graduate Students			集中	吉岡 真治	13	9	9		9				4	69.2					30.8	3.00
プロジェクトマネジメント特論			集中	末岡 和久	2	2	2		2						100.0					3.00
生命倫理学特論			金1, 金2	北田 一博	6	6	6	1	3	2				16.7	50.0	33.3				2.83
先端有機金属化学特論			集中	佐藤 美洋	1	1	1		1						100.0					3.00
実践環境科学実習 I			集中	山中 康裕	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50
実践環境科学演習 II			集中	山中 康裕	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50

成績評価分布状況表

令和 2年度 2学期 大学院共通科目 (修士課程)
秀評価対象者(平成17年度以降入学者) [すべての学籍区分]

<取扱注意>

※ 1. 無欠=評価せず

令和 3年 9月17日現在

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	企業課題解決演習Ⅱ		集中	金子 純一	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):人文社会科学	入門バイジアン・モデリング		木5	竹澤 正哲	10	10	10	3	6	1				30.0	60.0	10.0				3.20
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	バイオテクノロジー学特論		集中	木村 淳夫	4	4	4		2	2					50.0	50.0				2.50
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	ワイヤレス伝送・環境電磁基礎特論～携帯電話等の無線系基本技術とEMC対策の基本		集中	山本 学	5	5	3	1	2			2		20.0	40.0			40.0		2.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	分子物理化学特論		金3	佐藤 信一郎	2	2	1		1			1			50.0			50.0		1.50
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	変動帯アクトニクス概論～変動帯中の諸過程:地殻の変形,地震の発生およびマグマ過程		水3	竹下 徹	5	4	4	2		2			1	40.0		40.0			20.0	3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	宇宙輸送系基礎特論～宇宙輸送系システムの基礎		月2,木2	永田 晴紀	2	1	1				1		1				50.0		50.0	1.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	宇宙輸送系応用特論～宇宙輸送系システムの応用		月2,木2	永田 晴紀	1								1						100.0	0.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	死因究明学		木6	田中 伸哉	43	40	39	9	20	9	1	1	3	20.9	46.5	20.9	2.3	2.3	7.0	2.88
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	生物生態・体系学特論Ⅰ		火3	吉澤 和徳	8	8	8	2	3	2	1			25.0	37.5	25.0	12.5			2.75
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	生物生態・体系学特論Ⅲ		集中	長谷川 英祐	8	8	3		1	2		5			12.5	25.0		62.5		0.88
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	衛星測地学概論		水2	古屋 正人	2	2	2		2						100.0					3.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	計画数理学基礎特論～社会基盤に関する調査,実験などのデータ分析技術(基礎)		水2,水3	萩原 亨	5	3	3	1	2				2	20.0	40.0				40.0	3.33
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	トポロジー工学特別講義:科学・技術におけるトポロジー		金5	市村 晃一	16	12	12	3	8	1			4	18.8	50.0	6.3			25.0	3.17
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	ナノテクノロジー・ナノサイエンス概論Ⅱ-光・物質・生命・数理の融合科学-		集中	松尾 保孝	4	3	3	3					1	75.0					25.0	4.00
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	新自然科学特別講義(地球と生命の自然史)		水5	沢田 健	35	33	29	6	17	5	1	4	2	17.1	48.6	14.3	2.9	11.4	5.7	2.61
大学院共通授業科目(一般科目):自然科学・応用科学	環境科学ラボ実習(安定同位体実習)		集中	力石 嘉人	5	4	4	1	3				1	20.0	60.0				20.0	3.25
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	創造的人材育成特別講義		金5	矢久保 考介	15	14	14	1	3	10			1	6.7	20.0	66.7			6.7	2.36
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	博士研究者のキャリア開発研究-赤い糸会&緑の会-		集中	吉原 拓也	1	1	1		1						100.0					3.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	数理・データサイエンス特論		集中	大本 亨	27	19	19	1	16	2			8	3.7	59.3	7.4			29.6	2.95
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	理系・科学技術系大学院生のステップアップキャリア形成Ⅱ-Advanced OSA(2)-		集中	吉原 拓也	36	26	26	2	13	9	2		10	5.6	36.1	25.0	5.6		27.8	2.58
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	ジェネリックスキル特別演習Ⅰ		集中	川口 暁弘	3	2	2	1	1				1	33.3	33.3				33.3	3.50
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	国際インターンシップ2020		集中	川端 千鶴	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	身体と認知の哲学入門		金4	宮原 克典	13	13	6	2	3	1		7		15.4	23.1	7.7		53.8		1.46
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	企業と仕事特論		集中	谷 博文	13	10	10	2	6	2			3	15.4	46.2	15.4			23.1	3.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	性差研究入門		水5	瀬名波 栄潤	37	32	32	13	13	5	1		5	35.1	35.1	13.5	2.7		13.5	3.19
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	突発災害危機管理論		木2	厚井 高志	28	24	24	2	6	10	6		4	7.1	21.4	35.7	21.4		14.3	2.17
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	大学院生のための大学教員養成(PFF)講座		水6	山本 堅一	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	脳と機械の理論入門		火3	島崎 秀昭	9	9	6	2	2	2		3		22.2	22.2	22.2		33.3		2.00
大学院共通授業科目(一般科目):複合領域	博士インターンシップ		集中	吉原 拓也	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	公衆衛生総論		集中	玉腰 暁子	4	3	3	1		2			1	25.0		50.0			25.0	2.67
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	歯・口腔と健康		水5	兼平 孝	6	4	4		4				2		66.7				33.3	3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	疫学研究論文の書き方		集中	玉腰 暁子	1								1						100.0	0.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康Ⅰ(概論・倫理科目)～Basic Clinical MedicineⅠ(基礎臨床医学Ⅰ)		火6	高橋 誠	13	12	12	5	5	2			1	38.5	38.5	15.4			7.7	3.25
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康Ⅰ(概論・倫理科目)～Basic Medical BiologyⅠ(基礎医学Ⅰ)		水6	高橋 誠	13	13	13	6	5	1	1			46.2	38.5	7.7	7.7			3.23
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康Ⅲ(環境保健科目)～環境と子どもの健康・発達		水4	荒木 敦子	8	5	5		2	2	1		3		25.0	25.0	12.5		37.5	2.20
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康Ⅰ(概論・倫理科目)～パブリックヘルス総論-研究と活動の最前線		水3	荒木 敦子	10	5	5		5				5		50.0				50.0	3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康Ⅱ(研究方法科目)～疫学研究のデザインと実際		水2	荒木 敦子	3	3	3		3						100.0					3.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康Ⅱ(研究方法科目)～Questionnaire Survey Research Methods(質問紙調査研究法)		集中	大林 由英	2	1	1	1					1	50.0					50.0	4.00
大学院共通授業科目(教育プログラム):社会と健康	社会と健康Ⅴ～地域保健活動		集中	平野 美千代	3	3	3	1	2					33.3	66.7					3.33

成績評価分布状況表

令和 2年度 2学期 大学院共通科目 (修士課程)
秀評価対象者(平成17年度以降入学者) [すべての学籍区分]

<取扱注意>

※ 1. 無欠=評価せず

令和 3年 9月17日現在

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 社会と健康	社会と健康Ⅴ (ヘルスリサーチ科目) ~医療政策評価学 (Health Care Policy)		集中	大林 由英	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 社会と健康	社会と健康Ⅱ (研究方法科目) ~Practice in EpidemiologyⅠ (疫学演習Ⅰ)		集中	大林 由英	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 社会と健康	社会と健康Ⅱ (研究方法科目) ~Practice in EpidemiologyⅡ (疫学演習Ⅱ)		集中	大林 由英	2	2	2	2						100.0						4.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 南極学	南極学特別実習Ⅳ (母子里氷雪学実習)		集中	渡辺 力	8	3	3	1	1	1			5	12.5	12.5	12.5			62.5	3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 脳科学入門	脳科学入門Ⅳ : 脳の分子生物学		火5	南 雅文	17	17	17	14	3					82.4	17.6					3.82
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 脳科学入門	脳科学入門Ⅴ : 脳解剖実習		集中	渡辺 雅彦	24	24	24		24						100.0					3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 脳科学研究の展開	脳科学研究の展開Ⅳ-a2020 : 先端脳科学セミナー		集中	渡辺 雅彦	11	7	7		7				4		63.6				36.4	3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 脳科学研究の展開	脳科学研究の展開Ⅱ (講義) 2020		木4	山崎 美和子	16	16	16	5	10	1				31.3	62.5	6.3				3.25
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 脳科学研究の展開	脳科学研究の展開Ⅲ (演習) 2020: 脳科学研究発表技法		集中	渡辺 雅彦	11	11	11	11						100.0						4.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 脳科学研究の展開	脳科学研究の展開Ⅱ (実習) 2020		集中	山崎 美和子	13	12	12		11	1			1		84.6	7.7			7.7	2.92
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 博物館学	博物館コミュニケーション特論Ⅲ ~ミュージアムグッズの開発と評価		水4	湯浅 万紀子	6	6	6	2	1	2	1			33.3	16.7	33.3	16.7			2.67
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 博物館学	博物館学特別講義Ⅰ (学術標本・資料学)		金5	山本 順司	12	11	11	3	6	2			1	25.0	50.0	16.7			8.3	3.09
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : PARE	PARE演習Ⅱ - 人口・活動・資源・環境の連環		集中	根岸 淳二郎	6	6	6		6						100.0					3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : PARE	PARE実習Ⅱ - 人口・活動・資源・環境の連環		集中	根岸 淳二郎	6	6	6		6						100.0					3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : RJE3	RJE3概論 : 極東・北極圏の環境・文化・開発		集中	加藤 博文	8	7	7	1	1	5			1	12.5	12.5	62.5			12.5	2.43
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : RJE3	日露デザインスクール		集中	瀬戸口 剛	2	2	2		2						100.0					3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : STSI	STSI基礎論-持続可能な輸送システムと社会インフラ構築		月5, 月6, 水5, 木6, 金5, 金6	藤田 修	4	4	4		2	2						50.0	50.0			2.50
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : STSI	STSIメンバー型インターンシップ-持続可能な輸送システムと社会インフラ構築		集中	長野 克則	1	1	1		1							100.0				3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 教養深化プログラム	サイエンスリテラシー特別演習Ⅰ		木1	蔵田 伸雄	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 教養深化プログラム	サイエンスリテラシー特別演習Ⅱ		水5	大沼 進	3	3	3	3						100.0						4.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 教養深化プログラム	教養深化特別演習 (基礎)Ⅲ		木1	佐藤 健太郎	2	2	2		2						100.0					3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 教養深化プログラム	教養深化特別演習 (基礎)Ⅳ		火1	中村 三春	1	1	1	1						100.0						4.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 教養深化プログラム	教養深化特別演習 (基礎)Ⅴ		火1	加藤 重広	4	4	4	3	1					75.0	25.0					3.75
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 教養深化プログラム	教養深化特別演習 (総合)Ⅱ		集中	川口 暁弘	4	4	4	1	3					25.0	75.0					3.25
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 教養深化プログラム	教養深化特別演習 (総合)Ⅲ		集中	川口 暁弘	4	4	4	3	1					75.0	25.0					3.75
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 新渡戸カレッジ基礎プログラム大学院教育コース	大学院基礎科目Ⅰ		木5, 木6	繁富 香織	8	8	8	2	5	1				25.0	62.5	12.5				3.13
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 新渡戸カレッジ基礎プログラム大学院教育コース	大学院基礎科目Ⅱ		木5, 木6	繁富 香織	8	8	8	2	6					25.0	75.0					3.25
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 新渡戸カレッジキナーズプログラム大学院教育コース	大学院発展科目Ⅰ		水5, 水6	繁富 香織	10	10	10	5	5					50.0	50.0					3.50
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 新渡戸カレッジキナーズプログラム大学院教育コース	大学院発展科目Ⅱ		水5, 水6	繁富 香織	10	10	10	6	4					60.0	40.0					3.60
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : JICA開発大学院連携プログラム	日本の近代化とこれからの保健科学		水6	齋藤 健	9	8	8	5	1	2			1	55.6	11.1	22.2			11.1	3.38
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : JICA開発大学院連携プログラム	日本の近代化とこれからの国土開発		集中	松本 浩嗣	4	3	3			3			1			75.0			25.0	2.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : JICA開発大学院連携プログラム	日本農業の近代化		集中	井上 京	4	4	4		4						100.0					3.00
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 人間知・脳・AI教育プログラム	人間知序論Ⅱ		水6	田口 茂	18	18	18		8	10					44.4	55.6				2.44
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 人間知・脳・AI教育プログラム	CHAINウィンタースクール2020		集中	田口 茂	20	16	16	11	5				4	55.0	25.0				20.0	3.69
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 外科系臨床医学研究の新展開 脳神経外科学			集中	佐藤 典宏	37	35	31	7	18	5	1	4	2	18.9	48.6	13.5	2.7	10.8	5.4	2.66
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 外科系臨床医学研究の新展開 脳神経外科学			集中	倉島 庸	36	34	30	6	7	11	6	4	2	16.7	19.4	30.6	16.7	11.1	5.6	2.15
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 外科系臨床医学研究の新展開 脳神経外科学			集中	七戸 俊明	37	35	31	10	12	6	3	4	2	27.0	32.4	16.2	8.1	10.8	5.4	2.60
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 外科系臨床医学研究の新展開 脳神経外科学			集中	渡辺 雅彦	45	40	36	9	17	6	4	4	5	20.0	37.8	13.3	8.9	8.9	11.1	2.58
大学院共通授業科目 (教育プログラム) : 外科系臨床医学研究の新展開 CSF実習 (臨床演習実習)			集中	平野 聡	38	33	29	4	9	7	9	4	5	10.5	23.7	18.4	23.7	10.5	13.2	2.00
ALP独自科目	リーディングセルフプロモーション講義		集中	大津 珠子	4	4	4	4						100.0						4.00

※ 1. 無欠=評価せず

令和 3年 9月17日現在

授業科目名	講義題目名	クラス名	曜日・時限	担当教員名	履修者数	評価者数	修得者数	秀	優	良	可	不可	無欠	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可(%)	無欠(%)	GPA
ALP独自科目	フロンティア数理解物科学Ⅲ		集中	黒田 紘敏	7	7	7	7						100.0						4.00
ALP特別科目	フロンティア数理解物科学Ⅰ		集中	黒田 紘敏	4	3	3	2	1				1	50.0	25.0				25.0	3.67
数理解析学特論B	(自然現象への数学的アプローチ)		火2	黒田 紘敏	6	6	6	3	1	1	1			50.0	16.7	16.7	16.7			3.00
宇宙理学入門			月5	末廣 一彦	4	3	3	1	2				1	25.0	50.0				25.0	3.33
多様性生物学入門			火3	Maria Helena Fortunato Martins	2	1	1		1				1		50.0				50.0	3.00
地球惑星システム科学概論	(システムとしての地球・惑星の理解)		火4	伊庭 靖弘	8	8	7	1	3	3		1		12.5	37.5	37.5		12.5		2.38
食資源特別講義	農資源経済学		集中	齋藤 陽子	3	2	2		2				1		66.7				33.3	3.00
情報医科学特論			集中	今西 規	2	2						2						100.0		0.00
リモートセンシング情報学特論			集中	田殿 武雄	10	9	9	1	5	2	1		1	10.0	50.0	20.0	10.0		10.0	2.67
生命科学特別講義Ⅱ (国際)	(研究発表と論文執筆の技術)		金1, 金2	田中 亮一	5	5	4	1	2		1	1		20.0	40.0		20.0	20.0		2.20
少人数討論型育成プログラム			集中	芳賀 永	2	2	1	1				1		50.0				50.0		2.00
北極域総論			集中	杉本 敦子	14	12	12	2	5	5			2	14.3	35.7	35.7			14.3	2.75
多様性生物学基礎論			月5, 水5	鈴木 仁	10	9	9		9				1		90.0				10.0	3.00
北方生態系の生物多様性基礎論			水4, 金4	工藤 岳	15	13	13	3	5	5			2	20.0	33.3	33.3			13.3	2.85
病院組織管理論			集中	小笠原 克彦	2	2	2	2						100.0						4.00
医療管理会計論			集中	小笠原 克彦	1	1	1	1						100.0						4.00
産官学連携マネジメント論			集中	小笠原 克彦	2	2	2	1	1					50.0	50.0					3.50
病院経営情報分析論A			集中	小笠原 克彦	2	2	2	1		1				50.0		50.0				3.00
病院経営情報分析論B			集中	小笠原 克彦	1	1	1	1						100.0						4.00
病院経営ケーススタディA			集中	小笠原 克彦	1	1	1	1						100.0						4.00
病院経営ケーススタディB			集中	小笠原 克彦	1	1	1	1						100.0						4.00
高度実践英語演習Ⅱ		国際広報メディア・観光学専攻	火5	Paul Spicer	8	6	6			4	2		2			50.0	25.0		25.0	1.67
実践的メディア・ジャーナリズム論演習Ⅱ		国際広報メディア・観光学専攻	金3, 金4, 金5	読売新聞社	3	2	2	2					1	66.7					33.3	4.00
デジタル・コミュニケーション論演習		国際広報メディア・観光学専攻	金3, 金4, 金5	川越 慶太	3	3	2	2				1		66.7				33.3		2.67
広報・広告産業論演習		国際広報メディア・観光学専攻	木3, 木4, 木5	電通	3	2	2	1	1				1	33.3	33.3				33.3	3.50
Film and Tourism		国際広報メディア・観光学専攻	月2	ヨハン エデルヘイム	1	1	1		1						100.0					3.00
イノベーション・マネジメント論			木4, 木5, 木6	島 裕	8	7	7		4	3			1		50.0	37.5			12.5	2.57
循環系バイオメカニクス特論	Bilingual		集中	大橋 俊朗	5	3	3	3					2	60.0					40.0	4.00
化学産業実学			水2	西田 まゆみ	8	8	7	1	2	3	1	1		12.5	25.0	37.5	12.5	12.5		2.13
マイクロ・ナノ化学			金3	渡慶次 学	2	2	1	1				1		50.0				50.0		2.00
総合化学特論Ⅰ (Modern Trends in Physical and Material Chemistry)			集中	中坂 佑太	3	3	2		2			1			66.7			33.3		2.00
総合化学特論Ⅱ (Modern Trends in Organic Chemistry and Biological Chemistry)			集中	村上 洋太	1	1	1		1						100.0					3.00

**北海道大学大学院医理工学院における学生からの
成績評価に対する申立て制度に関する取扱い要項**

平成29年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道大学大学院医理工学院（以下、学院という。）の授業科目及び大学院共通授業科目（基礎科目群）の成績評価について、学生が異議申立てを行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(異議申立て)

第2条 学生が授業科目の成績評価について異議申し立てを行うことができるのは、次に掲げる場合とする。

(1) シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と、異なる成績評価方法により評価されたことを、学生が具体的事実をもって示すことができる場合

(2) 明らかに誤記入（採点ミス、登録ミス）によるものと思われる場合で、学生が具体的事実をもって示すことができる場合

(申立ての方法)

第3条 異議申立ては、別紙様式による異議申立書を、医理工学院長に提出することにより行う。

2 異議申立ての受付期間は、授業科目の成績評価を本人に通知した後1週間以内とする。

(調査及び報告)

第4条 前条に規定する異議申立てがあった場合には、医理工学院教務委員会（以下「委員会」という。）において、当該異議申立てに関する事項を調査及び検討する。この場合において、異議申立てに係る授業科目の責任教員である委員会の委員は、審議に加わることができない。

2 医理工学院教務委員会委員長（以下「委員長」という。）（委員長が異議申立てに係る授業科目の責任教員である場合にあつては、医理工学院教務委員会副委員長。次項において同じ。）は、当該異議申立てを行った学生が学院の学生の場合は、所属する分野の長に対し、当該異議申立てに関する調査を依頼する。ただし、当該分野の長が異議申立てに係る責任教員である場合又は学院以外の学生が当該異議申立てを行った場合は、委員長が指名する者に調査を依頼するものとする。

3 前項の規定により調査の依頼を受けた者は、必要に応じ、学生及び授業科目の責任教員から事情聴取を行う等の調査を行い、当該調査結果を委員長に報告する。

4 委員会は、前項の報告に基づき調査結果の回答書面を作成し、審議を経た後、学生に通知するものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、学院の成績評価の異議申立ての取扱いについて必要な事項は、教授会の議を経て、医理工学院長が定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成29年8月18日）

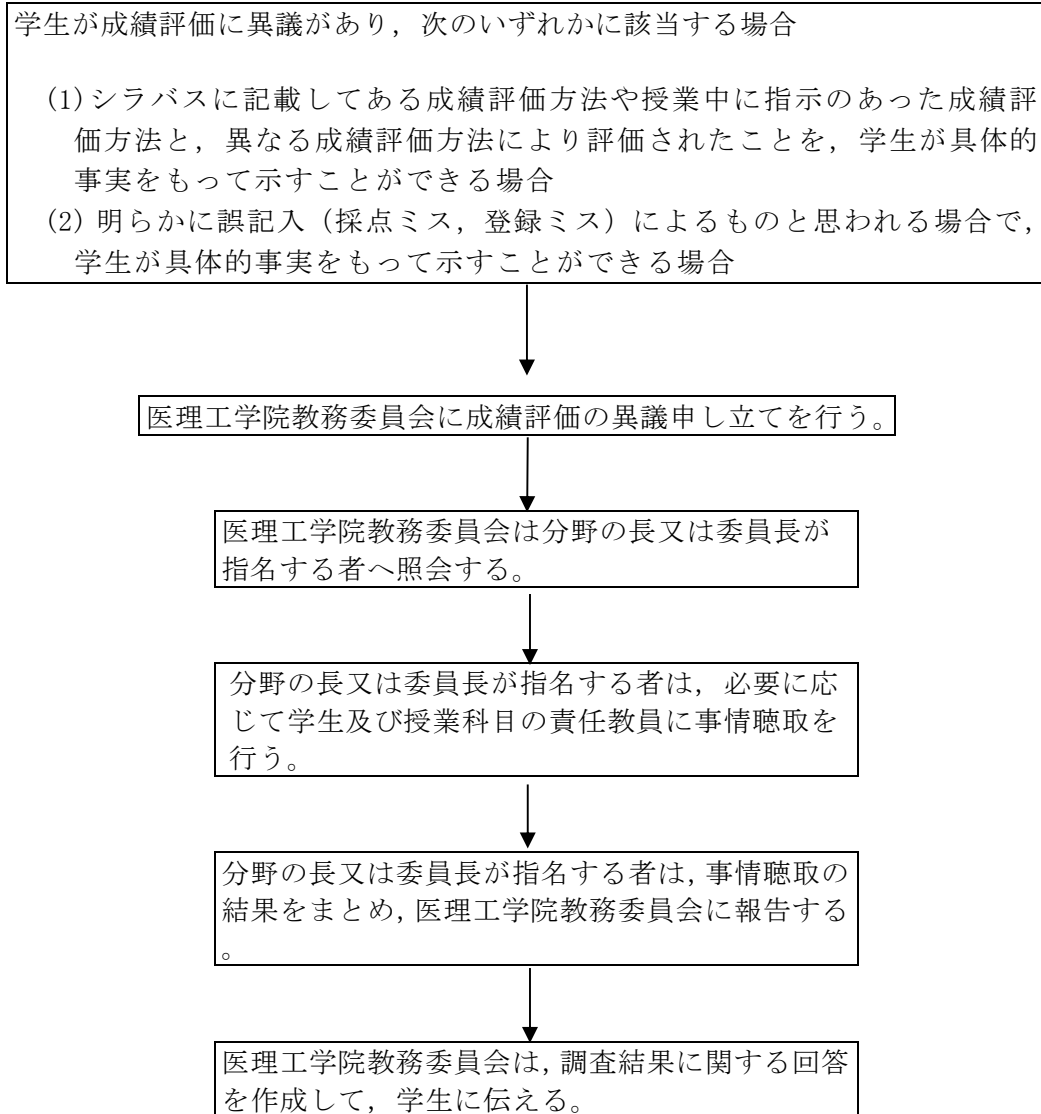
この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年2月28日から実施する。

(出典：北海道大学大学院医理工学院例規集)

北海道大学大学院医理工学院開講科目における
学生からの成績評価に対する申立て制度の流れ



○北海道大学通則

平成7年4月1日

海大達第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし、かつ、最高の教育機関として国家社会の向上を図り、もって人類の永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。

(学部及び学科又は課程)

第2条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

文学部 人文科学科

教育学部 教育学科

法学部 法学課程

経済学部 経済学科，経営学科

理学部 数学科，物理学科，化学科，生物科学科，地球惑星科学科

医学部 医学科，保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬科学科，薬学科

工学部 応用理工系学科，情報エレクトロニクス学科，機械知能工学科，環境社会工学科

農学部 生物資源科学科，応用生命科学科，生物機能化学科，森林科学科，畜産科学科，生物環境工学科，農業経済学科

獣医学部 共同獣医学課程

水産学部 海洋生物科学科，海洋資源科学科，増殖生命科学科，資源機能化学科

2 各学部の学生の収容定員は、別表のとおりとする。

(共同教育課程)

第2条の2 前条第1項の学科又は課程のうち、獣医学部共同獣医学課程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第43条第1項の共同教育課程とし、本学及び帯広畜産大学が共同して教育課程を編成するものとする。

(現代日本学プログラム課程)

第2条の3 本学に、第46条に規定する外国人留学生のための学位プログラムとして、現代日本学プログラム課程（以下「現代日本学プログラム」という。）を置く。

(インテグレイテッドサイエンスプログラム)

第2条の4 本学に、第46条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして、インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

(学部への進級)

第3条 本学に入学した第1年次の学生に係る修学指導、学籍管理等については、国立大学法人北海道大学高等教育推進機構（以下「機構」という。）において行うこととし、第1年次において所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生は、第2条第1項に掲げる学部に進級するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現代日本学プログラムの第1年次の学生に係る進級は、別に定めるところによる。

3 第2年次以降に所属する学部、学科等の決定は、別に定めるところによる。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第2章 学部

第1節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

4 学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、第2項に定める各学期を分けて、授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

第6条 授業を行わない日（以下この条において「休業日」という。）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、学部、機構及び現代日本学プログラムにおいてそれぞれ別に定める。
- 3 前2項に定めるもののほか、臨時の休業日は、その都度総長が定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあつては、6年とする。

(在学年限)

第8条 在学年限は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあつては、12年とする。

- 2 学部（第1年次の学生にあつては、本学）及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等において在学することのできる年限を定めることができる。

第3節 入学

(入学等の時期)

第9条 入学、再入学、転入学、編入学及び転部の時期は、4月とする。ただし、学部又は現代日本学プログラムが必要と認めたときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学出願手続)

第11条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに、別に定める書類に第35条第1項第1号に規定する検定料を添えて本学に提出しなければならない。

(入学試験)

第12条 前条の規定により入学出願手続を行った者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験については、別に定める。

(入学)

第13条 前条に規定する入学試験を受験した者に対して、総長は、北海道大学入学者選抜委員会の議を経て、合格及び不合格の決定を行う。

2 前項の規定により入学試験に合格した者で、所定の期日までに、別に定める書類を提出したもののうち、第35条第1項第2号に規定する入学料を納付した者又は第36条第1項の規定による入学料の免除若しくは同条第2項の規定による入学料の徴収の猶予を申請した者に対して、総長が入学を許可する。

(編入学等の資格)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、学部又は現代日本学プログラムにおいて選考し、当該学部の教授会（現代日本学プログラムにあっては、現代日本学プログラム課程運営委員会。第15条第1項において同じ。）の議を経て、総長が入学を許可することができる。

- (1) 本学の中途退学者で再び同一の学部に入學を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途

退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、入学を志願する者

- (3) 本学若しくは他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願する者
 - (5) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、入学を志願する者
 - (8) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、入学を志願する者
- 2 前項に規定する者のほか、他の大学に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に13年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、法学部の第2年次に入学を志願する者については、法学部において、選考の上入学を許可することができる。

（転入学）

第15条 他の大学から本学に転入学を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部及び現代日本学プログラムにおいて選考し、当該学部の教授会の議を経て、総長が入学を許可することができる。ただし、当該学部に別段の定めがある場合は、欠員がないときにあっても入学を許可することができる。

- 2 転入学を志願する者は、その際所属する大学の学部長又は学長の許可証を願書に添えなければならない。

（編入学等の入学出願手続等）

第16条 第11条及び第13条の規定は、前2条の規定により入学する場合に準用する。

(転部)

第16条の2 一の学部の学生であつて他の学部に転部を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部において選考の上、学部長が転部を許可することができる。ただし、当該学部に別段の定めがある場合は、欠員がないときにあつても転部を許可することができる。

2 転部を志願する者は、その際所属する学部の長の許可証を願書に添えなければならない。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第16条の3 本学は、本学、学部、学科又は課程及び現代日本学プログラムの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部、学科又は課程及び現代日本学プログラムの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第17条 教育課程は、次に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 教養科目
- (2) 基礎科目
- (3) 専門科目
- (4) 国際交流科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目区分として日本語に関する科目を置くことができる。

3 第1項第1号及び第2号並びに前項の授業科目区分の授業科目のうち、複数学部の学生(第1年次の学生を含む。)を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を全学教育科目(獣医学部共同獣医学課程においては、一般教養教育科目)と称する。

4 第1項第3号の授業科目区分の授業科目のうち、複数学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を専門横断科目と称する。

5 授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、学部及び現代日本学プログラムの定めるところによる。

6 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 8 第3項の全学教育科目に関し必要な事項は、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号）の定めるところによる。
- 9 第4項の専門横断科目に関し必要な事項は、北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）の定めるところによる。
- 10 第1項第4号の国際交流科目に関し必要な事項は、北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）の定めるところによる。

（授業の方法）

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（成績評価基準等の明示等）

第17条の3 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当た

っては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条の4 学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目登録の上限)

第17条の5 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与)

第18条 学部、機構及び現代日本学プログラムは、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他学科又は他学部における授業科目の履修)

第18条の2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、学部の定めるところによる。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては、学部の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第19条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に当たっては、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我

が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条の2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業
科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第3項の規定により修得したもの
とみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学等における単位等)

第19条の3 学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しく
は短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は短期大学若しくは高等
専門学校の専攻科若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果その他文
部科学大臣が別に定める学修の成果について、当該学部における授業科目の履修により修
得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第19条第3項、前条第
1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合
わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い)

第20条 学部において教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、
入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単
位(大学設置基準第31条第1項若しくは短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第
17条第1項に規定する科目等履修生(第4項及び第43条において単に「科目等履修生」と
いう。)として履修した授業科目について修得した単位又は大学設置基準第31条第2項若
しくは短期大学設置基準第17条第2項に規定する特別の課程履修生として履修した学校
教育法第105条に規定する特別の課程について修得した単位を含む。)又は外国の大学若
しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の当該学部における授業科目
の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部において教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入
学前に行った第19条の2第1項に規定する学修を、本学に入学した後の当該学部における
授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学に
おいて修得した単位以外のものについては、第19条第3項、第19条の2第1項、前条第1

項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 本学における科目等履修生（大学又は短期大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位（学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により一の学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案し、当該学部が定める期間を教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

（編入学生等の既修得単位等及び在学年数の取扱い）

第21条 第14条又は第15条の規定により入学を許可された者の、入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は専修学校の専門課程、高等学校の専攻科の課程若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果は、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 学部において、教育上有益と認めるときは、前項に規定する者が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修（前項の規定を適用したものを除く。）を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることのできる単位数については、前条第3項の規定を準用する。

- 3 第1項に規定する者の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校の専攻科の課程又は外国の大学若しくは短期大学における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。

第5節 休学、転学、留学、退学、除籍及び懲戒

（休学）

第22条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該学部長（第1年次の学生にあつては国立大学法人北海道大学高等教育推進機構長、現代日本学プログラムの学生（第1年次の学生を除く。）にあつては現代日本学プログラム課程長。以下この節及

び第40条第2項において同じ。)に提出し、その許可を得て、当該学年の終わりまで休学することができる。

第23条 疾病その他の事由により、修学が不相当と認められる学生に対しては、当該学部長は、休学を命ずることがある。

(復学)

第24条 休学している学生が、休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該学部長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(休学期間)

第25条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあつては、6年を超えることができない。

2 第8条第2項の規定は、休学期間について準用する。

(休学期間の取扱い)

第26条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(他大学への転学)

第27条 学生が他の大学に転学を志願するときは、事由を記した書類を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び学修の成果の取扱いについて準用する。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

(退学)

第29条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部の教授会(第1年次の学生に係るものにあつては国立大学法人北海道大学高等教育推進機構総合教育委員会、現代日本学プログラムの学生(第1年次の学生を除く。))に係るものにあつては現代日本学プログラム課程運営委員会。次条において同じ。)の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 第8条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。
- (3) 第36条第5項又は第7項の規定により納付すべき入学金を納付しないとき。
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

(懲戒)

第31条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学部の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の学部（現代日本学プログラムを含む。）にいるとき及び第1年次の学生が含まれるときは、当該学部の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第32条 停学期間は、在学年数に算入しない。

(第1年次の学生に関する読み替え)

第32条の2 第18条の2から第20条まで及び第28条の規定は、第1年次の学生（現代日本学プログラムの学生を除く。）の授業科目の履修等について準用する。この場合において、第18条の2第1項、第19条から第20条まで及び第28条中「学部において」とあるのは「本学において」と、第18条の2第1項中「他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目」とあるのは「国際交流科目」（インテグレイテッドサイエンスプログラムを履修する学生にあつては「学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目」）と、同条第2項中「学部」とあり、第19条から第19条の3まで及び第20条第1項から第3項まで中「当該学部」とあるのは「本学」と読み替えるものとする。

(現代日本学プログラムの学生に関する読み替え)

第32条の3 第18条の2から第21条まで及び第28条の規定は、現代日本学プログラムの学生の授業科目の履修等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第18条の2第1項, 第19条第1項, 第19条の2第1項, 第19条の3第1項, 第20条第1項, 第20条第2項,	学部において	現代日本学プログラムにおいて
--	--------	----------------

第21条第2項, 第28条第1項		
第18条の2第1項	他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目	学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目
第18条の2第2項, 第18条の2第3項	学部	現代日本学プログラム
第19条第3項, 第19条の2第1項, 第19条の3第2項, 第20条第1項, 第20条第2項, 第20条第3項, 第20条第4項, 第21条第2項	当該学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	一の学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会
第21条第1項, 第21条第3項	当該学部の教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会
第21条第1項	当該学部における	現代日本学プログラムにおける

第6節 卒業及び学位

(卒業)

第33条 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、当該学部の教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。

2 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した現代日本学プログラムの学生に対しては、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定する。

3 前2項の単位のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に124単位を超える単位の修得が必要な場合

において、同項に規定する授業以外の方法により64単位以上を修得しているときは、この限りでない。

(早期卒業)

第33条の2 医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程を除き本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められ、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

2 本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた現代日本学プログラムの学生に対しては、前条第2項の規定にかかわらず、現代日本学プログラムの定めるところにより、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

(学位)

第34条 前2条の規定により卒業を認定した者に対し、総長が学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号)の定めるところによる。

第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第35条 本学における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 17,000円
- (2) 入学料 282,000円
- (3) 授業料の年額 535,800円

2 本学の入学者選抜において、出願書類による選抜(以下この項及び第41条第1号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項及び第41条第1号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

3 現代日本学プログラム及びインテグレイテッドサイエンスプログラムにおける入学者選抜に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、5,000円とする。

4 第14条及び第15条に規定する編入学等及び転入学に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、30,000円とする。

(入学料の免除及び徴収の猶予)

第36条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- 2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。
- 3 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者に対しては、入学料の免除又は徴収の猶予の許可又は不許可が決定するまでの間は、入学料の徴収を猶予する。
- 4 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 5 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が、入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。
- 7 入学料の徴収を猶予された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第37条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期（毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の2期に区分して納付するものとし、前期にあつては5月、後期にあつては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文に規定する納付の時期を延期し、又は本人の願い出により、同項本文に規定する額を分割して納付させることができる。

- 2 納付期限は、別にこれを定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定に

かかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(休学者の授業料)

第38条 前期又は後期の全期間を通じて休学するとき、その期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学するときの授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期中途において復学した場合は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する者の授業料)

第38条の2 特別の事情により、学年の途中で卒業する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、卒業する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学年の途中で卒業する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(退学者等の授業料)

第39条 前期又は後期中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第40条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、事由を付して当該学部長を経て総長に申請しなければならない。

3 授業料の免除を許可される者は、各期ごとに定める。

4 授業料の免除を申請した者に対しては、授業料の全部又は一部の免除の許可又は不許可が決定するまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

- 5 授業料の免除を申請した者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（検定料等の還付）

第41条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 本学の入学者選抜において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となったとき 第35条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (2) 大学入学共通テストを受けた者に対して行う本学の入学者を選抜するための試験において、検定料を納付した者が、当該試験の受験に必要な大学入学共通テストの科目を受験しなかったことが明らかとなった場合 第35条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (3) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額
- (4) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料に相当する額

第8節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、日本語研修生、研究生及び外国人留学生

（聴講生）

第42条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生に関して必要な事項は、北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定めるところによる。

（科目等履修生）

第43条 本学において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は、学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

2 前項の規定によるもののほか、機構において特定の専門横断科目を履修し、単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は、機構において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第44条 本学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生がある場合は、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学部において、特別聴講学生として許可することができる。

2 前項の規定によるもののほか、「北海道地区国立大学における教養教育の単位互換に関する協定書（平成26年2月28日締結）」に基づき、本学において特定の全学教育科目を履修し、単位を修得しようとする北海道地区の他の国立大学の学生がある場合は、機構において、特別聴講学生として許可することができる。

3 前2項の規定によるもののほか、本学において専門横断科目又は国際交流科目のうち日本語、日本文化及び日本事情に関する特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合は、当該大学との協議に基づき、機構において、特別聴講学生として許可することができる。

4 前項の特別聴講学生は、日本語・日本文化研修生と称する。

5 第1項から第3項までの規定によるもののほか、Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る専門横断科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の学生がある場合は、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、機構において、特別聴講学生として許可することができる。この場合において、外国の大学の学生に係る許可については、当該外国の大学との協議に基づかないことができるものとする。

6 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

7 特別聴講学生に係る授業料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。

8 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとに、本学が指定する日までに納付しなければ

ならない。ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号）に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

9 特別聴講学生に係る既納の授業料は、還付しない。

（日本語研修生）

第44条の2 本学において日本語教育プログラムを受講しようとする外国の国籍を有する者がある場合は、機構において、日本語研修生として許可することができる。

（研究生）

第45条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第46条 外国人であって第12条、第14条又は第15条の規定によらないで本学に入学を志願する者がある場合は、支障のないときに限り、外国人留学生（この条において「留学生」という。）として選考の上、総長が入学を許可することができる。

2 留学生として入学できる者の資格は、別に定める。

3 第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、入学料及び授業料を徴収しないことができる。

4 留学生は、定員外とすることができる。

第2章の2 特別の課程

第46条の2 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第3章 教育職員免許

第47条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する基礎資格を取得し、かつ、専門科目について所要の単位を修得した者は、同法に規定する教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項に規定する所要資格の取得方法及び取得することができる教育職員免許状の種類については、教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（昭和51年海大達第29号）の定めるところによる。

第4章 公開講座

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座講習料の額は、検定料等規程の定めるところによる。
- 3 公開講座講習料は、受講の申込みをするときに納付しなければならない。
- 4 既納の公開講座講習料は、還付しない。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者（以下「平成7年度以降編入学生」という。）については、改正後の北海道大学通則（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 教養部は、新規程の規定にかかわらず、平成7年3月31日に一般教育課程、医学課程又は歯学課程に在学する者（以下「教養部在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に教養部在学者の属する年次に入学する者が、当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学部の哲学科、史学科、文学科及び行動科学科、理学部化学第二学科、工学部の精密工学科及び電気工学科並びに水産学部の水産増殖学科、水産食品学科、水産化学科及び漁業学科は、新規程第2条の規定にかかわらず、本学在学者及び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 平成4年4月1日以降に改組を行った学科の改組前の学科については、本学在学者及び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 平成22年度から令和8年度までの医学部医学科及び医学部の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員及び収容定員の総計は、別表の規定にかかわらず、次の各号の表のとおりとする。

(1) 医学部医学科

年度	入学定員	収容定員
平成22年度	107	612

平成23年度	107	624
平成24年度	107	636
平成25年度	107	648
平成26年度	107	660
平成27年度から令和3年度まで	107	667
令和4年度	100	660
令和5年度	100	653
令和6年度	100	646
令和7年度	100	639
令和8年度	100	632

(2) 医学部

年度	入学定員	収容定員
平成22年度	287	1,372
平成23年度	287	1,384
平成24年度	287	1,396
平成25年度	287	1,408
平成26年度	287	1,420
平成27年度から平成28年度まで	287	1,427
平成29年度	287	1,407
平成30年度から令和3年度まで	287	1,387
令和4年度	280	1,380
令和5年度	280	1,373
令和6年度	280	1,366
令和7年度	280	1,359
令和8年度	280	1,352

(3) 全学部の総計

年度	入学定員	収容定員
平成22年度	2,492	10,532
平成23年度	2,485	10,567
平成24年度	(2,525)	(10,612)

	2,485	10,572
平成25年度	(2,525)	(10,657)
	2,485	10,577
平成26年度	(2,525)	(10,702)
	2,485	10,582
平成27年度	(2,525)	(10,732)
	2,485	10,572
平成28年度	(2,525)	(10,755)
	2,485	10,555
平成29年度	(2,525)	(10,775)
	2,485	10,535
平成30年度から令和3年度まで	(2,525)	(10,755)
	2,485	10,515
令和4年度	(2,518)	(10,748)
	2,478	10,508
令和5年度	(2,518)	(10,741)
	2,478	10,501
令和6年度	(2,518)	(10,734)
	2,478	10,494
令和7年度	(2,518)	(10,727)
	2,478	10,487
令和8年度	(2,518)	(10,720)
	2,478	10,480

附 則（平成8年4月1日海大達第14号）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学第二学科は、改正後の北海道大学通則第2条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成8年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成9年4月1日海大達第14号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 工学部の建築工学科及び衛生工学科は,改正後の北海道大学通則第2条の規定にかかわらず,平成9年3月31日に本学に在学する者(以下「本学在学者」という。)及び平成9年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間,存続するものとする。

附 則 (平成9年6月12日海大達第49号)

この規程は,平成9年6月12日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日海大達第28号)

この規程は,平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日海大達第20号)

この規程は,平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月29日海大達第48号)

この規程は,平成11年9月29日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日海大達第21号)

この規程は,平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月20日海大達第136号)

この規程は,平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日海大達第30号)

この規程は,平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月25日海大達第80号)

この規程は,平成13年7月25日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日海大達第28号)

この規程は,平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月19日海大達第8号)

この規程は,平成15年3月19日から施行し,平成15年3月7日から適用する。

附 則 (平成15年9月17日海大達第55号)

この規程は,平成15年10月1日から施行する。ただし,別表の改正規定は,平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月15日海大達第118号)

この規程は,平成15年10月15日から施行し,平成15年9月19日から適用する。

附 則 (平成15年12月17日海大達第122号)

この規程は,平成15年12月17日から施行する。ただし,改正後の第41条第1号の規定は平

成14年4月1日から、改正後の第3条第1項の規定は平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日海大達第73号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）に係る授業料の額及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学した者に係る授業料の額は、改正後の第35条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月22日海大達第268号）

この規則は、平成16年12月22日から施行する。ただし、改正後の第44条第4項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日海大達第44号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 工学部の材料工学科、応用化学科、情報工学科、電子工学科、システム工学科、応用物理学科、原子工学科、機械工学科、土木工学科、建築都市学科、環境工学科及び資源開発工学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成17年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年10月4日海大達第225号）

この規則は、平成17年10月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年1月23日海大達第1号）

- 1 この規則は、平成18年1月23日から施行する。ただし、第46条第3項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する外国人留学生（以下この項において「本学在学者」という。）に係る定員及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学した外国人留学生に係る定員は、改正後の第46条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日海大達第23号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部の総合薬学科並びに水産学部の水産海洋科学科、海洋生産システム学科、海洋生物生産科学科及び海洋生物資源化学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成18年3月31日に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成19年1月22日海大達第1号）

- 1 この規則は、平成19年1月22日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第17条の3を第17条の4とし、第17条の2の次に1条を加える改正規定及び第18条第2項を削る改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き在学する者及びこの規則の施行日の前日までに入学手続を終了した者の除籍については、改正後の第30条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日海大達第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度における改正後の別表の規定の適用については、医学部の項中「5」とあるのは「10」とし、「25」とあるのは「30」とし、総計の項中「75」とあるのは「80」とし、同表備考第3号中「第2年次編入学定員」とあるのは「第2年次編入学定員5名及び第3年次編入学定員5名」とする。

附 則（平成19年11月1日海大達第260号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、改正後の第14条第1項第4号の規定は平成17年10月1日から、改正後の第1条の規定は平成18年12月22日から適用する。

附 則（平成19年12月26日海大達第267号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定、第17条の見出しの改正規定、同条第5項第2号の次に1号を加える改正規定、第17条の4を第17条の5とする改正規定、第17条の3の改正規定及び同条を第17条の4とし、第17条の2の次に1条を加える改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日海大達第157号）

この規則は、平成20年12月22日から施行し、改正後の第37条第1項及び第38条の2第1項の規定は、平成21年度に係る授業料から適用する。

附 則（平成21年4月1日海大達第31号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日海大達第56号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日海大達第316号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）

及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 理学部の地球科学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成23年3月31日に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成23年3月23日海大達第33号）

この規則は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（平成23年4月1日海大達第55号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日海大達第19号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 平成24年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 農学部の農業工学科及び獣医学部の獣医学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、本学在学者及び平成24年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成25年10月15日海大達第107号）

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成26年8月25日海大達第174号）

この規則は、平成26年8月25日から施行する。

附 則（平成27年4月1日海大達第44号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第33条第1項及び第33条の2第1項の規定（当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月25日海大達第228号）

この規則は、平成27年9月25日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第39号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日海大達第115号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日海大達第135号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日海大達第196号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日海大達第47号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日海大達第201号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日海大達第117号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日海大達第138号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日までに第30条第4号の規定に該当し除籍となった者に係る復籍については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日海大達第41号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日海大達第38号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月23日海大達第112号）

この規則は、令和2年6月23日から施行する。

附 則（令和3年4月1日海大達第31号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	人文科学科	185		740
教育学部	教育学科	50	10	220
法学部	法学課程	200	20	850
経済学部	経済学科	100		400

	経営学科	90		360
	計	190		760
理学部	数学科	50		200
	物理学科	35		140
	化学科	75		300
	生物科学科	80		320
	地球惑星科学科	60		240
	計	300		1,200
医学部	医学科	100	5	625
	保健学科			
	看護学専攻	70		280
	放射線技術科学専攻	37		148
	検査技術科学専攻	37		148
	理学療法学専攻	18		72
	作業療法学専攻	18		72
	計	280	5	1,345
歯学部	歯学科	53		318
薬学部	薬科学科	50		200
	薬学科	30		180
	計	80		380
工学部	応用理工系学科	160	10	640
	情報エレクトロニクス 学科	180		720
	機械知能工学科	120		480
	環境社会工学科	210		840
	計	670	10	2,700
農学部	生物資源科学科	36		144
	応用生命科学科	30		120

	生物機能化学科	35		140
	森林科学科	36		144
	畜産科学科	23		92
	生物環境工学科	30		120
	農業経済学科	25		100
	計	215		860
獣医学部	共同獣医学課程	(80)		(480)
		40		240
水産学部	海洋生物科学科	54		216
	海洋資源科学科	53		212
	増殖生命科学科	54		216
	資源機能化学科	54		216
	計	215		860
総計		(2, 518)		(10, 713)
		2, 478	45	10, 473

備考

- 1 学部及び学科又は課程の入学定員は、学生が第2年次に進級した場合の入学定員である。
- 2 教育学部の編入学定員は、第3年次編入学定員である。
- 3 法学部の編入学定員は、第2年次編入学定員10名及び第3年次編入学定員10名である。
- 4 医学部の医学科の編入学定員は、第2年次編入学定員である。
- 5 工学部の編入学定員は、高等専門学校卒業者の第3年次編入学定員である。
- 6 獣医学部及び総計の（ ）書きの数字は、本学及び帯広畜産大学の合計数である。

出典：国立大学法人北海道大学規則集

○北海道大学大学院通則

昭和29年3月17日

海大達第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）の大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科，学院，研究院，教育部，連携研究部及び専攻）

第2条 大学院に、研究科，学院，研究院，教育部及び連携研究部を置き、研究科，学院及び教育部（以下「研究科等」という。）にそれぞれ専攻を置く。

2 研究科等及びそれぞれに置かれる専攻は、次のとおりとする。

法学研究科

法学政治学専攻

法律実務専攻

水産科学院

海洋生物資源科学専攻

海洋応用生命科学専攻

環境科学院

環境起学専攻

地球圏科学専攻

生物圏科学専攻

環境物質科学専攻

理学院

数学専攻

物性物理学専攻

宇宙理学専攻

自然史科学専攻

農学院

農学専攻

生命科学院

生命科学専攻
臨床薬学専攻
ソフトマター専攻

教育学院
教育学専攻

国際広報メディア・観光学院
国際広報メディア・観光学専攻

保健科学院
保健科学専攻

工学院
応用物理学専攻
材料科学専攻
機械宇宙工学専攻
人間機械システムデザイン専攻
エネルギー環境システム専攻
量子理工学専攻
環境フィールド工学専攻
北方圏環境政策工学専攻
建築都市空間デザイン専攻
空間性能システム専攻
環境創生工学専攻
環境循環システム専攻
共同資源工学専攻

総合化学院
総合化学専攻

経済学院
現代経済経営専攻
会計情報専攻

医学院
医科学専攻
医学専攻

歯学院

口腔医学専攻

獣医学院

獣医学専攻

医理工学院

医理工学専攻

国際感染症学院

感染症学専攻

国際食資源学院

国際食資源学専攻

文学院

人文学専攻

人間科学専攻

情報科学院

情報科学専攻

公共政策学教育部

公共政策学専攻

3 第1項に規定する研究院及び研究部は、次のとおりとする。

水産科学研究院

地球環境科学研究院

理学研究院

薬学研究院

農学研究院

先端生命科学研究院

教育学研究院

メディア・コミュニケーション研究院

保健科学研究院

工学研究院

経済学研究院

医学研究院

歯学研究院

獣医学研究院

文学研究院

情報科学研究院

公共政策学連携研究部

(課程)

第3条 各研究科及び学院の課程は、博士課程とする。ただし、法学研究科法律実務専攻及び経済学院会計情報専攻の課程は専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻は修士課程とする。

2 前条第2項に規定する公共政策学教育部公共政策学専攻の課程は、専門職学位課程とする。

3 第1項ただし書に規定する専門職学位課程を置く専攻及び前項に規定する公共政策学教育部は、専門職大学院（学校教育法第99条第2項の専門職大学院をいう。以下同じ。）とする。

4 第1項ただし書に規定する法学研究科法律実務専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、当該専攻は法科大学院とする。

5 前条第2項に規定する工学院共同資源工学専攻の課程は、共同教育課程（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第31条第1項に規定する共同教育課程をいう。）とし、当該専攻は本学及び九州大学が共同して教育課程を編成するものとする。

第3条の2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4 法科大学院の課程は、専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものをいう。

(標準修業年限等)

第4条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては、4年とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、研究科又は学院の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

4 博士課程（生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）は、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

5 前項の前期2年の課程は修士課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。

6 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、法科大学院の課程にあつては、3年とする。

7 前項本文の規定にかかわらず、経済学院会計情報専攻及び公共政策学教育部公共政策学専攻の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、当該学院等の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、1年以上2年未満の期間とすることができる。

8 修士課程にあつては4年（第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限の2倍に相当する年数）、博士後期課程にあつては6年、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては8年、専門職学位課程にあつては4年（前項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては当該標準修業年限の2倍に相当する年数、法科大学院の課程にあつては6年）を超えて在学することができない。

（長期履修）

第4条の2 研究科（法科大学院を除く。）、学院及び教育部において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限（前条第3項及び第7項に規定する標準修業年限を除く。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 修士課程 4年以内
 - (2) 博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程 6年以内
 - (3) 専門職学位課程 4年以内
- 3 第1項の規定により長期履修を認められた者のうち，修士課程及び専門職学位課程の学生にあつては，前条第8項本文の規定にかかわらず，長期履修を認められた期間に2年を加えた期間を超えて在学することができない。
- 4 前3項に定めるもののほか，長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。
- (学年)

第5条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて，次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 研究科等において必要と認めるときは，前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。
- 3 研究科等において必要と認めるときは，第1項に定める各学期を分けて，授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

第7条 授業を行わない日（以下この条において「休業日」という。）は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 春季休業日，夏季休業日及び冬季休業日は，研究科等において別に定める。
- 3 前2項に定めるもののほか，臨時の休業日は，その都度総長が定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず，研究科等において必要と認めるときは，休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第8条 研究科等の収容定員は、別表のとおりとする。

第2章 入学，再入学，転学，転科，転専攻及び留学

(入学等の時期)

第9条 入学，再入学，転学，転科（学院又は教育部への所属の変更を含む。以下同じ。）及び転専攻の時期は、4月とする。ただし、研究科等が必要と認めたときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第10条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。第11条第5号において同じ。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において、本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
 - (10) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
 - (2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第22条第2項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第11条 生命科学学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。

- (1) 大学における医学，歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校において，修業年限が5年以上である医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学（医学，歯学，獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し，又は外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。），外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学の大学院において，本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第12条 入学、再入学又は転学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類に第33条第1項第1号に規定する検定料を添えて当該研究科等の長に提出しなければならない。

2 転科又は転専攻を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類を当該研究科等の長に提出しなければならない。

(再入学及び転学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科等において選考し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が再入学又は転学を許可することができる。

(1) 本学大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者

(2) 他の大学の大学院又は国際連合大学の学生で所属の研究科等の長又は大学長の許可証を添え本学の大学院に転学を志願する者

(転科及び転専攻)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、欠員のあるときに限り、研究科等において選考の上、研究科等の長が転科又は転専攻を許可することができる。

(1) 本学大学院の学生で課程の中途において当該研究科等の長の許可証を添え他の研究科等に所属を変更することを志願する者

(2) 本学大学院の学生で課程の中途において指導教員の許可証を添え所属する研究科又は学院の他の専攻に所属を変更することを志願する者

(再入学等における既修得単位等)

第13条の3 前2条の規定により、再入学、転学、転科又は転専攻を許可された者の本学若しくは他の大学の大学院又は国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位及び在学期間は、その一部又は全部を当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）の議を経て通算することができる。

(留学)

第14条 学生が、第24条第1項の規定により外国の大学の大学院に、又は同条第4項の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは、研究科等の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 留学期間は、修業年限に算入する。

第3章 休学，退学及び除籍

(休学)

第15条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは，休学願に，疾病の場合は医師の診断書を，その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し，その許可を得て，当該学年の終わりまで休学することができる。

第16条 疾病その他の事由により，修学が不適当と認められる者に対しては，当該研究科等の長は，休学を命ずることがある。

(復学)

第17条 休学している学生が，休学期間中にその事由が消滅したときは，復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し，その許可を得て復学することができる。

(休学期間)

第17条の2 休学期間は，修士課程にあつては2年（第4条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては，当該標準修業年限と同一の期間），博士後期課程にあつては3年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては4年，専門職学位課程にあつては2年（第4条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては当該標準修業年限と同一の期間，法科大学院の課程にあつては3年）を超えることができない。

(休学期間の取扱い)

第18条 休学期間は，在学期間に算入しない。

(退学)

第19条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは，詳細な事由を記した退学願を当該研究科等の長に提出し，その許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が除籍する。

- (1) 第4条第8項及び第4条の2第3項に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 欠席が長期にわたるとき，又は成業の見込みがないとき。
- (3) 第28条の2第5項又は第7項の規定により納付すべき入学金を納付しないとき。
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受け，なお納付しないとき。

第4章 教育課程，授業科目，修了要件及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第21条 大学院(専門職大学院を除く。以下この条, 第22条第5項, 第39条及び第42条第1項において同じ。)は, 当該大学院, 研究科等及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し, 体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては, 大学院は, 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに, 当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 大学院の教育は, 授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(専門職大学院の教育課程の編成方針)

第21条の2 専門職大学院は, 第3条の2第3項及び第4項に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を, 産業界等と連携しつつ, 自ら開設し, 体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は, 専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえ, 必要な授業科目を開発し, 当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに, 当該状況の変化に対応し, 授業科目の内容, 教育課程の構成等について, 不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直しは, 次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに, 適切な体制を整えて行うものとする。

4 専門職大学院においては, その目的を達し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究, 現地調査, 双方向又は多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

5 専門職大学院においては, 第21条の8第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して, 授業を行う教室等以外の場所で履修させることは, これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して, 当該効果が認められる授業について, 行うことができるものとする。

(教育課程連携協議会)

第21条の3 専門職大学院に, 産業界等との連携により, 教育課程を編成し, 及び円滑かつ効果的に実施するため, 教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は, 別に定める。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第21条の4 大学院に, 文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより

採択された次の学位プログラム（次項において「リーディングプログラム」という。）を置く。

One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム

2 リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（インテグレイテッドサイエンスプログラム）

第21条の5 大学院に、第47条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして、インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

2 インテグレイテッドサイエンスプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（卓越大学院プログラム）

第21条の6 大学院に、文部科学省が所管する卓越大学院プログラムにより採択された次の学位プログラム（次項において「卓越大学院プログラム」という。）を置く。

One Healthフロンティア卓越大学院プログラム

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（教育課程の編成方法）

第21条の7 研究科等の授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法は、各研究科等の定めるところによる。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、修了論文、修了研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修

等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第21条の8 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(大学院共通授業科目)

第21条の9 大学院に、第21条の7第1項に定める授業科目のほか、複数の研究科等の学生を対象とした授業科目（以下「共通授業科目」という。）を開講する。

2 共通授業科目のうち別に定める科目は、第21条の7第1項に定める授業科目とすることができる。

3 研究科等において、教育上有益と認めるときは、当該研究科等の授業科目に含まれない共通授業科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

4 前項に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(単位の授与)

第21条の10 研究科等は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、研究科及び学院（専門職大学院を除く。第24条第4項及び第5項において同じ。）の修了論文、修了研究等の授業科目については、研究科又は学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第21条の11 研究科及び学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科及び学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第21条の12 研究科及び学院は、当該研究科及び学院の授業及び研究指導の内容及び方法の

改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程(工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。)の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該修士課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該修士課程において修得すべきものについての審査

3 博士課程(生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。)の修了要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

5 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第3条第1項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第23条 生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条の2 専門職学位課程の修了要件は、専門職大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、94単位以上を修得することとする。

（専門職大学院における授業方法等の明示等）

第23条の3 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程に在学する学生（以下この条において「専門職学位課程学生」という。）に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院を置く研究科等は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、専門職学位課程学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 専門職大学院を置く研究科等は、当該研究科等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、専門職学位課程学生が1年間又は1学期間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限を定めるものとする。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第23条の4 研究科等において教育上有益と認めるときは、所定の手続きを経て、他の専攻若しくは他の研究科等の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程(平成31年海大達第50号)に定める専門横断科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

2 前項の規定による手続きその他の取扱いについては、各研究科等の定めるところによる。

(博士論文の試験)

第23条の5 第22条第3項及び第5項並びに第23条の試験は、論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

(学位論文の提出期日)

第23条の6 学位論文の提出期日は、各研究科又は学院の定めるところによる。

(他の大学の大学院等における授業科目の履修等)

第24条 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に当たっては、当該他の大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程及び博士課程にあつては15単位を、専門職学位課程にあつては第23条の2第1項の規定による単位数の2分の1(法科大学院の課程にあつては30単位)を超えない範囲において、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上、学生が、当該他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、学生が、他の専攻又は他の研究科

若しくは学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学の大学院における単位等)

第24条の2 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程及び博士課程にあつては15単位、専門職学位課程にあつては第23条の2第1項に規定する単位数の2分の1（法科大学院の課程にあつては30単位）を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い)

第24条の3 研究科等において教育上有益と認めるときは、新たに本学大学院の第1年次に入学した学生が、入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生（第36条において単に「科目等履修生」という。）として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、当該研究科等において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲において、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程及び博士課程にあつては20単位、専門職学位課程にあつては第23条の2第1項の規定による単位数の2分の1（法科大学院の課程にあつては30単位）を超えないものとする。

- 3 研究科等は、第1項の規定により当該研究科等に入学する前に修得した単位又は学修の成果（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該研究科等において修得したものとみなす場合であつて、当該単位又は学修の成果の修得により当該研究科等の修士課程、博士課程（博士後期課程を除く。以下この項において同じ。）又は専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。以下この項において同じ。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他のを勘案して、修士課程及び博士課程にあつては1年、専門職学位課程にあつては標準修業

年限の2分の1を超えない範囲において、当該研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び専門職学位課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(法科大学院における在学期間等の取扱い)

第24条の4 法学研究科において法科大学院の課程で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第23条の2第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲において、当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項本文、第24条の2第2項及び前条第2項ただし書の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第4条第8項ただし書の規定にかかわらず、同条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

4 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第17条の2ただし書の規定にかかわらず、第4条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間と同一の期間を超えて休学することができない。

(外国の大学との共同研究指導プログラム)

第24条の5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、本学の博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の学生に対し、当該外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

第5章 学位授与

(学位)

第25条 研究科等において所定の課程を修了した者に対し、総長が修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、本学に論文を提出してその審査に合格し、かつ、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することについて、試験及び試問の方法により確認された者に対し、博士の学位を授与する。ただし、総長が別に定めると

ころにより、試問を免除し、又は試問以外の方法をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位に関する事項は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第6章 懲戒

(懲戒)

第26条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該研究科等の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の研究科等にいるときは、当該研究科等の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第26条の2 停学期間は、在学期間に算入しない。

第7章 検定料、入学料及び授業料

第27条 削除

(入学料)

第28条 入学料は、入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければならない。ただし、次条第1項の規定により入学料の免除又は同条第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した場合は、この限りでない。

(入学料の免除及び徴収の猶予)

第28条の2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- 2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。
- 3 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者に対しては、入学料の免除又は徴収の猶予の許可又は不許可が決定するまでの間は、入学料の徴収を猶予する。
- 4 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学料を納付しなければならない。

- 5 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が、入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。
- 7 入学料の徴収を猶予された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第29条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期（毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の2期に区分して納付するものとし、前期にあつては5月、後期にあつては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文に規定する納付の時期を延期し、又は本人の願い出により、同項本文に規定する額を分割して納付させることができる。

- 2 納付期限は、別にこれを定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(学年の途中で修了する者の授業料)

第29条の2 特別の事情により、学年の途中で課程を修了する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、学年の途中で課程を修了する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(長期履修者の授業料)

第29条の3 第4条の2の規定により長期履修を認められた者の授業料の年額は、当該在学

を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第33条第1項第3号の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学大学院の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

- 2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で課程を修了する場合の授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認められたときに納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、長期履修を認められた者の授業料の取扱いについては、別に定める。

（退学者等の授業料）

第30条 前期又は後期中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

（休学者の授業料）

第31条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは、その期分の授業料を免除する。

- 2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学する場合の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。
- 3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期中途において復学した場合は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。

（授業料の免除及び徴収の猶予）

第32条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事

情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、事由を付して当該研究科等の長を経て総長に申請しなければならない。
- 3 授業料の免除を許可される者は、各期ごとに定める。
- 4 授業料の免除を申請した者に対しては、授業料の全部又は一部の免除の許可又は不許可が決定するまでの間は、授業料の徴収を猶予する。
- 5 授業料の免除を申請した者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（検定料，入学料及び授業料の額）

第33条 本学大学院における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 30,000円
- (2) 入学料 282,000円
- (3) 授業料の年額 535,800円（法科大学院の課程にあつては804,000円）

- 2 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、出願書類による選抜（以下この項及び次条第1号において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次条第1号において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

（検定料等の還付）

第34条 既納の検定料，入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となったと

き 前条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額

- (2) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額
- (3) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

第8章 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生

(聴講生)

第35条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生の受入れについては、北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定めるところによる。

(科目等履修生)

第36条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるもののほか、高等教育推進機構（以下この項及び次条第2項において「機構」という。）において特定の大学院共通授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は、機構において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。
- 3 科目等履修生の受入れについては、北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第37条 本学の大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生がある場合は、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科等において、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるもののほか、Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る共通授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生がある場合は、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、機構において、特別聴講学生として許可すること

ができる。この場合において、外国の大学の大学院の学生に係る許可については、当該外国の大学との協議に基づかないことができるものとする。

(特別聴講学生の検定料等)

第38条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生に係る授業料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。)の定めるところによる。

3 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとに、本学が指定する日までに納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程(平成16年海大達第267号。第40条において「不徴収規程」という。)に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

(特別研究学生)

第39条 本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科、学院、研究院、連携研究部又は研究所等において、特別研究学生として許可することができる。

(特別研究学生の検定料等)

第40条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別研究学生に係る授業料は、検定料等規程の定めるところによる。ただし、特別研究学生が不徴収規程に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の還付)

第41条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る既納の授業料は、還付しない。

(研究生)

第42条 本学の大学院又は研究所等において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、研究科、研究院、連携研究部又は研究所等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程(平成3年海大達第3号)の定めるところによる。

第9章 外国人留学生

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

(外国人留学生)

第47条 外国人で第10条又は第11条の規定により、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、外国人留学生（以下「留学生」という。）として、総長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可する留学生が、本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定又はその附属書において、検定料、入学料及び授業料が相互に不徴収とされているときは、これらを徴収しない。

3 前項に規定する場合のほか、第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、検定料、入学料及び授業料を徴収しないことができる。

4 留学生は、定員外とすることができる。

第48条 削除

第10章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第49条 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この通則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（昭和30年2月16日海大達第5号）

この通則は、昭和30年1月19日から施行する。

附 則（昭和30年6月22日海大達第23号）

この通則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年3月20日海大達第2号）

この通則は、昭和30年8月3日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則（昭和31年5月16日海大達第9号）

この通則は、昭和31年4月1日から施行する。但し、昭和31年3月31日以前の入学にかかる学生の授業料は従前の額による。

附 則（昭和32年7月24日海大達第19号）

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。但し、昭和32年3月31日以前の入学にかかる聴講生の聴講料は従前の額による。

附 則（昭和33年3月20日海大達第1号）

この通則は、昭和33年3月20日から施行する。

附 則（昭和33年9月17日海大達第14号）

この通則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年1月16日海大達第1号）

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年12月21日海大達第27号）

- 1 この規程は、昭和38年12月21日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 昭和38年3月31日以前の入学に係る者の授業料及び聴講料の額は、なお、従前の例による。
- 3 昭和38年4月1日以後に、転学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和41年4月19日海大達第4号）

この通則は、昭和41年4月19日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年7月20日海大達第21号）抄

- 1 この規程は、昭和41年7月20日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。
- 2 昭和41年度の入学、転学又は再入学に係る検定料の額は、この規程による改正後の（中略）北海道大学大学院通則第27条及び第36条第1項（中略）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和42年6月14日海大達第23号）

この規程は、昭和42年6月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年1月17日海大達第1号）

この規程は、昭和43年1月17日から施行する。

附 則（昭和43年7月17日海大達第16号）

この規程は、昭和43年7月17日から施行する。

附 則（昭和44年8月4日海大達第13号）

この規程は、昭和44年8月4日から施行する。

附 則（昭和45年4月15日海大達第18号）

この規程は、昭和45年4月15日から施行する。

附 則（昭和47年 7 月19日海大達第26号）

- 1 この規程は、昭和47年 7 月19日から施行し、昭和47年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者（昭和47年度に入学した者を除く。）に係る授業料又は聴講料の額は、この規程による改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第29条又は第36条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の適用の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度に入学した者が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず、前期9,000円、後期 1 万8,000円の額を合わせた額とし、新規程第30条第 1 項の規定にかかわらず、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付しなければならないものとする。
- 5 昭和47年度に聴講生として入学した者が納付しなければならない同年度に係る聴講料の額は、新規程第36条第 4 項の規定にかかわらず、1 単位につき前期（4 月 1 日から 9 月 30日までをいう。以下この項において同じ。）600円、後期（10月 1 日から翌年 3 月 31日までをいう。以下この項において同じ。）1,200円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る 1 単位の聴講料の額は、前期の 1 単位の聴講料の額の 2 分の 1 に相当する額と、後期の 1 単位の聴講料の額の 2 分の 1 に相当する額とを合わせた額とする。
- 6 昭和47年度に入学を許可される者に係る入学料の額は、新規程第28条第 1 項又は第36条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、新規程第27条又は第36条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和47年12月20日海大達第39号）

- 1 この規程は、昭和47年12月20日から施行し、昭和47年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和47年 4 月 1 日前から休学の許可を得て外国の大学の大学院において学修している者については、同日以降、その学修の実態に応じて、この規程による改正後の北海道大学大学院通則第14条の 2 第 1 項の規定により留学したものとして取り扱うことができる。

附 則（昭和49年 5 月15日海大達第12号）

この規程は、昭和49年 5 月15日から施行し、昭和49年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和50年 3 月19日海大達第 5 号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月16日海大達第12号）

- 1 この規程は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、この規程による改正後の北海道大学大学院通則第27条及び第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和51年4月21日海大達第11号）

- 1 この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 北海道大学大学院経済学研究科経済政策専攻は、改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第2条の規定にかかわらず、昭和51年3月31日に当該専攻の修士課程又は博士後期課程に在学する者が、当該専攻の修士課程又は博士後期課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和51年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 5 昭和51年度において入学した者が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず、6万6,000円とし、新規程第30条第1項の規定にかかわらず、前期にあつては1万8,000円を、後期にあつては4万8,000円をそれぞれの期に納付しなければならない。
- 6 昭和51年3月31日以後引き続き在学している聴講生、特別聴講学生又は特別研究学生に係る授業料の額は、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和51年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、新規程第36条第4項（第37条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第37条の5第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和51年度において入学した聴講生又は特別聴講学生（昭和51年3月31日以後引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和51年9月1日以後であるものを含む。）が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規程第36条第4項の規定にかかわらず、1単位につき、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）1,200円、後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）3,000円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位の授業料の額は、前期の1単位の授業料の額の2

分の1に相当する額と、後期の1単位の授業料の額の2分の1に相当する額とを合わせた額とする。

- 8 昭和51年度において入学した特別研究学生(昭和51年3月31日以後引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和51年4月1日以後であるものを含む。)が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規程第37条の5第2項の規定にかかわらず、前期にあつては月額2,400円、後期にあつては月額6,000円とする。

附 則 (昭和51年5月19日海大達第18号)

この規程は、昭和51年5月19日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年5月18日海大達第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和52年5月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 昭和52年3月31日に、北海道大学大学院理学研究科環境構造学専攻又は北海道大学大学院工学研究科環境計画学専攻(以下「従前の研究科の各専攻」という。)に在学する者で、昭和52年4月1日に、北海道大学大学院環境科学研究科環境構造学専攻又は環境計画学専攻(修士課程)(以下「新研究科の各専攻」という。)に在学することとなつた者の従前の研究科の各専攻における在学期間は、それぞれ新研究科の各専攻における在学期間とみなし、従前の研究科の各専攻において履修した授業科目及び修得した単位は、それぞれ新研究科の各専攻において履修し修得したものとみなす。
- 3 昭和52年度の入学又は転入学に係る検定料の額は、この規程による改正後の北海道大学大学院通則(以下「新規程」という。)第27条又は第36条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和52年度における入学又は転入学を許可される者に係る入学料の額は、新規程第28条第1項又は第36条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5～7 略

附 則 (昭和53年3月22日海大達第12号)

この規程は、昭和53年3月22日から施行する。ただし、第1条中北海道大学大学院通則第25条第1項の改正規定及び第2条中北海道大学学位規程第2条第2項の改正規定は、昭和53年3月1日から適用する。

附 則 (昭和53年4月19日海大達第25号)

この規程は、昭和53年4月19日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月25日海大達第9号）

この規程は、昭和54年4月25日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年9月19日海大達第37号）

この規程は、昭和54年9月19日から施行する。

附 則（昭和55年4月16日海大達第13号）

この規程は、昭和55年4月16日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月15日海大達第16号）

この規程は、昭和56年4月15日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月15日海大達第36号）

この規程は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則（昭和57年4月28日海大達第13号）

- 1 この規程は、昭和57年4月28日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 北海道大学大学院文学研究科心理学専攻及び社会学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず、昭和57年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（昭和59年4月18日海大達第20号）

この規程は、昭和59年4月18日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年1月21日海大達第1号）

この規程は、昭和62年1月21日から施行する。

附 則（平成2年2月21日海大達第1号）

- 1 この規程は、平成2年2月21日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第4条第1項ただし書、第3項及び第5項の改正規定並びに第11条、第17条の2、第22条第6項、第23条、第24条第3項及び第25条の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日に北海道大学大学院獣医学研究科の博士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の北海道大学大学院通則第4条第1項及び第5項並びに第17条の2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年2月20日海大達第1号）

この規程は、平成3年2月20日から施行する。

附 則（平成3年3月20日海大達第4号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成 3 年 5 月 22 日海大達第 25 号）

この規程は、平成 3 年 5 月 22 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 9 月 18 日海大達第 35 号）

この規程は、平成 3 年 9 月 18 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 1 月 22 日海大達第 1 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 33 条の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 3 月 18 日海大達第 4 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 24 日海大達第 31 号）

この規程は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 15 日海大達第 34 号）

この規程は、平成 4 年 7 月 15 日から施行し、平成 4 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日海大達第 11 号）

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科の植物学専攻、動物学専攻及び高分子学専攻並びに環境科学研究科は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日に当該専攻又は環境科学研究科に在学する者が当該専攻又は環境科学研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項に規定する環境科学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定は、地球環境科学研究科において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 6 年 1 月 19 日海大達第 2 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日海大達第 17 号）

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科の物理学専攻、地質学鉱物学専攻及び地球物理学専攻並びに工学研究科の金属工学専攻、応用化学専攻及び合成化学工学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 6 年 10 月 19 日海大達第 47 号）

この規程は、平成6年10月19日から施行する。

附 則（平成7年4月1日海大達第20号）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 理学研究科化学第2専攻，工学研究科の精密工学専攻，電気工学専攻，情報工学専攻，電子工学専攻及び生体工学専攻並びに獣医学研究科の形態機能学専攻及び予防治療学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず，平成7年3月31日に当該専攻に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成7年4月1日以降在学者の属する年次に入学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則（平成8年4月1日海大達第16号）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科の機械工学専攻，機械工学第2専攻，応用物理学専攻及び原子工学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず，平成8年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成8年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則（平成9年4月1日海大達第16号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科の土木工学専攻，建築工学専攻，衛生工学専攻及び資源開発工学専攻並びに農学研究科の農業経済学専攻及び畜産学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず，平成9年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成9年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則（平成10年4月1日海大達第29号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科生理系専攻，薬学研究科の薬学専攻及び製薬化学専攻並びに農学研究科の林学専攻及び農業工学専攻は，改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず，平成10年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成10年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則（平成11年4月1日海大達第21号）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科社会医学系専攻並びに農学研究科の農学専攻，農業生物学専攻，農芸化学専攻

攻及び林産学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成11年11月24日海大達第51号）

この規程は、平成11年11月24日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第22号）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科の哲学専攻、東洋哲学専攻、行動科学専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、英米文学専攻、国文学専攻、独文学専攻、中国文学専攻及び言語学専攻、教育学研究科教育制度専攻、法学研究科の民法専攻及び公法専攻、経済学研究科の経済学専攻及び経営学専攻、医学研究科の病理系専攻、内科系専攻及び外科系専攻並びに歯学研究科の歯学基礎系専攻及び歯学臨床系専攻は、改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成12年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 水産学研究科の水産増殖学専攻、水産食品学専攻、水産化学専攻及び漁業学専攻は、新規程第2条の規定にかかわらず、本学在学者及び平成12年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該研究科の名称は水産科学研究科とする。

附 則（平成12年12月20日海大達第136号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月25日海大達第81号）

この規程は、平成13年7月25日から施行する。

附 則（平成14年4月1日海大達第29号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月24日海大達第58号）

この規程は、平成14年7月24日から施行する。

附 則（平成15年3月19日海大達第9号）

この規程は、平成15年3月19日から施行し、平成15年3月7日から適用する。

附 則（平成15年4月1日海大達第16号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月17日海大達第123号）

この規程は、平成15年12月17日から施行する。

附 則（平成16年4月1日海大達第74号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「平成10年度以前在学者」という。）に係る授業料の額及び同年4月1日以降に平成10年度以前在学者の属する年次に入学した者に係る授業料の額は、改正後の第33条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 工学研究科のシステム情報工学専攻及び電子情報工学専攻は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成16年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成16年12月22日海大達第269号）

この規則は、平成16年12月22日から施行する。ただし、改正後の第38条第3項及び第40条第2項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日海大達第45号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科の経済システム専攻及び経営情報専攻、工学研究科の物質工学専攻、分子化学専攻、量子物理工学専攻、量子エネルギー工学専攻、機械科学専攻、社会基盤工学専攻、都市環境工学専攻及び環境資源工学専攻、水産科学研究科、水産科学研究科の環境生物資源科学専攻及び生命資源科学専攻、地球環境科学研究科並びに地球環境科学研究科の地圏環境科学専攻、生態環境科学専攻、物質環境科学専攻及び大気海洋圏環境科学専攻は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成17年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた水産科学研究科の環境生物資源科学専攻及び生命資源科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については水産科学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は水産科学院において定めるものとする。
- 4 第2項の規定により存続するものとされた地球環境科学研究科の地圏環境科学専攻、生

態環境科学専攻, 物質環境科学専攻及び大気海洋圏環境科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については環境科学院において行うものとし, 教育課程, 課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は環境科学院において定めるものとする。

附 則 (平成18年1月23日海大達第2号)

- 1 この規則は, 平成18年1月23日から施行する。ただし, 第47条第3項の改正規定は, 平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学大学院に在学する外国人留学生 (以下この項において「本学在学者」という。) に係る定員及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学した外国人留学生に係る定員は, 改正後の第47条第3項の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則 (平成18年4月1日海大達第24号)

- 1 この規則は, 平成18年4月1日から施行する。
- 2 理学研究科, 理学研究科の数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物科学専攻及び地球惑星科学専攻, 薬学研究科, 薬学研究科の生体分子薬学専攻, 創薬化学専攻及び医療薬学専攻, 農学研究科並びに農学研究科の生物資源生産学専攻, 環境資源学専攻及び応用生命科学専攻は, 改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず, 平成18年3月31日に本学大学院に在学する者 (以下「本学在学者」という。) 及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間, 存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた理学研究科の数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物科学専攻及び地球惑星科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については理学院において行うものとし, 教育課程, 課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は理学院において定めるものとする。
- 4 第2項の規定により存続するものとされた薬学研究科 (以下この項において「薬学研究科」という。) の生体分子薬学専攻, 創薬化学専攻及び医療薬学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については薬学研究科において行うものとし, 教育課程, 課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は薬学研究科において定めるものとする。
- 5 第2項の規定により存続するものとされた農学研究科の生物資源生産学専攻, 環境資源学専攻及び応用生命科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については農学院において行うものとし, 教育課程, 課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は農学院において定めるものとする。

附 則 (平成19年1月22日海大達第2号)

- 1 この規則は、平成19年1月22日から施行する。ただし、第4章の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き在学する者及びこの規則の施行日の前日までに入学手続を終了した者の除籍については、改正後の第20条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日海大達第38号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科、教育学研究科の教育学専攻、医学研究科の生体機能学専攻、病態制御学専攻、高次診断治療学専攻、癌医学専攻、脳科学専攻及び社会医学専攻、国際広報メディア研究科並びに国際広報メディア研究科の国際広報メディア専攻は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成19年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた教育学研究科の教育学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については教育学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は教育学院において定めるものとする。
- 4 第2項の規定により存続するものとされた国際広報メディア研究科の国際広報メディア専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については国際広報メディア・観光学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は国際広報メディア・観光学院において定めるものとする。

附 則（平成19年12月26日海大達第268号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、第21条第1項及び第21条の2第1項の改正規定、第21条の3第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする改正規定並びに第21条の6第1項及び第21条の7第1項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日海大達第28号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の第23条の5の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月22日海大達第158号）

この規則は、平成20年12月22日から施行し、改正後の第29条第1項、第29条の2第1項及び第29条の3第2項の規定は、平成21年度に係る授業料から適用する。

附 則（平成21年4月1日海大達第32号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日海大達第57号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科，工学研究科の応用物理学専攻，有機プロセス工学専攻，生物機能高分子専攻，物質化学専攻，材料科学専攻，機械宇宙工学専攻，人間機械システムデザイン専攻，エネルギー環境システム専攻，量子理工学専攻，環境フィールド工学専攻，北方圏環境政策工学専攻，建築都市空間デザイン専攻，空間性能システム専攻，環境創生工学専攻及び環境循環システム専攻並びに理学院の化学専攻，量子理学専攻及び生命理学専攻は，改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず，平成22年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成16年海大達第74号）附則第3項の規定により存続するものとされた工学研究科のシステム情報工学専攻及び電子情報工学専攻，北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成17年海大達第45号）附則第2項の規定により存続するものとされた工学研究科の量子エネルギー工学専攻，都市環境工学専攻及び環境資源工学専攻並びに前項の規定により存続するものとされた工学研究科の応用物理学専攻，有機プロセス工学専攻，生物機能高分子専攻，物質化学専攻，材料科学専攻，機械宇宙工学専攻，人間機械システムデザイン専攻，エネルギー環境システム専攻，量子理工学専攻，環境フィールド工学専攻，北方圏環境政策工学専攻，建築都市空間デザイン専攻，空間性能システム専攻，環境創生工学専攻及び環境循環システム専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については工学院において行うものとし，教育課程，課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は工学院において定めるものとする。

附 則（平成23年2月2日海大達第9号）

この規則は、平成23年2月2日から施行する。

附 則（平成23年3月23日海大達第34号）

この規則は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（平成23年4月1日海大達第56号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日海大達第157号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日海大達第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日海大達第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日海大達第62号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 情報科学研究科の複合情報学専攻及びコンピュータサイエンス専攻は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成26年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成27年4月1日海大達第45号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月1日海大達第2号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日海大達第116号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日海大達第136号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日海大達第48号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 経済学研究科、経済学研究科の現代経済経営専攻及び会計情報専攻、医学研究科、医学研究科の医科学専攻及び医学専攻、歯学研究科、歯学研究科の口腔医学専攻、獣医学研究科並びに獣医学研究科の獣医学専攻は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成29年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するものとされた経済学研究科の現代経済経営専攻及び会計情報専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については経済学院にお

いて行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は経済学院において定めるものとする。

- 4 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成19年海大達第38号）附則第2項の規定により存続するものとされた医学研究科の高次診断治療学専攻及び癌医学専攻並びに第2項の規定により存続するものとされた医学研究科の医科学専攻及び医学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については医学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は医学院において定めるものとする。
- 5 第2項の規定により存続するものとされた歯学研究科の口腔医学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については歯学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は歯学院において定めるものとする。
- 6 第2項の規定により存続するものとされた獣医学研究科の獣医学専攻に在学する者（この項において「研究科在学生」という。）に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については獣医学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は獣医学院において定めるものとする。ただし、研究科在学生のOne Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラムの実施及び修了の認定に係るものについては、北海道大学大学院One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム運営委員会規程（平成29年海大達第 号）に定める運営委員会において行うものとし、教育課程、修了の要件その他教育に関し必要な事項は、同委員会において定めるものとする。

附 則（平成29年10月1日海大達第202号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日海大達第33号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日海大達第118号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日海大達第139号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに第20条第4号の規定に該当し除籍となった者に係る復籍については、改正後の北海道大学大学院通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日海大達第42号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科、文学研究科の思想文化学専攻、歴史地域文化学専攻、言語文学専攻及び人間システム科学専攻、情報科学研究科、情報科学研究科の情報理工学専攻、情報エレクトロニクス専攻、生命人間情報科学専攻、メディアネットワーク専攻及びシステム情報科学専攻、農学院の共生基盤学専攻、生物資源科学専攻、応用生物科学専攻及び環境資源学専攻並びに国際広報メディア・観光学院の国際広報メディア専攻及び観光創造専攻は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成31年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた文学研究科の思想文化学専攻、歴史地域文化学専攻、言語文学専攻及び人間システム科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については文学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は文学院において定めるものとする。
- 4 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成26年海大達第62号）附則第2項の規定により存続するものとされた情報科学研究科の複合情報学専攻及びコンピュータサイエンス専攻並びに第2項の規定により存続するものとされた情報科学研究科の情報理工学専攻、情報エレクトロニクス専攻、生命人間情報科学専攻、メディアネットワーク専攻及びシステム情報科学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については情報科学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は情報科学院において定めるものとする。

附 則（令和2年4月1日海大達第39号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月23日海大達第113号）

この規則は、令和2年6月23日から施行する。

附 則（令和3年4月1日海大達第32号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

研究科等	専攻	入学定員			収容定員		
		修士課程	博士後期課程 又は博	専門職学位課程	修士課程	博士後期課程 又は博	専門職学位課

			士課程			士課程	程
法学研究科	法学政治学専攻	20	15		40	45	
	法律実務専攻			50			150
	計	20	15	50	40	45	150
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	55	9		110	27	
	海洋応用生命科学専攻	59	10		118	30	
	計	114	19		228	57	
環境科学院	環境起学専攻	44	15		88	45	
	地球圏科学専攻	35	14		70	42	
	生物圏科学専攻	52	23		104	69	
	環境物質科学専攻	28	11		56	33	
	計	159	63		318	189	
理学院	数学専攻	44	16		88	48	
	物性物理学専攻	24	10		48	30	
	宇宙理学専攻	20	9		40	27	
	自然史科学専攻	39	20		78	60	
	計	127	55		254	165	
農学院	農学専攻	142	36		284	108	
生命科学院	生命科学専攻	116	38		232	114	
	臨床薬学専攻		6			24	
	ソフトマター専攻	16	6		32	18	
	計	132	50		264	156	
教育学院	教育学専攻	45	21		90	63	
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア・観光学専攻	47	12		94	36	
保健科学院	保健科学専攻	40	10		80	30	
工学院	応用物理学専攻	33	9		66	27	
	材料科学専攻	39	7		78	21	
	機械宇宙工学専攻	27	5		54	15	
	人間機械システムデザイン専攻	26	5		52	15	

	エネルギー環境システム専攻	26	5		52	15	
	量子理工学専攻	20	5		40	15	
	環境フィールド工学専攻	24	6		48	18	
	北方圏環境政策工学専攻	26	7		52	21	
	建築都市空間デザイン専攻	22	5		44	15	
	空間性能システム専攻	27	5		54	15	
	環境創生工学専攻	28	5		56	15	
	環境循環システム専攻	18	5		36	15	
	共同資源工学専攻	(20)			(40)		
		10			20		
	計	(336)	69		(672)	207	
		326			652		
総合化学院	総合化学専攻	129	38		258	114	
経済学院	現代経済経営専攻	35	8		70	24	
	会計情報専攻			20			40
	計	35	8	20	70	24	40
医学院	医科学専攻	20			40		
	医学専攻		90			360	
	計	20	90		40	360	
歯学院	口腔医学専攻		40			160	
獣医学院	獣医学専攻		16			64	
医理工学院	医理工学専攻	12	5		24	15	
国際感染症学院	感染症学専攻		12			48	
国際食資源学院	国際食資源学専攻	15	6		30	18	
文学院	人文学専攻	71	28		142	84	
	人間科学専攻	19	7		38	21	
	計	90	35		180	105	
情報科学院	情報科学専攻	179	43		358	129	

公共政策学教 育部	公共政策学専攻			30			60
総計		(1,642)	643	100	(3,284)	2,093	250
		1,632			3,264		

備考

() 書きの数字は、工学院共同資源工学専攻における九州大学の定員を含んだ数である。

出典：国立大学法人北海道大学規則集

課程の修了要件

(課程の修了要件)

第11条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、本学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本学院において教育上有益と認めるときは、北海道大学（以下「本学」という。）の大学院の研究科、他の学院若しくは教育部の専攻（以下「研究科等」という。）の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

3 本学院において教育上有益と認めるときは、北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（次条において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

4 本学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学の研究科等において1年を超えない範囲で、第1項に規定する必要な研究指導を受けることを認めることができる。

第12条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、修士課程において30単位以上、博士後期課程において10単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同

等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 本学院において教育上有益と認めるときは、共通授業科目を指定して履修させ、第1項の規定により修得すべき単位とすることができる。

（出典：北海道大学大学院医理工学院規程）

○国立大学法人北海道大学における教授会への意見聴取事項等に係る規程

平成27年4月1日

海大達第42号

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号。次条及び第3条において「学教法」という。）第93条の規定に基づき、総長が決定を行うに当たり教授会（これに相当する機関及び教授会に属する職員のうち一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）の意見を聴取する事項等を定めることを目的とする。

(教授会への意見聴取事項)

第2条 学教法第93条第2項の規定に基づき、総長は、次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、教授会の意見を聴取するものとする。

- (1) 教育研究組織の長（病院長を除く。）候補者の選考に関すること。
- (2) 学生の入学に関すること。
- (3) 学生の除籍及び復籍に関すること。
- (4) 学生の懲戒に関すること。
- (5) 学生の卒業及び修了並びに学位の授与に関すること。
- (6) 教員候補者の教育研究業績の審査に関すること。
- (7) 教員の教育研究組織を異にする配置換に関すること（教育研究評議会の審議事項となるものを除く。第9号において同じ。）。
- (8) 教員の申出に基づく出向又は職種を異にする配置換に関すること。
- (9) 教員の降任に関すること。
- (10) 客員教員候補者の教育研究業績の審査に関すること。
- (11) 教育課程の編成に関すること（総長が別に定める先導的又は全学的な教育プログラムを除く。）。

(その他の教育研究に関する事項)

第3条 学教法第93条第3項の規定に基づき、教授会は、前条各号に掲げる事項のほか、総長及び当該教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び意見を述べることができるものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、総長が決定を行うに当たっての教授会への意見聴取について必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日海大達第137号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

○北海道大学学位規程

昭和33年9月10日

海大達第12号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北海道大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北海道大学通則(平成7年海大達第2号)及び北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、別表第1に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(専門職学位課程を修了した者に授与する学位)

第2条の2 大学院通則第3条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は、別表第1に定めるところとする。

(大学院の課程による者の学位論文等の提出)

第3条 本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは、当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を、研究科又は学院(以下「研究科等」という。)の長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは、当該学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

(論文提出による博士の学位授与の申請)

第4条 大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位の授与を申請しようとする者は、第18条の規定による学位申請書に、学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学してから1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 論文審査手数料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号)の定めるところによる。

4 既納の論文審査手数料は還付しない。

(学位論文及び資料)

第5条 第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出する学位論文は、一篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

3 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果並びに同条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出された学位論文は、返還しない。

(学位の授与に係る審査等)

第6条 学位論文の提出があったときは、第3条第2項の場合にあつては研究科等の長が、第4条第1項又は第2項の場合にあつては、第2条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が、当該研究科等の教授会(教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。)に、学位論文の審査、試験及び試問(第3条第2項の場合にあつては審査及び試験。以下同じ。)(以下「審査等」という。)を付託する。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学術について行う。

3 試問は、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者に対し、口答試問及び筆答試問により行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、研究科等の教授会の定めるところによる。

4 大学院通則第25条第2項ただし書の規定により、試問を免除することができるのは、第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。

5 大学院通則第25条第2項ただし書に規定する試問以外の方法とは、学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし、当該審査は、研究科等の教授会が特に認めるときに行うことができる。

6 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

7 大学院通則第22条第2項に規定する試験及び審査に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

(審査委員)

第7条 研究科等の教授会は、当該研究科等の研究指導を担当する教授(客員教授及び特任

教授を含む。)のうちから3名以上の審査委員を選定して、前条第1項の審査等を行う。

2 前項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 当該研究科等の研究指導を担当する准教授、講師又は助教(客員准教授並びに特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。)

(2) 他の研究科等の研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教

(3) 他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等

3 前2項の規定により審査委員に選定された者のほか、第1項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、同項に規定する教授又は前項第1号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えることができる。

第8条 削除

(審査期間)

第9条 審査委員は、第3条第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、審査等を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員の報告)

第10条 審査委員は、審査等を終了したときは、ただちにその結果を当該研究科等の教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第11条 研究科等の教授会は、前条の報告に基づき、第3条第2項の規定により学位論文を提出した者にあつては、課程の修了の可否について、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者にあつては、学位の授与の可否について審議する。

2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 海外出張中、休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は、前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。

4 第1項に規定する事項に係る議事は、出席構成員の3分の2以上で決するものとする。

5 卒業の可否については学部の教授会(現代日本学プログラム課程にあつては、現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第2項及び第16条において同じ。)が、修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が、専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。

6 前項の教授会の定足数及び議決の方法は、各学部、各研究科等又は教育部の長（現代日本学プログラム課程にあっては、現代日本学プログラム課程長。次条第2項において同じ。）が別に定める。

（報告）

第12条 前条第1項の規定に基づき、学位の授与の可否について審議する研究科等の教授会が、同条第4項の議決をしたときは、当該研究科等の長は、学位論文とともに学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。

2 前条第1項又は第5項の規定に基づき、学部、研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決したときは、当該学部、研究科等又は教育部の長は、可とした者を総長に報告しなければならない。

3 前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては、当該者の学位論文、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しなければならない。

（学位の授与）

第13条 総長は、前条第1項の報告に基づき、大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 総長は、前条第2項の報告に基づき、卒業を認定又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了を認定した者に対し、学位記を授与する。

（学位論文要旨等の公表）

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科等の教授会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は、当該やむを得ない事由がなくなったときは、学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければな

らない。

- 4 前3項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第16条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部、研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 学部、研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(財産上の利益等の受領の禁止)

第16条の2 第7条に規定する審査委員は、審査等の対象となる者から供応接待又は金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあっては、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(登録)

第17条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記及び書類の様式等)

第18条 学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年3月20日から施行する。ただし、修士の学位に関する規定は、昭和30年1月1日から適用する。
- 2 北海道大学学位規程（大正10年3月22日北大達第6号）は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）まで効力を有する。
- 3 本学大学院の博士課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を修了した者に同種の学位を授与した後において取扱う。

附 則（昭和33年9月17日海大達第14号）

この規程は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月26日海大達第10号）

この規程は、昭和42年4月26日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年1月17日海大達第2号）

この規程は、昭和43年1月17日から施行する。

附 則（昭和45年4月15日海大達第17号）

この規程は、昭和45年4月15日から施行する。

附 則（昭和49年5月15日海大達第13号）

この規程は、昭和49年5月15日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月19日海大達第6号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月21日海大達第12号）

この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年5月18日海大達第11号）抄

（施行期日）

1 この規程は、昭和52年5月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月22日海大達第12号）

この規程は、昭和53年3月22日から施行する。ただし、第1条中北海道大学大学院通則第25条第1項の改正規定及び第2条中北海道大学学位規程第2条第2項の改正規定は、昭和53年3月1日から適用する。

附 則（昭和57年11月24日海大達第32号）

この規程は、昭和57年11月24日から施行する。

附 則（平成2年2月21日海大達第2号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月18日海大達第38号）

この規程は、平成3年9月18日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年6月24日海大達第31号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日海大達第12号）

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規程（平成5年海大達第56号）附則第2項に規定する大学院環境科学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の北海道大学学位規程別表第1の規定にかかわらず、環境科学とする。

附 則（平成7年4月1日海大達第26号）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学通則の全部を改正する規程（平成7年海大達第2号）附則第4項に規定する文学部行動科学科に在学し、所定の課程を修了した者の学士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の北海道大学学位規程別表第1の規定にかかわらず、行動科学とする。

附 則（平成9年4月1日海大達第17号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日海大達第30号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日海大達第22号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第23号）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規程（平成12年海大達第22号）附則第2項に規定する大学院文学研究科行動科学専攻に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の北海道大学学位規程別表第1の規定にかかわらず、行動科学とする。

附 則（平成12年12月20日海大達第136号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年4月1日海大達第30号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月17日海大達第56号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日海大達第75号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日海大達第270号）

この規程は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成17年4月1日海大達第46号）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成17年海大達第45号）附則第2項に規定する水産科学研究科及び地球環境科学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、水

産科学研究科にあつては水産科学とし、地球環境科学研究科にあつては地球環境科学とする。

附 則（平成18年4月1日海大達第25号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学通則の一部を改正する規則（平成18年海大達第23号）附則第2項に規定する薬学部に在学し、所定の課程を修了した者の学士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、薬学とする。
- 3 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成18年海大達第24号）附則第2項に規定する理学研究科、薬学研究科及び農学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、理学研究科にあつては理学とし、薬学研究科にあつては薬学とし、農学研究科にあつては農学とする。

附 則（平成19年1月22日海大達第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日海大達第39号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成19年海大達第38号）附則第2項に規定する教育学研究科及び国際広報メディア研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては教育学とし、国際広報メディア研究科にあつては国際広報メディアとする。

附 則（平成20年4月1日海大達第29号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日海大達第159号）

この規程は、平成20年12月22日から施行する。

附 則（平成21年5月28日海大達第134号）

この規程は、平成21年5月28日から施行する。

附 則（平成22年4月1日海大達第58号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成22年海大達第56号）附則第2項に規定する工学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専

攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、工学とする。

- 3 平成22年3月31日に生命科学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者が、所定の課程を修了した場合の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、生命科学とする。

附 則（平成24年4月1日海大達第21号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に生命科学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者が、所定の課程を修了した場合の博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、生命科学又は薬科学とする。

附 則（平成25年4月1日海大達第26号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月27日海大達第87号）

この規程は、平成25年5月27日から施行する。

附 則（平成27年4月1日海大達第46号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月1日海大達第3号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第41号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日海大達第49号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成29年海大達第48号）附則第2項に規定する経済学研究科、医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、経済学研究科の修士及び博士の学位にあつては経済学又は経営学とし、医学研究科の修士の学位にあつては医科学とし、医学研究科の博士の学位にあつては医学とし、歯学研究科にあつては歯学とし、獣医学研究科にあつては獣医学とする。
- 3 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成29年海大達第48号）附則第2項に規定する経済学研究科の会計情報専攻に在学し、所定の課程を修了した者の専門職学位の名

称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、会計修士（専門職）とする。

- 4 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成29年海大達第48号）附則第2項に規定する獣医学研究科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者が、北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成29年海大達第48号）附則第6項に規定するOne Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラムを修了した場合の学位記の様式は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日海大達第34号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に生命科学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者が、所定の課程を修了した場合の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、修士の学位にあつては、生命科学又は薬科学とし、博士の学位にあつては生命科学、薬科学又は臨床薬学とする。

附 則（平成31年4月1日海大達第43号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成31年海大達第42号）附則第2項に規定する文学研究科及び情報科学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、文学研究科の修士及び博士の学位にあつては文学又は学術とし、情報科学研究科の修士の学位にあつては工学又は情報科学とする。

別表第1（第2条、第2条の2関係）

1 学士

学部等	専攻分野の名称
文学部	文学
教育学部	教育学
法学部	法学
経済学部	経済学 経営学
理学部	理学
医学部	医学

	看護学 保健学
歯学部	歯学
薬学部	薬科学 薬学
工学部	工学
農学部	農学
獣医学部	獣医学
水産学部	水産学
現代日本学プログラム課程	学術

備考 専攻分野の名称中「経済学」は経済学部経済学科の卒業者の学位に、「経営学」は経済学部経営学科の卒業者の学位に、「医学」は医学部医学科の卒業者の学位に、「看護学」及び「保健学」は医学部保健学科の卒業者の学位に、「薬科学」は薬学部薬科学科の卒業者の学位に、「薬学」は薬学部薬学科の卒業者の学位に付記する。

2 修士及び博士

研究科及び学院	専攻分野の名称	
	修士	博士
法学研究科	法学	法学
水産科学院	水産科学	水産科学
環境科学院	環境科学	環境科学
理学院	理学	理学
農学院	農学	農学
生命科学院	生命科学 薬科学 ソフトマター科学	生命科学 薬科学 臨床薬学 ソフトマター科学
教育学院	教育学	教育学
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア 学術 観光学	国際広報メディア 学術 観光学

保健科学院	保健科学 看護学	保健科学 看護学
工学院	工学	工学
総合化学院	総合化学	理学 工学 総合化学
経済学院	経済学 経営学	経済学 経営学
医学院	医科学 公衆衛生学	医学
歯学院	—	歯学
獣医学院	—	獣医学
医理工学院	医理工学	医理工学
国際感染症学院	—	感染症学 獣医学
国際食資源学院	食資源学	食資源学
文学院	文学 学術 人間科学	文学 学術 人間科学
情報科学院	工学 情報科学	工学 情報科学

備考 一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合、当該名称を付記する対象者の範囲は、当該研究科等が別に定める。

3 専門職学位

研究科，学院及び教育部	学位
法学研究科	法務博士（専門職）
経済学院	会計修士（専門職）
公共政策学教育部	公共政策学修士（専門職）

別表第2（第18条関係）

別表第2(第18条関係)

1 本学を卒業した場合の学位記の様式

(1) 本学(共同獣医学課程及び現代日本学プログラム課程を除く。)を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する	氏名 年 月 日 生
年 月 日	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">大学の印</div>	
第 号	北 海 道 大 学

備考 「〇〇学科」は、法学部にあつては「法学課程」とする。

(2) 共同獣医学課程を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記	
北海道大学獣医学部及び帯広畜産大学畜産学部の共同獣医学課程所定の課程を修め卒業したので学士(獣医学)の学位を授与する	氏名 年 月 日 生
年 月 日	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">大学の印</div>	
	北 海 道 大 学
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">大学の印</div>	
第 号	帯 広 畜 産 大 学

(3) 現代日本学プログラム課程を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記	
本学現代日本学プログラム課程所定の課程を修め本学を卒業したので学士(学術)の学位を授与する	氏 名 年 月 日 生 氏
年 月 日 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">大学の印</div>	北 海 道 大 学
第 号	

2 修士課程を修了した場合の学位記の様式

(1) 修士課程(共同資源工学専攻を除く。)を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
本学大学院○○研究科(又は○○学院)○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	氏 名 年 月 日 生 氏
年 月 日 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">大学の印</div>	北 海 道 大 学
第 号	

(2) 共同資源工学専攻を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
北海道大学大学院工学院及び九州大学大学院工学府の共同資源工学専攻の修士課程を修了したので修士(工学)の学位を授与する	氏 名 年 月 日 生 氏
年 月 日 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">大学の印</div>	北 海 道 大 学
年 月 日 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">大学の印</div>	九 州 大 学
第 号	

3 博士課程を修了した場合の学位記の様式

- (1) 博士課程(文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムにより採択された学位プログラム(次号において「大学院学位プログラム」という。)並びに大学院通則第24条の5に規定する外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラム(第3号において「コチューテルプログラム」という。)を除く。)を修了した場合の学位記の様式

学 位 記		
	氏 名	年 月 日 生
本学大学院○○研究科(又は○○学院)○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を授与する		
	年 月 日	
大学の印		
第 号		北 海 道 大 学

- (2) 大学院学位プログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記		
	氏 名	年 月 日 生
本学大学院○○学院○○専攻の博士課程(○○プログラム)を修了したので博士(○○)の学位を授与する		
	年 月 日	
大学の印		
第 号		北 海 道 大 学

備考 学位記に付記する大学院学位プログラムの名称(○○プログラム)は、総長が別に定める。

(3) ロチュテルプログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	年 月 日 生
本学大学院○○研究科(又は○○学院)○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を授与する	
博士課程修了に必要な研究指導は○○大学と共同で実施したものである	
年 月 日	
大学の印	
第 号	北 海 道 大 学

4 専門職学位課程を修了した場合の学位記の様式

(1) 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	年 月 日 生
本学大学院○○学院(又は○○教育部)○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修士(専門職)の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	
第 号	北 海 道 大 学

(2) 法科大学院の課程を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
氏 名	年 月 日 生
本学大学院法学研究科法律実務専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	
第 号	北 海 道 大 学

5 論文提出による場合の学位記の様式

<p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日 生</p> <p>本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験並びに試問に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin: 5px;"> 大学の印 </div> <p style="text-align: right;">北 海 道 大 学</p> <p>第 号</p>	
--	--

6 学位申請書関係書類の様式

(1) 学位申請書の様式

<p style="text-align: center;">学 位 申 請 書</p> <p>貴学学位規程第4条第〇項の規定により学位論文, 論文目録, 履歴書及び論文審査手数料 円を添え博士(〇〇)の学位の授与を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名(自署)</p> <p>北海道大学総長 殿</p>	
--	--

備考 ()には, 別表第1の博士に係る専攻分野の名称を記載すること。

(2) 学位申請書に添付する書類の様式

イ 論文目録の様式

<p style="text-align: center;">論 文 目 録</p> <p>学位論文題目</p> <p>参考論文題目</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学位申請者 氏 名(自署)</p>	
--	--

備考 1 論文題目が外国語の場合には, 和訳を付すること。

2 参考論文が2種以上あるときは, 列記すること。

ロ 履歴書の様式

履 歴 書			
本 籍			
現 住 所			
			氏 名 年 月 日生
学 歴			
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
職 歴			
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
研究歴			
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
賞 罰			
	上記のとおり相違ありません。		
	年	月	日
			氏 名(自署)

備考 学歴は、旧制中等学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

7 学位申請関係書類の提出部数

- (1) 学位申請書正副2通
- (2) 学位論文(参考論文を含む。)正副2通
- (3) 論文目録2通
- (4) 履歴書2通

備考 参考論文が2冊以上あるときは、現物に番号を付すること。

8 その他

学位申請書関係書類の様式については、縦書きも可とする。

課程修了の認定

第5章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第21条 修士課程及び博士課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、教授会の議を経て、総長がこれを認定する。

(出典：北海道大学大学院医理工学院規程)

学位論文評価基準

修士課程

(1)基本要件

学位申請者は修士論文において、北海道大学大学院医理工学院のディプロマ・ポリシーが求める、理学及び工学分野の発展を医学分野に応用する異分野融合の学問分野「医理工学」に関する知識と技能、すなわち、放射線治療・粒子線治療とこれに関連する新たな医療機器に関する知識と技能、或いは画像診断・分子生物学・放射線生物学等に関する専門的知識と技能を身につけたうえで、当該領域の研究者や教育者として、あるいは医学物理士を初めとする医療関連分野の高度専門職業人として、異分野・異業種間の諸課題を調整し、協働できるコミュニケーション能力を備えていることを立証しなければなりません。そのためには、修士論文は、「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づいて作成し、本人以外の論文、研究の独自性やアイデア、著作権、肖像権等を侵害してはならず、十分な学術的価値と高い独創性を有するものであり、かつ次の要件を満たすものでなければなりません。

① 領域性

研究は、特定のテーマに関してそれを客観的かつ正当に評価できる専門家集団が存在する領域のもので、自分の研究が医理工学の領域の中でどう位置づけられるか自覚しなければならない。

② 公益性

研究は、個人的なもの（個人にとどまっている問題意識）ではなく、医理工学の研究領域の中で共有される意義があるものでなくてはならない。

③論証性

当該研究領域の専門家集団に対して、自分の研究テーマ及び方法論が、公的な研究として意義があるものであると自ら示さなければならない。

(2)論文の構成

修士論文には、専門分野に関する研究課題であり、研究の背景、目的・意義、方法、結果が明確に論述されていなければなりません。特に、博士後期課程に進学し将来研究者を目指す学生にとっては、修士論文の執筆は必要不可欠なトレーニングです。

修士論文は、申請者が研究を遂行するに当たって直面した様々な困難にどのように立ち向かい、論理的な結論に達したかという思考過程を重視します。従って、その執筆にあたっては、思考過程とそれにより生じた結果を記載することが重要です。複数のテーマが存在する場合には、それぞれのテーマがどのように関連しているかを論理的に説明する必要があります。具体的には次の点において評価されます。

- ①研究課題（に関連する研究領域）に関して、科学的重要性・意義、これまでに解明されている事実、などの背景を適切かつ詳細に論述している。
- ②研究課題（に関連する研究領域）に関して、現在どのようなことが問題となっているのか、あるいは、何が解明されていないのかを明確にしている。
- ③①、②を踏まえて、本研究では何をどこまで明らかにしようとするのか、明確な研究目的を設定している。
- ④研究目的の達成のために、どのような研究方法・データ解析方法を用いるのかを正確に記述している。

- ⑤修士課程在籍中に得られた関連する研究結果を詳細に記載している。基礎的実験データ、ネガティブデータなども記載することを推奨する。
- ⑥個々の図や表のデータの分析と解釈を正確かつ詳細に記載している。
- ⑦本研究によって何が明らかになったのかを論理的に論述している。
- ⑧引用文献が適切に用いられている。

【修士論文体裁】

修士論文等の体裁は、次のとおりとします。

- (1) 修士論文は、和文又は英文とし、A4版縦長に表紙を付け、左綴じとする。
- (2) 修士論文内容の要旨は、3,000字以内、英文の場合は1,200ワード以内とする。
- (3) 修士論文本文及び修士論文内容の要旨は、パソコン又はワードプロセッサ等により作成するものとし、活字の大きさは、12ポイント程度で1ページあたり40字/40行を目安とし、ページを下中央に付す。

※詳しくは83頁「医理工学院修士課程学位論文審査要項」を参照

【短縮修了】

所定の単位を修得し、修士論文及び第一著者として掲載又は掲載されることが確約されている1編以上の基礎論文（Clarivate Analytics社Journal Citation Reportsのインパクトファクターが附与されている英文学術雑誌に掲載されたもの）を提出した者で、教務委員会及び教授会において極めて優れた研究業績を上げたと認められた場合は、課程を短縮（在学期間1年以上）して修了することができます。なお、基礎論文は本学院修士課程在学中に行われた研究内容を主体としている事が必要です。

【各種様式】

学位論文関係の各種様式は、医理工学院ウェブサイトの下記アドレスに掲載していますので、適宜ダウンロードしてご利用願います。

（医理工学院ウェブサイト：<https://www.med.hokudai.ac.jp/bme/>）

博士後期課程

(1)基本要件

学位申請者は博士論文において、北海道大学大学院医理工学院のディプロマ・ポリシーが求める、理学及び工学分野の発展を医学分野に応用する異分野融合の学問分野「医理工学」に関する豊富な知識と優れた技能を身につけ、放射線治療・粒子線治療に関連する新たな医療機器や技術の開発、或いは新たな医療用画像診断装置や技術・分子診断薬・腫瘍溶解ウイルス・放射線増感技術等の開発を主導し、国際社会でリーダーとして活躍できる能力を備えていることを立証しなければなりません。また当該領域の研究者や教育者として、あるいは医学物理士を初めとする医療関連分野の高度専門職業人として、社会に有意義な活動を行える専門的知識と技能とともに、異分野・異業種間の諸課題を調整し、協働できるコミュニケーション能力をも備えていることを立証しなければなりません。そのためには、博士論文は、「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づいて作成し、本人以外の論文、研究の独自性やアイデア、著作権、肖像権等を侵害してはならず、十分な学術的価値と高い独創性を有するものであり、かつ次の要件を満たすものでなければなりません。

① 領域性

研究は、特定のテーマに関してそれを客観的かつ正当に評価できる専門家集団が存在する領域のもので、自分の研究が医理工学の領域の中でどう位置づけられるか自覚しなければならない。

② 公益性

研究は、個人的なもの（個人にとどまっている問題意識）ではなく、医理工学の研究領域の中で共有される意義があるものでなくてはならない。

③ 論証性

当該研究領域の専門家集団に対して、自分の研究テーマ及び方法論が、公的な研究として意義があるものであると自ら示さなければならない。

(2)論文の構成

博士論文は、レフリー制度のある英文学術雑誌に掲載された、あるいは掲載されることが確約されている研究論文を基礎論文として執筆しなければなりません。博士論文の執筆は、投稿論文（基礎論文）とは異なり、申請者が研究を遂行するに当たって直面した様々な困難にどのように立ち向かい、論理的な結論に達したかという思考過程を重視する点にあります。従って、その思考過程とそれにより生じた結果を記載することが重要です。複数のテーマが存在する場合には、それぞれのテーマがどのように関連しているかを論理的に説明する必要があります。従って、投稿論文（基礎論文）そのものは博士論文とはなりえません。具体的には次の点において評価されます。

- ① 研究課題（に関連する研究領域）に関して、科学的重要性・意義、これまでに解明されている事実、などの背景を適切かつ詳細に論述している。
- ② 研究課題（に関連する研究領域）に関して、現在どのようなことが問題となっているのか、あるいは、何が解明されていないのかを明確にしている。
- ③ ①、②を踏まえて、本研究では何をどこまで明らかにしようとするのか、明確な研究目的を設定している。
- ④ 研究目的の達成のために、どのような研究方法・データ解析方法を用いるのかを正確に記述している。
- ⑤ 博士後期課程在籍中に得られた関連する研究結果を詳細に記載している。特に、学術雑誌等に投稿するときには省略されるような基礎的実験データ、ネガティブデータなども記載することを推奨する。
- ⑥ 個々の図や表のデータの分析と解釈を正確かつ詳細に記載している。
- ⑦ 本研究によって何が明らかになったのかを論理的に論述している。
- ⑧ 引用文献が適切に用いられている。

なお、具体的な学位論文の作成手順については医理工学院ウェブサイトで公表している「学位論文提出等マニュアル」を参照の上、作成してください。

(医理工学院ウェブサイト：<https://www.med.hokudai.ac.jp/bme/>)

【短縮修了】

所定の単位を修得し、2編以上の基礎論文（Clarivate Analytics 社 Journal Citation Reports のインパクトファクターが附与されている英文学術雑誌に第一著者として掲載された、あるいは掲載されることが確約されている研究論文）を添付した学位申請論文を提出した者で、教務委員会及び教授会において極めて優れた研究業績を上げたと認められた場合は、課程を短縮（在学期間2年以上）して修了する

ことができます。

なお、基礎論文は本学院博士後期課程在学中に行われた研究内容を主体としている必要があります。

【各種様式】

学位論文関係の各種様式は、医理工学院ウェブサイトの下記アドレスに掲載していますので、適宜ダウンロードしてご利用願います。

(医理工学院ウェブサイト：<https://www.med.hokudai.ac.jp/bme/>)

(出典：2020年度 大学院医理工学院 学生便覧)

医理工学院修士課程学位論文審査要項

平成 29 年 3 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 北海道大学大学院医理工学院（以下「本学院」という。）の修士課程における学位論文の審査及び試験（以下「学位論文審査」という。）については、北海道大学学位規程（昭和 33 年海大達第 12 号）、北海道大学学位規程の運用に関する細則（平成 4 年 3 月 18 日学長裁定）及び北海道大学大学院医理工学院規程（平成 29 年海大達第 137 号）（以下「本学院規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(学位論文の要件)

第 2 条 学位論文の形式は、学術雑誌に掲載された論文そのものではなく、当該研究の意義・方法・結果・考察等を詳細に記述した学位申請論文（Thesis）とする。その記述方法は、和文、英文を問わない。

(学位論文の提出)

第 3 条 学生は、学位論文審査を受けようとするときは、前条に定める学位論文に所定の書類等を添えて学院長に提出しなければならない。

2 学位論文を提出できる者は、修士課程に在学する者であって、医理工学院規程第 11 条第 1 項に規定する所定の期間以上在学（在学見込みを含む。）し、所定の単位を修得（修得見込みを含む。）し、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

(予備審査)

第 4 条 学院長は、前条第 1 項の規定により提出された学位論文の審査対象とすることの可否及び第 5 条第 9 項に定める学位論文審査の一部を非公開の形式で行うことの可否に係る審査（以下「予備審査」という。）について、本学院教務委員会（以下「教務委員会」という。）に付託する。

2 予備審査は、第 2 条、前条、第 5 条第 9 項及び第 9 条に関して行う。

(審査委員及び学位論文審査)

第 5 条 本学院教授会（以下「教授会」という。）は、前条の規定により審査対象となった論文審査のため、学位論文毎に審査委員会を置く。

2 審査委員会の審査委員は、本学院の研究指導を担当する教授又は准教授（客員教授及び客員准教授並びに特任教授及び特任准教授を含む。）のうちから 3 名以上とする。

3 審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 本学院の研究指導を担当する講師または助教（特任講師及び特任助教を含む。）

(2) 他の研究科等の研究指導を担当する教授、准教授、講師または助教

(3) 他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等

4 前 2 項の審査委員は、学位授与申請者の主任指導教員（以下「主任指導教員」という）が学院長に推薦する。

5 前項の審査委員の推薦にあたっては、主任指導教員及び主任指導教員と異なる学問領

域の教員を少なくとも1名含めるものとする。

6 学院長は、審査委員の選定を教務委員会に付託する。

7 前項の審査委員の選定にあたっては、学位の質の低下を招くことのないよう十分な配慮をもって行うものとする。

8 審査委員会は、公開の形式による学位論文審査を行う。

9 学位論文の内容に公開を猶予すべき理由があり、前項に定める学位論文審査の一部を非公開の形式により行うことを希望する学位授与申請者は、公開を猶予すべき詳細の理由を記載した書類を第3条第1項に定める学位論文の提出時に学院長に提出しなければならない。

(審査委員の主査等)

第6条 教務委員会は、前条第6項の規定により選定した審査委員のうち、本学院の研究指導を担当する教員から1名を主査として、主査以外の審査委員を副査として選定する。

2 主査は、本学院の研究指導を担当する教授又は准教授とし、原則として主任指導教員を充てる。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文審査を終了したときは、所定の様式により速やかに審査結果を学院長に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第8条 学院長は、前条の報告を受けたときは、審査結果を教授会に報告する。

2 教授会は、前項の報告に基づき課程修了の認定について審議する。

3 前項の教授会の構成員は、北海道大学大学院医理工学院組織運営内規（以下「組織運営内規」という。）第7条第1項に掲げる者とする。

4 第2項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

5 外国出張及び休職期間中の構成員は、前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。

6 第2項に規定する事項に係る議事は、組織運営内規第9条第2項の規定にかかわらず、出席構成員の3分の2以上で決するものとする。

(短縮修了)

第9条 医理工学院規程第11条第1項の規定により在学期間を短縮して課程を修了する予定の者は、学位論文に1編以上のClarivate Analytics社 Journal Citation Reportsのインパクトファクターが附与されている英文学術雑誌に掲載された論文、あるいは掲載されることが確約されている論文であって、学位授与申請者が第一著者となっている論文（次項において「基礎論文」という。）を添付しなければならない。

2 前項に定める1編以上の基礎論文は、修士課程在学中に行われた研究内容を主体とした論文でなければならない。

(修士論文の保存)

第10条 修士課程修了者の修士論文は、大学院医学研究院・大学院医学院・医学部図書館で保存し、請求に応じて閲覧に供する。

(雑則)

第11条 この要項の定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て学院長が定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 30 年 11 月 22 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 31 年 2 月 28 日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、令和元年 7 月 25 日から実施する。
- 2 この要項の実施の際、現に改正前の医理工学院修士課程学位論文審査要項の規定により行われている学位論文審査については、この要項の規定に関わらず、なお、従前の例による。

(出典：北海道大学大学院医理工学院例規集)

医理工学院博士後期課程学位論文審査要項

平成 29 年 3 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 北海道大学大学院医理工学院（以下「本学院」という。）の博士後期課程における学位論文の審査及び試験（以下「学位論文審査」という。）については、北海道大学学位規程（昭和 33 年海大達第 12 号）、北海道大学学位規程の運用に関する細則（平成 4 年 3 月 18 日学長裁定）及び北海道大学大学院医理工学院規程（平成 29 年海大達第 137 号）（以下「本学院規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(学位論文の要件)

第 2 条 学位論文の形式は、学術雑誌に掲載された論文そのものではなく、当該研究の意義・方法・結果・考察等を詳細に記述した学位申請論文（Thesis）とする。その記述方法は、和文、英文を問わない。

2 学位論文には、1 編以上のレフリー制度のある英文学術雑誌に掲載された論文、掲載されることが確約されている論文であり、学位授与申請者が第一著者（Equally contributed の場合も第一著者のみ。）となっている論文（以下「基礎論文」という。）を添付しなければならない。

3 基礎論文は、学位論文の内容を含み、博士後期課程在学中に行われた研究内容を主体とした論文とする。

4 基礎論文には、原著論文、短報等を含むものとする。ただし、評論、症例報告、レビュー、意見等、独自の研究成果によらないものは除くこととする。

(学位論文の提出)

第 3 条 学生は、学位論文審査を受けようとするときは、前条に定める学位論文に所定の書類等を添えて学院長に提出しなければならない。

2 学位論文を提出できる者は、博士後期課程に在学する者又は博士後期課程を退学後 1 年以内の者であって、医理工学院規程第 12 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に規定する所定の期間以上在学（在学見込みを含む。）し、所定の単位を修得（修得見込みを含む。）し、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

(予備審査)

第 4 条 学院長は、前条第 1 項の規定により提出された学位論文の審査対象とすることの可否及び第 5 条第 9 項に定める学位論文審査の一部を非公開の形式で行うことの可否に係る審査（以下「予備審査」という。）について本学院教務委員会（以下「教務委員会」という。）に付託する。

2 予備審査は、第 2 条、前条、第 5 条第 9 項及び第 10 条に関して行う。

(審査委員及び学位論文審査)

第 5 条 本学院教授会（以下「教授会」という。）は、前条の規定により審査対象となった学位論文審査のため、学位論文毎に審査委員会を置く。

2 審査委員会の審査委員は、本学院の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のうちから 3 名以上とする。

3 審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者

として充てることができる。

- (1) 本学院の研究指導を担当する准教授，講師，助教（客員准教授並びに特任准教授，特任講師及び特任助教を含む。）
 - (2) 他の研究科等の研究指導を担当する教授，准教授，講師又は助教
 - (3) 他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等
- 4 前2項の審査委員は，学位授与申請者の主任指導教員（以下「主任指導教員」という。）が学院長に推薦する。
- 5 前項の審査委員の推薦にあたっては，主任指導教員と異なる学問領域の教員を少なくとも1名含めるものとする。
- 6 学院長は，審査委員の選定を教務委員会に付託する。
- 7 前項の審査委員の選定にあたっては，学位の質の低下を招くことのないよう十分な配慮をもって行うものとする。
- 8 審査委員会は，公開の形式による学位論文審査を行う。
- 9 学位論文の内容に公開を猶予すべき理由があり，前項に定める学位論文審査の一部を非公開の形式により行うことを希望する学位授与申請者は，公開を猶予すべき詳細の理由を記載した書類を第3条第1項に定める学位論文の提出時に学院長に提出しなければならない。

（審査委員の主査等）

第6条 教務委員会は，前条第6項の規定により選定した審査委員のうち，本学院の研究指導を担当する教員から1名を主査として，主査以外の審査委員を副査として選定する。

2 主査は，教授又は准教授とする。

3 第1項の主査の選定にあたっては，学位論文の専門性への対応並びに学位審査の透明性，客観性及び公平性に十分な配慮をもって行うものとする。

（審査結果の報告）

第7条 審査委員会は，学位論文審査を終了したときは，所定の様式により速やかに審査結果を学院長に報告しなければならない。

（教授会の審議）

第8条 学院長は，前条の報告を受けたときは，審査結果を教授会に報告する。

2 教授会は，前項の報告に基づき課程修了の認定について審議する。

3 前項の教授会の構成員は，北海道大学大学院医理工学院組織運営内規（以下「組織運営内規」という。）第7条第1項に掲げる者とする。

4 第2項の教授会は，構成員の3分の2以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

5 外国出張及び休職期間中の構成員は，前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。

6 第2項に規定する事項に係る議事は，組織運営内規第9条第2項の規定にかかわらず，出席構成員の3分の2以上で決するものとする。

（学位論文の公表）

第9条 前条の規定により課程修了の認定を受けた者は，学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文をインターネットにより公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，課程修了の認定を受けた者は，やむを得ない事由があるとき

は、教務委員会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は、当該やむを得ない事由がなくなったときは、学位論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。

4 前3項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記するものとする。

(短縮修了)

第10条 医理工学院規程第12条第1項、第2項又は第3項の規定により在学期間を短縮して課程を修了する予定の者が学位論文に添付する基礎論文については、第2条第2項の規定にかかわらず、2編以上の Clarivate Analytics 社 Journal Citation Reports のインパクトファクターが附与されている英文学術雑誌に掲載された論文、あるいは掲載されることが確約されている論文であって、学位授与申請者が第一著者 (Equally contributed の場合も第一著者のみ。) となっている論文とする。

(雑則)

第11条 この要項の定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て学院長が定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年11月22日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年7月25日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年4月23日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

・標準修業年限内卒業（修了）率

・修士課程

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
—	—	93.75%	100.00%	100.00%

博士後期課程

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
—	—	—	50.00%	75.00%

(出典：医学系事務部総務課医理工学院教務担当資料)

(算出方法)

標準修業年限内卒業（修了）^{※注1} =

標準修業年限で卒業（修了）した者の数

÷標準終業年限（令和：4年制学部であれば4年）前の入学者数

※注1 長期履修制度を利用している学生及び編入学による学生については、基本的に算入しないでください。算入する場合には、その旨を明記してください。

・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率

修士課程

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
—	—	—	93.75%	100.00%

博士後期課程

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
—	—	—	—	—

（出典：医学系事務部総務課医理工学院教務担当資料）

（算出方法）

「標準終業年限×1.5」年内卒業（修了）率^{※注1・2}=

Aのうち、（標準修業年限×1.5）年間に学位を取得した者の数^{※注3}

÷（標準修業年限×1.5）年前の入学者数（A）

※注1 長期履修制度を利用している学生及び編入学による学生については、基本的に算入しないでください。算入する場合には、その旨を明記してください。

※注2 「標準修業年限×1.5」の算出において、端数がある場合は、1年として切り上げる。

※注3 博士課程においては、便宜上、単位取得満期退学後に学位を取得した者を含める。

北海道大学サマーインスティテュートポスター



This summer,
discover the world anew

2019
June - October

Hokkaido サマーインスティテュートでは、
世界中の大学や研究機関から
第一線で活躍する研究者が北大に集まり、
北大教員とともに様々な授業を英語で行います。
自分とは異なる分野の、
異なる国の人達と交流することで、
きっと思わぬ発見があるはずです。

夏に見つける、
新しい世界

Hokkaido University's Summer Program: HSI

Hokkaido Summer Institute (HSI) is a program that brings together world-leading researchers, and provides educational courses in cooperation with the Hokkaido University (HU) faculty members.

In 2019, more than 160 researchers from all over the world will gather at HU.

Interacting with people from different fields of study and ethnic backgrounds will bring you unexpected experiences.

開講科目 Courses

医理工学院 Graduate School of Biomedical Science and Engineering

* 開講部局にて専門科目として開講される科目 Courses offered as specialized courses of the organizing undergraduate/graduate schools.

期間 Period	科目番号 Course No.	*	科目名 Course Title (専門科目名 Course Title as Specialized Course)	担当教員 Organizing Lecturer 連携機関 Collaborative Institution	単位 Credit
19 AUG ▼ 23 AUG	G101 800015	✓	Medical Physics School Medical Physics School	教授 白土博樹 Prof. Hiroki SHIRATO Stanford University, USA	1
19 AUG ▼ 22 AUG	G102 800022	✓	Radiation Biology School Radiation Biology School	教授 白土博樹 Prof. Hiroki SHIRATO Stanford University, USA	1

スタンフォード大学の研究者から直接、医学物理学及び放射線生物学を学ぶことのできる年に1度のチャンス。2018年度から、医理工学院の専門科目である2科目をHSIとして開講しており、世界中から集まる大学院生とともに最先端授業を英語で受講します。世界で活躍する若手研究者のサポートを受けながら、熱い議論を交わす夏の貴重な一週間。



Scan here!
詳細はこちら

学務部国際交流課共同教育担当 (〒15 4番 6丁3 学芸系 3階) / 〒B 7:00-17:00
Hokkaido Summer Institute (Homing Section Student Exchange Division,
Academic Affairs Department (North 15 West B, Student Communication Studio) / Mon-Sun on weekdays)
☐ <https://hokkaidosummerinstitute.oia.hokudai.ac.jp>
📘 <https://www.facebook.com/hokkaidosummerinstitute>

(出典：医学系事務部医理工学院教務担当資料)

ナバーラ大学との学生交流協定

**MEMORANDUM OF UNDERSTANDING FOR STUDENT EXCHANGES
BETWEEN
CLÍNICA UNIVERSIDAD DE NAVARRA AND
UNIVERSIDAD DE NAVARRA
PAMPLONA, SPAIN
AND
HOKKAIDO UNIVERSITY HOSPITAL,
GRADUATE SCHOOL OF MEDICINE AND SCHOOL OF MEDICINE, HOKKAIDO UNIVERSITY, AND
GRADUATE SCHOOL OF BIOMEDICAL SCIENCE AND ENGINEERING, HOKKAIDO UNIVERSITY
SAPPORO, JAPAN**

Clínica Universidad de Navarra and Universidad de Navarra, Pamplona, SPAIN and Hokkaido University Hospital, Graduate School of Medicine and School of Medicine, Hokkaido University, and Graduate School of Biomedical Science and Engineering, Hokkaido University, Sapporo, JAPAN shall conduct the student exchange programs on the basis of AGREEMENT FOR ACADEMIC COOPERATION.

1. SELECTION FOR VISITING STUDENTS

The home institution shall nominate its own students for exchange, but final admission shall be determined by the host institution. As a rule, an application form should be submitted within an application period set by the host institution.

2. NUMBER OF STUDENTS

Each institution will enroll no more than 2 students from the other each year; however, this number can be increased for a specified year with prior and mutual approval of both institutions.

3. VISITING PERIOD

Visiting periods are less than one year, as a rule.

4. INSPECTION, ADMISSION, AND TUITION FEE

Each institution shall waive inspection, admission, and tuition fees for visiting students.

5. TRAVEL AND LIVING EXPENSES DURING VISIT

Visiting students or their sponsors are responsible for their travel and living expenses during visits to the other institution.

6. LANGUAGE

The working language in both institutions is English. If it is not English, a tutor appointed by the host institution will translate it to English on the spot, offering a convenience for visiting students.

7. INDEMNIFICATION

Both institutions shall discuss the expenses, damages or losses which are incurred due to the acts or omissions of an indemnifying visiting student in each special case, and determine the indemnity by the student or home institution.

8. INSURANCE

The home institution shall guarantee that any visiting student carries adequate health and accident insurance in the period of traveling and visiting.

9. VALIDITY OF THIS MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

This memorandum of understanding is valid for the same period from the date of signing as that of AGREEMENT FOR ACADEMIC COOPERATION BETWEEN CLÍNICA UNIVERSIDAD DE NAVARRA AND UNIVERSIDAD DE NAVARRA, PAMPLONA, SPAIN AND HOKKAIDO UNIVERSITY HOSPITAL, FACULTY OF MEDICINE, GRADUATE SCHOOL OF MEDICINE, AND SCHOOL OF MEDICINE, HOKKAIDO UNIVERSITY, AND GRADUATE SCHOOL OF BIOMEDICAL SCIENCE AND ENGINEERING, HOKKAIDO UNIVERSITY, SAPPORO, JAPAN.

Any amendment of this memorandum of understanding shall require written approval of both institution.



Professor Iciar Astiasarán Anchía
Vice-President
Universidad de Navarra

Date: April 30. 2019



Professor Kiyohiro Houkin
Director
Hokkaido University Hospital

Date: Mar. 11. 2019



Professor Mitsuhiro Yoshioka
Dean
Graduate School of Medicine
and School of Medicine,
Hokkaido University

Date: Feb. 25, 2019



Professor Hiroki Shirato
Dean
Graduate School of Biomedical Science
and Engineering, Hokkaido University

Date: Feb. 28. 2019.

(出典：医学系事務部総務課医理工学院教務担当資料)



4D Treatment Workshop for Particle Therapy 2018

Program and Abstracts



Organizers

Shinichi Shimizu

Professor, Department of Radiation Oncology,
Faculty of Medicine, Hokkaido University GI-CoRE

Antje Knopf

Associate Professor, Department of Radiation Oncology,
University of Groningen, The Netherlands

Dates: December 7-8, 2018
Venue: Hokkaido University

<http://4dworkshop2018sapporo.hkdo.jp>

Timetable

December 7th

Time	Topic	Speaker
10:00-	Welcome Remarks	Hiroki Shirato (Hokkaido University)
10:30-12:00	1. Session Clinical practice (State of the art photon & proton therapy)	Shinichi Shimizu (Hokkaido University) ----- Zhongxing Liao (MD Anderson Cancer Center)
12:00-13:30	Lunch	
13:30-15:45	2. Session 4D treatment planning	Tony Lomax (Paul Scherrer Institute) ----- Annie Hsu (Stanford University) ----- Antje Knopf (University of Groningen)
15:45-16:00	Coffee Break	
16:00-17:00	A. Site Tour Hokkaido University Hospital Proton Beam Therapy Center	
17:00-18:30	Poster Session	
19:30-	Reception (sponsored by Hitachi)	

December 8th

Time	Topic	Speaker
8:30-10:45	3. Session 4D imaging	Shinichiro Mori (National Institute of Radiology Science) ----- Naoki Miyamoto (Hokkaido University) ----- Bas Raaymakers (University Medical Center Utrecht)
10:45-11:00	Coffee Break	
11:00-12:30	4. Session 4D dosimetry	Yoshikazu Tsunashima (Saga HIMAT) ----- Paul Keall (Sydney Medical School)
12:30-13:30	Lunch	
13:30 -15:00	5. Session New impulses for 4D proton treatments	Toshiyuki Terunuma (University of Tsukuba) ----- Nikos Paragios (Ecole Centrale Paris)
15:00-15:30	Summary Highlights / report / list of definitions/ location & focus next year	Antje Knopf / Shinichi Shimizu

4D Treatment Workshop abstract**Title:**

A study on the influence of changing the motion recognition rate on spot-scanning proton therapy

Author:

Tetsuhiro Sodeta¹⁾, Taeko Matsuura^{2,3,4)}, Takahiro Kanehira⁵⁾, Seishin Takao³⁾, Naoki

Miyamoto³⁾, Takaaki Fujii⁶⁾, Kentaro Nishioka^{3,6)}, Norio Kato^{3,6)}, Shinichi Shimizu^{3,4,6)},

Kikuo Umegaki^{2,3,4)}, Hiroki Shirato^{3,4,6)}

¹Graduate School of Biomedical Science and Engineering, Hokkaido University,

²Faculty of Engineering, Hokkaido University,

³Proton Beam Therapy Center, Hokkaido University Hospital,

⁴Global Station for Quantum Medical Science and Engineering, Global Institution for

Collaborative Research and Education (GI-CoRE), Hokkaido University,

⁵The Netherlands Cancer Institute, Department of Radiation Oncology

⁶Faculty of Medicine, Hokkaido University

DAY 1: Sunday, August 18, 2019

8:45 – 9:00

Opening Remarks

With the Summary of the consensus in GI-CoRE meetings in Sapporo 2014 - 2018

Hiroki Shirato (Hokkaido Univ. GSQ)

Session I: Advanced Radiobiology; Mitochondria, PD-1, and FLASH

<Chairman: Amato Giaccia>

9:00 – 9:30

1. ***Radiotherapy, Distribution of ROS in Cells, and Mitochondria in Cells***

Yasuhito Onodera (Hokkaido Univ. GSQ)

9:30 – 10:00

2. ***Radiation therapy links to cancer immunotherapy by immune T cells***

Kenji Chamoto (Kyoto Univ., Previously Hokkaido Univ.)

10:00 – 10:40

3. ***Biology of FLASH***

Erinn Rankin (Stanford Univ. GSQ)

----- Coffee Break -----

10:50 – 11:30

4. ***Clinical aspects of FLASH***

Billy W Loo (Stanford Univ. GSQ)

11:30 – 12:15

5. ***Discussion*** <Facilitator: Amato Giaccia>

Stanford Univ., Hokkaido Univ., Kyoto Univ. and Dr. Soren Bentzen

12:15 – 13:30

Poster Session with light meal and refreshments

<Chairs: Taeko Matsuura, Naoki Miyamoto, Jin-Min Nam and Khin Khin Tha>

Presentation Timeslot

Poster Board Number	Discipline	Author/Presenter	Title	Allocated Time	Chair
1	Medical Physics	Duong Thanh Tai	Dosimetric verification of Jaws-only intensity modulated radiation therapy by the Collapsed Cone Convolution algorithm for head and neck cancers: A Monte Carlo and experimental evaluation	12:30-12:35	Dr. Taeko Matsuura
2	Medical Physics	Samuel Nii Adu Tagoe	Construction and Pre-evaluation of an In-house Cylindrical Ionization Chamber Fabricated from Indigenous Materials	12:35-12:40	
3	Medical Physics	Francesca Itta	A COMSOL® multiphysics biomechanical model to simulate and predict parotid glands shrinkage during Radiotherapy Treatments	12:40-12:45	
4	Medical Physics	Jihun Kwon	Monitoring of Anatomical Change Near the Pancreas with MR-compatible Ultrasound Sensors	12:45-12:50	
5	Medical Physics	Sachin Dev	TOPAS among Indian Medical Physicists	12:55-1:00	Dr. Naoki Miyamoto
6	Medical Physics	Tsoodol ZOLBADRAL	Production cross sections of ⁶⁸ Ga and radioactive by-products in deuteron-induced reactions on natural zinc	1:00-1:05	
7	Medical Physics	Tomoki Uesaka	Proton beam range verification based on the acoustic resonance method using a gold marker: an initial study using FFAG	1:05-1:10	
8	Medical Physics	Yusuke Nomura	Fast spot-scanning proton dose calculation method with a 3-dimensional residual convolutional neural network	1:10-1:15	
9	Biology	Chiara Feoli	Enhancing protontherapy effectiveness by means of a boron-mediated nuclear reaction: insights from chromosome aberration studies	12:30-12:35	Dr. Jin-Min Nam
10	Biology	Mahesh Bekal	Acute effects of low doses of Radiation on cognition	12:35-12:40	
11	Biology	Tsuguhide Takeshima	The analysis of Radiation-induced, tumor-infiltrating neutrophils, which has the antitumor characteristics	12:40-12:45	
12	Biology	Yuki Shibata	Evaluation of erastin, a ferroptosis inducer, as a sensitizer for X-irradiation treatment against human adenocarcinoma	12:45-12:50	
13	Biology	Koki Kasamatsu	SLD repair impact on prolonged proton irradiation with various biological parameters	12:50-12:55	
14	Clinical	Te-Min Ke	The feasibility and outcome of nodal assessment in rectal cancer with neoadjuvant concurrent chemoradiotherapy: A single institution experience	1:00-1:05	Dr. Khin Khin Tha
15	Clinical	Daisuke Sawamura	The Benefits of Combined Working Memory and Attention Training: Observations in Young Healthy Adults	1:05-1:10	
16	Clinical	Hiroyuki Hamaguchi	Performance of MRI Sequences in Evaluation of Myelin: A Preliminary Report	1:10-1:15	

H29.4設置

医理工学院

Graduate School of Biomedical Science and Engineering

医理工学専攻

Division of Biomedical Science and Engineering

入学定員 修業年限 授与する学位

修士	12名	2年	修士(医理工学) Master of Biomedical Science and Engineering
博士後期	5名	3年	博士(医理工学) Doctor of Philosophy

担当する研究院等

医学研究院	歯学研究院
工学研究院	北海道大学病院
保健科学研究院	アイトープ 総合センター
理学研究院	GI-CoRE

社会的背景

医療機器市場の拡大とシェアの低下

- 高齢化の進展と新興国における医療需要拡大を受け、医療機器の市場が成長
- 一方、我が国の取り組みが国際的な標準治療の開発に結びついた例は少なく、世界的な貢献度は低い

理工学と医学を結ぶ人材の需要

- 医療機関にて、放射線治療に必須な理工学・医学の知識と病院での経験を有する医学物理士のニーズが拡大

特色ある教育

学生の志向に応じた2つのコース

量子医理工学コース

- 量子医理工学とは、量子力学から発展した放射線物理学を基礎とし、これを医学に応用するための学問体系
- 放射線治療の現場で不可欠な医学物理学の研究と人材育成

分子医理工学コース

- 分子医理工学とは、生体の分子挙動に関する理工学を医学に活かすための学問体系
- 今後の発展が期待される分子医療画像工学、分子診断薬、分子標的治療等の研究促進と人材育成

国際性の涵養

- スタンフォード大学との連携による、世界トップレベルの医学物理学教育と放射線生物学教育を実施（集中講義）
- 英語だけで修了できるコースワークを目指し多数の英語科目を開講



キャリア形成に向けた教育研究指導体制

- 理工学系と医学系の専任教員が連携して、個々の学生の研究指導を担当し、学位審査も両方の系の教員が担当
- 理工学の発展を医学に応用できる専門家を育成するため、病院内実習科目を設定



養成する人材像

量子医理工学コース

- 【修】放射線/粒子線治療とこれに関連する医療機器についての専門的知識/技能を有し、研究開発に携わる人材
- 【博】放射線/粒子線治療と関連医療機器/技術の開発を主導できる豊富な知識と優れた技能を有する国際的リーダー

分子医理工学コース

- 【修】分子画像診断・分子生物学・放射線生物学等についての専門的知識/技能を有し、研究開発に携わる人材
- 【博】新たな医療用分子画像装置・分子診断薬・腫瘍溶解ウイルス等の開発研究を主導できる豊富な知識と優れた技能を有する国際的リーダー

学内実績

- FIRSTに採択され（H21-25）、開発した装置は、メイヨークリニック等、世界を代表する医療機関に導入
- 陽子線治療センターを大学病院に建設し（H25）、全国から優れた理工学系研究者や医学物理士が集結
- GI-CoREに量子医理工学グローバルステーションを設置し、スタンフォード大学と共同研究を推進（H26-）

就職先

医療機関における医学物理士

病院内で医学物理士として活躍
大学病院では、教育・研究も行う

企業における医療機器開発者

企業等で医療機器開発に従事